

机上配布資料2

工事計画認可申請書

(玄海原子力発電所第4号機の変更の工事)

原発本第148号
令和元年11月26日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役 池辺和弘
社長執行役員

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第
43条の3の9第1項の規定により工事の計画の認可を受けた
いので申請します。

目 次

頁

1. 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (4) - 1
2. 二 工事計画 (4) - 2
3. 三 工事工程表 (4) - 66
4. 四 変更の理由 (4) - 67
5. 添付書類 (4) - 68

1. 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 九州電力株式会社

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号

代表者の氏名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘

2. 二 工事計画

1. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 玄海原子力発電所
所 在 地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

2. 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力	3,478,000kW
第 1 号機	559,000kW
第 2 号機	559,000kW
第 3 号機	1,180,000kW
第 4 号機	1,180,000kW (今回申請分)
周 波 数	60Hz

【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る。)

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの

1 燃料取扱設備

(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器

- ・使用済燃料ピットクレーン（3号機設備、3,4号機共用）
- ・燃料取扱棟クレーン（3号機設備、3,4号機共用）

(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナル

- ・燃料取扱棟内キャナル（3号機設備、3,4号機共用）

3 使用済燃料貯蔵設備

(1) 使用済燃料貯蔵槽

- ・使用済燃料ピット A（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ 3,4号機共用）
- ・使用済燃料ピット B（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ 3,4号機共用）

(2) 使用済燃料運搬用容器ピット

- ・キャスクピット（3号機設備、3,4号機共用）

(3) 使用済燃料貯蔵ラック

- ・使用済燃料ラック（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ 3,4号機共用）

(4) 破損燃料貯蔵ラック

- ・破損燃料容器ラック（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ 3,4号機共用）

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備

(1) 熱交換器

常設

- ・使用済燃料ピット冷却器（3号機設備、3,4号機共用）

(2) ポンプ

常設

- ・使用済燃料ピットポンプ（3号機設備、3,4号機共用）
- ・使用済燃料ピットスキマポンプ（3号機設備、3,4号機共用）

(5) ろ過装置

常設

- ・使用済燃料ピット脱塩塔（3号機設備、3,4号機共用）
- ・使用済燃料ピットフィルタ（3号機設備、3,4号機共用）
- ・使用済燃料ピットスキマフィルタ（3号機設備、3,4号機共用）

(7) 主配管（スプレイヘッダを含む。）

常設

- ・主配管（3号機設備、3,4号機共用）

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
(申請に係るものに限る。)

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

1 燃料取扱設備に係る次の事項

- (1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

使用済燃料ピットクレーン（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

燃料取扱棟クレーン（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナルの名称、種類、主要寸法及び材料

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

燃料取扱棟内キャナル（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

以下の設備は、3号機設備であり、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用の設備である。

使用済燃料ピット A（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピット B（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用）^(注)

（注）令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

キャスクピット（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

以下の設備は、3号機設備であり、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用の設備である。

使用済燃料ラック（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

以下の設備は、3号機設備であり、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用の設備である。

破損燃料容器ラック（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

- (1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

- ・常設

使用済燃料ピット冷却器（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

・常設

使用済燃料ピットポンプ（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピットスキマポンプ（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

- (5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

・常設

使用済燃料ピット脱塩塔（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピットフィルタ（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピットスキマフィルタ（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

(注) 令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

- (7) 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

以下の設備は、3号機設備であり、3,4号機共用の設備である。

・常設

使用済燃料ピット～使用済燃料ピットポンプ～使用済燃料ピット冷却器～弁 3V-SF-037A,B（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

弁 3V-SF-037A,B～使用済燃料ピット（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

弁 3V-SF-054A,B～使用済燃料ピット戻りライン合流点（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピットポンプ出口ライン分岐点～使用済燃料ピット脱塩塔（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピット脱塩塔～弁 3V-SF-054A,B（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

使用済燃料ピット～使用済燃料ピットスキマポンプ～使用済燃料ピット（3号機設備、3,4号機共用）^(注)

（注）令和元年11月26日付け原発本第145号（玄海原子力発電所第3号機の工事計画）にて申請したものである。

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格（申請に係るものに限る。）

(1) 基本設計方針

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。） 2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。） 3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。） 	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>燃料取扱設備（一部1,2,4号機共用（以下同じ。））は、新燃料を発電所に搬入してから使用済燃料（1,2号機の燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/tのものを含む。（以下同じ。））を発電所外に搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内において、新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備（設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用（以下同じ。））に移し、ここから燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料を発電所外に搬出する際、使用済燃料はキャスクピット（1,2,4号機共用）で使</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>燃料取扱設備（「一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、一部3,4号機共用」（以下同じ。））は、新燃料を発電所に搬入してから使用済燃料（4号機は1,2号機の燃料集合体最高燃焼度55,000MWd/tのものを含む。（以下同じ。））を発電所外に搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内において、新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により新燃料貯蔵設備又は4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用（以下同じ。））に移し、ここから燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵するとともに、7年以上冷却した4号機の使用済燃料については、必要に応じて3号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ一部3,4号機共用（以下同じ。））のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>使用済燃料を発電所外に搬出する際、使用済燃料はキャスクピット（「1,2,4号機共用」、「3</p>

変更前	変更後
<p>用済燃料運搬用容器に収納し、除染場ピット（1,2,4号機共用）で使用済燃料運搬用容器の除染を行う。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>燃料取扱設備は、使用済燃料の移送をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対し適切な遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（1,2,4号機共用（以下同じ。））及び燃料取扱棟クレーン（1,2,4号機共用（以下同じ。））は、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化し、フック部外れ止めを有し、燃料取扱中に燃料体等が外れて落下することのないようなインターロックを設けることで、燃料体等の落下を防止できる設計とともに、想定される使用済燃料ピット（設計基準対象施設としてのみ1,2,4号機共用（以下同じ。））内への落下物によって使用済燃料ピット内の燃料体等が破損しないことを計算により確認する。</p> <p>なお、ワイヤ、フックはそれぞれクレーン構造規格、日本クレーン協会規格の規定を満たす安全率を有する設計とする。</p> <p>燃料取替クレーンは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化して保持する構造とし、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。</p> <p>新燃料エレベータは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化することにより新燃料の落下を防止する構造とする。</p> <p>燃料取替クレーン及び使用済燃料ピットクレーンは、取扱中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインターロックを設けて、過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。燃料取扱棟クレーンで新燃料を取り扱う際は、荷重監視を行うことで過荷重による落下を防止することとする。</p> <p>燃料取替クレーン及び使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒することがないよう</p>	<p>号機設備、3,4号機共用）で使用済燃料運搬用容器に収納し、除染場ピット（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）で使用済燃料運搬用容器の除染を行う。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料体等を1体ずつ取り扱う構造とし、燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>燃料取扱設備は、使用済燃料の移送をすべて水中で行うことで、崩壊熱により燃料体等が溶融せず、使用済燃料からの放射線に対し適切な遮蔽能力を有する設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットクレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））及び燃料取扱棟クレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））は、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化し、フック部外れ止めを有し、燃料取扱中に燃料体等が外れて落下することのないようなインターロックを設けることで、燃料体等の落下を防止できる設計とともに、想定される使用済燃料ピット（「設計基準対象施設としてのみ1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用」（以下同じ。））内への落下物によって使用済燃料ピット内の燃料体等が破損しないことを計算により確認する。</p> <p>なお、ワイヤ、フックはそれぞれクレーン構造規格、日本クレーン協会規格の規定を満たす安全率を有する設計とする。</p> <p>燃料取替クレーンは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化して保持する構造とし、架台及び移送台車の駆動並びにグリッパチューブの昇降を安全かつ確実に行うために、各装置にはインターロックを設ける。</p> <p>新燃料エレベータは、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化することにより新燃料の落下を防止する構造とする。</p> <p>燃料取替クレーン及び使用済燃料ピットクレーンは、取扱中に過荷重となった場合に上昇を阻止するインターロックを設けて、過荷重による燃料体等の落下を防止できる設計とする。燃料取扱棟クレーンで新燃料を取り扱う際は、荷重監視を行うことで過荷重による落下を防止することとする。</p> <p>燃料取替クレーン及び使用済燃料ピットクレーンは、地震時にも転倒することがないよう</p>

変更前	変更後
<p>に、また燃料取扱棟クレーンは地震時にも脱輪することができないように走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>燃料移送装置の移送台車及びリフティング機構には、燃料体等の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し燃料取扱棟クレーンを自動停止させる。また、その先にストッパを設けることにより、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。</p> <p>燃料体等を封入し、構内運搬に使用できる容器は保有しない。</p> <p>燃料取扱設備は、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料体等を保持できる設計とする。</p> <p>燃料取替クレーンのグリッパチューブ下部にあるグリッパは空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料体等を落とすことのない構造とする。</p> <p>燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ及び燃料移送装置は、駆動電源の喪失に対しても、燃料体等を保持できる性能を有する設計とする。</p>	<p>に、また燃料取扱棟クレーンは地震時にも脱輪することができないように走行部はレールを抱え込む構造とする。</p> <p>燃料移送装置の移送台車及びリフティング機構には、燃料体等の受渡しを安全かつ確実にできるようにインターロックを設ける。</p> <p>燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し燃料取扱棟クレーンを自動停止させる。また、その先にストッパを設けることにより、吊り上げられた使用済燃料運搬用容器等重量物が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。</p> <p>燃料体等を封入し、構内運搬に使用できる容器は保有しない。</p> <p>燃料取扱設備は、動力源である電源又は空気が喪失した場合でも燃料体等を保持できる設計とする。</p> <p>燃料取替クレーンのグリッパチューブ下部にあるグリッパは空気作動式とし、燃料体等をつかんだ状態で空気が喪失しても、安全側に働いて燃料体等を落とすことのない構造とする。</p> <p>燃料取替クレーン、使用済燃料ピットクレーン、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ及び燃料移送装置は、駆動電源の喪失に対しても、燃料体等を保持できる性能を有する設計とする。</p>
<p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。</p>	<p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備（「設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ一部3,4号機共用」（以下同じ。））は、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有し、また、使用済燃料貯蔵設備は、全炉心燃料及び1回の燃料取替えに必要とする燃料集合体数に十分余裕を持たせた貯蔵容量を有する設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料取扱棟内に設置し、適切な格納性と換気空調設備を有する区画とする。</p> <p>燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、柵等により立入りを制限する区域を設け、施錠できる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入して貯蔵する構造とし、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。乾燥状態で貯蔵し、浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用（以下同じ。））を配置し、各ラックのセルに1体ずつ燃料体等を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下で臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保し、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p>	<p>燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を低減するため、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備は、燃料取扱棟内に設置し、適切な格納性と換気空調設備を有する区画とする。</p> <p>燃料貯蔵設備は、燃料取扱者以外の者がみだりに立ち入らないよう、柵等により立入りを制限する区域を設け、施錠できる設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、燃料取扱棟内の独立した区画に設け、キャン型のラックに新燃料を1体ずつ挿入して貯蔵する構造とし、想定されるいかなる状態においても新燃料が臨界に達するおそれがない設計とする。乾燥状態で貯蔵し、浸水することのない構造とし、さらに、排水口を設ける。また、水消火設備は設けない。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.95以下で臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の使用済燃料ラック（「設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用」（以下同じ。））を配置し、各ラックのセルに1体ずつ燃料体等を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、設備容量分の燃料収容時に純水で満たされた場合を想定しても実効増倍率は不確定性を含めて0.98以下で臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、使用済燃料ピットから放射性物質を含む水があふれ、又は漏れない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の上部に十分な水深を確保し、使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有し、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする設計とする。</p>

変更前	変更後
<p>また、万一、使用済燃料ピットから漏えいを生じた場合には、使用済燃料ピットに燃料取替用水ピットからほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けることができ、その機能が損なわれない設計とする。</p> <p>燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験（以下「落下試験」という。）での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピットの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。</p> <p>重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対して、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を維持する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定しても使用済燃料ピットに届かない距離に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する。 ・ 燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し燃料取扱棟クレーンを自動停止させる。また、その先にストップを設けることにより、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。 ・ 燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨ばりは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。また、屋根は鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。 	<p>また、万一、使用済燃料ピットから漏えいを生じた場合には、使用済燃料ピットに燃料取替用水ピットからほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）とし、燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けることができ、その機能が損なわれない設計とする。</p> <p>燃料体等の落下に関しては、模擬燃料集合体の気中鉛直及び斜め落下試験（以下「落下試験」という。）での最大減肉量を考慮しても使用済燃料ピットの機能が損なわれない厚さ以上のステンレス鋼内張りを施設する。</p> <p>重量物の落下に関しては、落下時の衝突エネルギーが落下試験より小さい設備等は適切に落下防止するとともに落下形態を含めて落下試験結果に包絡されるため、落下時の衝突エネルギーが落下試験より大きい設備等に対して、以下のとおり適切な落下防止対策を施し、使用済燃料ピットの機能を維持する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ピットからの離隔を確保できる重量物については、使用済燃料ピットへ落下するおそれがないよう、転倒を仮定しても使用済燃料ピットに届かない距離に設置する。また、転倒防止のため床面や壁面へ固定する。 ・ 燃料取扱棟クレーンは、使用済燃料ピット上部に一部走行レールがあるが、ピット上部を走行させないために走行範囲を制限する措置として使用済燃料ピットの手前にリミットスイッチを設置し燃料取扱棟クレーンを自動停止させる。また、その先にストップを設けることにより、クレーン本体及び吊荷が使用済燃料ピットへの落下物とならない設計とする。 ・ 燃料取扱棟の屋根を支持する鉄骨ばりは、基準地震動に対する発生応力が終局耐力を超えず、使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。また、屋根は鋼板の上に鉄筋コンクリート造の床を設け、地震による剥落のない構造とする。

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱棟の下層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。上層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないことを確認する。 使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、保守的に吊荷ありの条件で、基準地震動によりホイスト支柱等に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具爪について、保守的に吊荷なしの条件で、基準地震動による発生応力が、転倒防止金具爪、取付けボルト等の許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価としては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、基準地震動により基礎ボルト等に発生する応力が、許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃料体等が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持った設計とする。保安規定に使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量を管理することを定め、この裕度を確保する。 <p>使用済燃料は、使用済燃料ラックに貯蔵するが、使用済燃料ラックに収納できないような破損燃料が生じた場合は、使用済燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する設計とする。</p> <p>使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱棟の下層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して健全性が確保される設計とする。上層部の鉄筋コンクリート壁は、基準地震動に対して使用済燃料ピット内に落下しない設計とする。 使用済燃料ピットクレーンは、基準地震動による地震荷重に対し、クレーン本体の健全性評価及び転倒落下防止評価を行い、使用済燃料ピットへの落下物とならないことを確認する。 使用済燃料ピットクレーン本体の健全性評価としては、保守的に吊荷ありの条件で、基準地震動によりホイスト支柱等に発生する応力が許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンの転倒落下防止評価としては、走行レール頭部を抱き込む構造をしたクレーンの転倒防止金具爪について、保守的に吊荷なしの条件で、基準地震動による発生応力が、転倒防止金具爪、取付けボルト等の許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンの走行レールの健全性評価としては、走行方向、走行直角方向及び鉛直方向について、基準地震動により基礎ボルト等に発生する応力が、許容応力以下であることを確認する。 使用済燃料ピットクレーンのワイヤ及びフックは、基準地震動により燃料体等が一度浮き上がって落下した後の落下による衝撃荷重に対し、吊荷とクレーンが振れる際の位相差による相対速度まで考慮しても、吊荷を落下せず、安全に保持できる裕度を持った設計とする。保安規定に使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量を管理することを定め、この裕度を確保する。 <p>使用済燃料は、使用済燃料ラックに貯蔵するが、使用済燃料ラックに収納できないような破損燃料が生じた場合は、使用済燃料ピット水の放射能汚染拡大を防ぐため使用済燃料ピット内で別に用意した容器に入れて貯蔵する設計とする。</p> <p>使用済燃料を貯蔵する乾式キャスクは保有しない。</p>

変更前	変更後
<p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 使用済燃料ピット冷却器による使用済燃料ピット水の冷却</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備（1,2,4号機共用（以下同じ。））を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うために十分な冷却能力を有し、燃料体等が崩壊熱により溶融しない設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットポンプ若しくは使用済燃料ピット冷却器の故障等により使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合、燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水ピット、2次系補給水ポンプ（3号機設備、3,4号機共用）若しくは2次系純水タンク（3号機設備、3,4号機共用）の故障等により使用済燃料ピットの注水機能が喪失した場合又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等による使用済燃料ピット水の小規模な漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水）を保管する。</p> <p>可搬型代替注水設備としては、使用済燃料ピット補給用水中ポンプ（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））により、注水ライン（一部「3号機設備、3,4号機共用」）を介して中間受槽（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））から使用済燃料ピットへ淡水又は海水を注入できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピット出口配管の接続位置は、破損等により使用済燃料ピット水が漏えいした場合においても、放射線業務従事者の燃料取替時の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持できる高さ以上とする。入口配管については、遮蔽に必要な水位以下に水位が低下することを防止するため、</p>	<p>4. 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 使用済燃料ピット冷却器による使用済燃料ピット水の冷却</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うために十分な冷却能力を有し、燃料体等が崩壊熱により溶融しない設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>(2) 使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットポンプ若しくは使用済燃料ピット冷却器の故障等により使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合、燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水ピット、2次系補給水ポンプ（3号機設備、3,4号機共用）若しくは2次系純水タンク（3号機設備、3,4号機共用）の故障等により使用済燃料ピットの注水機能が喪失した場合又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等による使用済燃料ピット水の小規模な漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止できるよう、可搬型代替注水設備（使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水）を保管する。</p> <p>可搬型代替注水設備としては、使用済燃料ピット補給用水中ポンプ（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））により、注水ライン（一部「3号機設備、3,4号機共用」）を介して中間受槽（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））から使用済燃料ピットへ淡水又は海水を注入できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、使用済燃料ピットの冷却機能の喪失及び注水機能の喪失による水位低下を防止するため、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による使用済燃料ピット水の蒸散量を上回る補給量を有する設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピット出口配管の接続位置は、破損等により使用済燃料ピット水が漏えいした場合においても、放射線業務従事者の燃料取替時の放射線被ばくを管理する上で定めた線量率を満足できるよう、燃料体等からの放射線の遮蔽に必要となる水位を維持できる高さ以上とする。入口配管については、遮蔽に必要な水位以下に水位が低下することを防止するため、</p>

変更前	変更後
<p>上端部にサイフォンブレーカを設ける設計とする。</p> <p>サイフォンブレーカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、水中ポンプ用発電機（3号機設備、3,4号機共用）から給電できる設計とする。</p>	<p>上端部にサイフォンブレーカを設ける設計とする。</p> <p>サイフォンブレーカは、耐震性も含めて機器、弁類等の故障及び誤操作等によりその機能を喪失することのない設計とする。</p> <p>使用済燃料ピットは、可搬型代替注水設備による冷却及び水位確保により使用済燃料ピットの機能を維持し、実効増倍率が最も高くなる純水冠水状態においても実効増倍率は不確定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とする。</p> <p>使用済燃料ピット補給用水中ポンプは、水中ポンプ用発電機（3号機設備、3,4号機共用）から給電できる設計とする。</p>
<p>(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するための設備又は発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を保管する。</p> <p>なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備による注水操作を実施しても使用済燃料ピット出口配管下端未満への水位低下が継続する場合を考慮する。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、発電所内の発電用原子炉施設基数の半数以上を設ける。</p> <p>可搬型スプレイ設備としては、可搬型ディーゼル注入ポンプ（3号機設備、3,4号機共用）により、スプレイライン（一部「3号機設備、3,4号機共用」）及び使用済燃料ピットスプレイヘッダ（3号機設備、3,4号機共用）を介して中間受槽より使用済燃料ピットへ淡水又は海水をスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することにより大気への拡散を抑制するため、使用済燃料ピットの全面に</p>	<p>(3) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するための設備又は発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、可搬型スプレイ設備（使用済燃料ピットへのスプレイ）を保管する。</p> <p>なお、水位の異常な低下としては、可搬型代替注水設備による注水操作を実施しても使用済燃料ピット出口配管下端未満への水位低下が継続する場合を考慮する。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、発電所内の発電用原子炉施設基数の半数以上を設ける。</p> <p>可搬型スプレイ設備としては、可搬型ディーゼル注入ポンプ（3号機設備、3,4号機共用）により、スプレイライン（一部「3号機設備、3,4号機共用」）及び使用済燃料ピットスプレイヘッダ（3号機設備、3,4号機共用）を介して中間受槽より使用済燃料ピットへ淡水又は海水をスプレイできる設計とする。</p> <p>可搬型スプレイ設備は、燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、できる限り環境への放射性物質の放出を低減することにより大気への拡散を抑制するため、使用済燃料ピットの全面に</p>

変更前	変更後
<p>向けてスプレイし、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量を使用済燃料ピット内へスプレイする設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料ピットは、可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とする。</p>	<p>向けてスプレイし、使用済燃料ピットに貯蔵している燃料体等からの崩壊熱による蒸散量を上回る量を使用済燃料ピット内へスプレイする設計とする。使用済燃料ピット内へのスプレイ量は、試験により確認する。また、使用済燃料ピットは、可搬型スプレイ設備にて、使用済燃料ラック及び燃料体等を冷却し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、いかなる一様な水密度であっても実効増倍率は不確定性を含めて 0.98 以下で臨界を防止できる設計とする。</p>
<p>(4) 使用済燃料ピットへの放水</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和するための設備又は発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）を保管する。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、発電所内の発電用原子炉施設基数の半数以上を設ける。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）として、放水砲（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））を、可搬型ホース（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））により海を水源とする移動式大容量ポンプ車（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））と接続し、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続し、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟へ放水できる設計とする。移動式大容量ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に向けて放水できる設計とする。</p>	<p>(4) 使用済燃料ピットへの放水</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により、可搬型代替注水設備を用いても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和するための設備又は発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合における発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備として、放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）を保管する。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）は、複数の発電用原子炉施設の同時使用を想定し、発電所内の発電用原子炉施設基数の半数以上を設ける。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）として、放水砲（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））を、可搬型ホース（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））により海を水源とする移動式大容量ポンプ車（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））と接続し、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に大量の水を放水することによって、一部の水が使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>放水設備（燃料取扱棟（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水）として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続し、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟へ放水できる設計とする。移動式大容量ポンプ車及び放水砲は、設置場所を任意に設定でき、複数の方向から原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に向けて放水できる設計とする。</p>
<p>(5) 海洋への拡散抑制</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として重大</p>	<p>(5) 海洋への拡散抑制</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備のうち、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備として重大</p>

変更前	変更後
<p>事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p> <p>海洋への拡散抑制として、シルトフェンス（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管）（原子炉格納施設の設備で兼用）は、汚染水が発電所から海洋に流出する6箇所（3,4号機取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水ピット、3,4号機取水ピット、吐口水槽放水箇所付近及び八田浦雨水枠放水箇所付近）に設置することとし、3,4号機取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、吐口水槽放水箇所付近及び八田浦雨水枠放水箇所付近については、小型船舶（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管）台数1（予備1）（放射線管理施設の設備、原子炉格納施設の設備で兼用）により使用時に設置できる設計とする。</p> <p>放水砲による放水を実施した場合の海洋への拡散抑制として、放射性物質吸着剤（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））（原子炉格納施設の設備で兼用）は、雨水排水路に流入した汚染水が通過することにより放射性物質を吸着できるよう、3,4号機取水口側雨水排水処理槽、3,4号機放水口側雨水排水処理槽、吐口水槽及び八田浦雨水枠の計4箇所に、網目状の袋又はかごに軽石状の放射性物質吸着剤を詰めたもの約6,000kg（3,4号機取水口側雨水排水処理槽）、約6,000kg（3,4号機放水口側雨水排水処理槽）、約1,000kg（吐口水槽）及び約6,000kg（八田浦雨水枠）を使用時に設置できる設計とする。</p>	<p>事故等対処設備（海洋への拡散抑制）を設ける。</p> <p>海洋への拡散抑制として、シルトフェンス（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管）（原子炉格納施設の設備で兼用）は、汚染水が発電所から海洋に流出する6箇所（3,4号機取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水ピット、3,4号機取水ピット、吐口水槽放水箇所付近及び八田浦雨水枠放水箇所付近）に設置することとし、3,4号機取水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、3,4号機放水口側雨水排水処理槽放水箇所付近、吐口水槽放水箇所付近及び八田浦雨水枠放水箇所付近については、小型船舶（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管）台数1（予備1）（放射線管理施設の設備、原子炉格納施設の設備で兼用）により使用時に設置できる設計とする。</p> <p>放水砲による放水を実施した場合の海洋への拡散抑制として、放射性物質吸着剤（3号機設備、3,4号機共用、3号機に保管（以下同じ。））（原子炉格納施設の設備で兼用）は、雨水排水路に流入した汚染水が通過することにより放射性物質を吸着できるよう、3,4号機取水口側雨水排水処理槽、3,4号機放水口側雨水排水処理槽、吐口水槽及び八田浦雨水枠の計4箇所に、網目状の袋又はかごに軽石状の放射性物質吸着剤を詰めたもの約6,000kg（3,4号機取水口側雨水排水処理槽）、約6,000kg（3,4号機放水口側雨水排水処理槽）、約1,000kg（吐口水槽）及び約6,000kg（八田浦雨水枠）を使用時に設置できる設計とする。</p>
(6) 使用済燃料ピット水の水質維持	(6) 使用済燃料ピット水の水質維持
<p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、フィルタ（1,2,4号機共用）及び脱塩塔（1,2,4号機共用）により、使用済燃料ピット水に含まれる固形状及びイオン状不純物を除去し、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p>	<p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、フィルタ（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）及び脱塩塔（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）により、使用済燃料ピット水に含まれる固形状及びイオン状不純物を除去し、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p>
(7) 使用済燃料ピット接続配管	(7) 使用済燃料ピット接続配管
<p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。更に、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない設計とする。</p>	<p>使用済燃料ピット水浄化冷却設備の取水のための配管は使用済燃料ピット上部に取り付け、また、注水のための配管にはサイフォンブレーカを取り付ける。更に、使用済燃料ピット底部には排水口は設けない設計とする。</p>
(8) 水源	(8) 水源
重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備のうち、設計基準事故の収束に必要な水源とは

変更前	変更後
<p>別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（代替水源から中間受槽への供給及び中間受槽を水源とする使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水）を設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水操作を実施しても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に十分な量の水を供給するための設備として可搬型スプレイ設備（中間受槽を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（海を水源とする燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水）を設ける。</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、使用済燃料ピットの水位が低下した場合の使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の水源、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合の使用済燃料ピットへのスプレイの水源として、代替水源である中間受槽を使用する。</p> <p>代替水源から中間受槽への供給として、八田浦貯水池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））は、可搬型ホースを介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは水中ポンプ用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>海を水源とする燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続することで、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に大量の水を放水し、一部の水を使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水ピットに対しては復水ピット、八田浦貯水池、2次系純水タンク及び原水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p>	<p>別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するための設備として重大事故等対処設備（代替水源から中間受槽への供給及び中間受槽を水源とする使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水）を設ける。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水操作を実施しても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に十分な量の水を供給するための設備として可搬型スプレイ設備（中間受槽を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイ）及び放水設備（海を水源とする燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水）を設ける。</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合又は使用済燃料ピットに接続する配管の破損等により使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、使用済燃料ピットの水位が低下した場合の使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の水源、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合の使用済燃料ピットへのスプレイの水源として、代替水源である中間受槽を使用する。</p> <p>代替水源から中間受槽への供給として、八田浦貯水池又は海を水源とした取水用水中ポンプ（3号機設備、3,4号機共用（以下同じ。））は、可搬型ホースを介して中間受槽へ水を供給できる設計とする。取水用水中ポンプは水中ポンプ用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>海を水源とする燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水として、放水砲は、可搬型ホースにより海を水源とする移動式大容量ポンプ車と接続することで、原子炉周辺建屋のうち燃料取扱棟に大量の水を放水し、一部の水を使用済燃料ピットに注水できる設計とする。</p> <p>重大事故等時の代替淡水源としては、燃料取替用水ピットに対しては復水ピット、八田浦貯水池、2次系純水タンク及び原水タンクを確保する。また、海を水源として使用できる設計とする。</p>

変更前	変更後
代替水源からの移送ルートを確保し、中間受槽、可搬型ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。	代替水源からの移送ルートを確保し、中間受槽、可搬型ホース及びポンプについては、複数箇所に分散して保管する。
5. 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。	5. 主要対象設備 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の対象となる主要な設備について、「表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト」に示す。

表 1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト(1/3)

		変更前				変更後					
設備区分	機器区分	名 称	(注1) 設計基準対象施設		(注1) 重大事故等対処設備		名 称	(注1) 設計基準対象施設		(注1) 重大事故等対処設備	
			耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス
燃料取扱設備	新燃料又は 使用済燃料を 取り扱う機器	—					使用済燃料ピットクレーン (3号機設備、3,4号機共用)	B-1 B-2	—	—	—
	原子炉キャビ ティ及び燃料 取替キャナル						燃料取扱棟クレーン (3号機設備、3,4号機共用)	B-1	—	—	—
							燃料取扱棟内キャナル (3号機設備、3,4号機共用)	B	—	—	—

表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト(2/3)

		変更前				変更後						
設備区分	機器区分	名 称	(注1) 設計基準対象施設		(注1) 重大事故等対処設備		名 称	(注1) 設計基準対象施設		(注1) 重大事故等対処設備		
			耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		耐震重要度 分類	機器 クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	
使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵槽	—		—		使用済燃料ピット A (3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用)		S	クラス3	常設耐震／防止 常設／緩和	SAクラス2	
	使用済燃料運搬用容器ピット	—		—		使用済燃料ピット B (3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用)		S	クラス3	常設耐震／防止 常設／緩和	SAクラス2	
	使用済燃料貯蔵ラック	—		—		キャスクピット (3号機設備、3,4号機共用)		B	—	—	—	
	破損燃料貯蔵ラック	—		—		使用済燃料ラック (3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用)	使用済燃料ピットA用	S	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—	
							使用済燃料ピットB用	S	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—	
						破損燃料容器ラック (3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用)	使用済燃料ピットA用	S	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—	
							使用済燃料ピットB用	S	—	常設耐震／防止 常設／緩和	—	

表1 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の主要設備リスト(3/3)

		変更前				変更後			
設備区分	機器区分	名 称	(注1) 設計基準対象施設	(注1) 重大事故等対処設備		名 称	(注1) 設計基準対象施設	(注1) 重大事故等対処設備	
			耐震重要度分類	機器クラス	設備分類		耐震重要度分類	機器クラス	設備分類
	熱交換器	—				使用済燃料ピット冷却器 (3号機設備、3,4号機共用)	B-3	クラス3	—
使用済燃料貯蔵槽冷却淨化設備	ポンプ	—				使用済燃料ピットポンプ (3号機設備、3,4号機共用)	B-3	Non ^(注2)	—
		—				使用済燃料ピットスキマポンプ (3号機設備、3,4号機共用)	B	Non ^(注2)	—
		—				使用済燃料ピット脱塩塔 (3号機設備、3,4号機共用)	B-1	クラス3	—
主配管（スプレイヘッダを含む。）		—				使用済燃料ピットフィルタ (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—
		—				使用済燃料ピットスキマフィルタ (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—
		—				使用済燃料ピット～使用済燃料ピットポンプ～使用済燃料ピット冷却器～弁3V-SF-037A,B (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—
		—				弁3V-SF-037A,B～使用済燃料ピット (3号機設備、3,4号機共用)	S	クラス3	—
		—				弁3V-SF-054A,B～使用済燃料ピット戻りライン合流点 (3号機設備、3,4号機共用)	S	クラス3	—
		—				使用済燃料ピットポンプ出口ライン分岐点～使用済燃料ピット脱塩塔 (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—
		—				使用済燃料ピット脱塩塔～弁3V-SF-054A,B (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—
		—				使用済燃料ピット～使用済燃料ピットスキマポンプ～使用済燃料ピット (3号機設備、3,4号機共用)	B	クラス3	—

(注1) 表1に用いる略語の定義は「付表1」による。

(注2) 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む))<第I編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)における「クラス3ポンプ」である。

付表 1 略語の定義(1/3)

	略語	定義
設計基準対象施設	S	耐震重要度分類における S クラス(津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。)及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く)
	S*	S クラスの施設のうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 なお、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能及び津波監視機能をいう。)を保持するものとする。
	B	耐震重要度分類における B クラス(B-1,B-2 及び B-3 を除く)
	B-1	B クラスの設備のうち、共振のおそれがあるため、弹性設計用地震動 Sd に 2 分の 1 を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの
	B-2	B クラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
	B-3	B クラスの設備のうち、更なる信頼性向上のため、基準地震動による地震力に対して、波及的影響により使用済燃料ピットの冷却機能を損なわないように設計するもの
	C	耐震重要度分類における C クラス(C-1,C-2 及び C-3 を除く)
	C-1	C クラスの設備のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの
	C-2	C クラスの設備のうち、基準地震動による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに地震時の溢水の伝播を防止する機能を保持できる設計とするもの
	C-3	C クラスの設備のうち、屋外重要土木構造物であるため、基準地震動による地震力に対して安全機能を保持できる設計とするもの
—		当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの

付表 1 略語の定義(2/3)

	略語	定義
設計基準対象施設 機器クラス	クラス 1	技術基準規則第二条第二項第三十二号に規定する「クラス 1 容器」、「クラス 1 管」、「クラス 1 ポンプ」、「クラス 1 弁」又はこれらを支持する構造物
	クラス 2	技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定する「クラス 2 容器」、「クラス 2 管」、「クラス 2 ポンプ」、「クラス 2 弁」又はこれらを支持する構造物
	クラス 3	技術基準規則第二条第二項第三十四号に規定する「クラス 3 容器」又は「クラス 3 管」
	クラス 4	技術基準規則第二条第二項第三十五号に規定する「クラス 4 管」
	格納容器 ^(注1)	技術基準規則第二条第二項第二十八号に規定する「原子炉格納容器」
	炉心支持構造物	原子炉圧力容器の内部において燃料集合体を直接に支持するか又は拘束する部材
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの
	Non	上記以外の容器、管、ポンプ、弁又は支持構造物
—		当該施設において設計基準対象施設として使用しないもの又は上記以外のもの

付表 1 略語の定義(3/3)

	略語	定義
重大事故等対処設備	常設／防止	技術基準規則第四十九条第一号に規定する「常設重大事故防止設備」
	常設耐震／防止	技術基準規則第四十九条第一号に規定する「常設耐震重要重大事故防止設備」
	常設／緩和	技術基準規則第四十九条第三号に規定する「常設重大事故緩和設備」
	常設／その他	常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備以外の常設重大事故等対処設備
	可搬／防止	重大事故防止設備のうち可搬型のもの
	可搬／緩和	重大事故緩和設備のうち可搬型のもの
	可搬／その他	可搬型重大事故防止設備及び可搬型重大事故緩和設備以外の可搬型重大事故等対処設備
	—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの
重大事故等機器クラス	SA クラス 2	技術基準規則第二条第二項第三十八号に規定する「重大事故等クラス 2 容器」、「重大事故等クラス 2 管」、「重大事故等クラス 2 ポンプ」、「重大事故等クラス 2 弁」又はこれらを支持する構造物
	SA クラス 3	技術基準規則第二条第二項第三十九号に規定する「重大事故等クラス 3 容器」、「重大事故等クラス 3 管」、「重大事故等クラス 3 ポンプ」又は「重大事故等クラス 3 弁」
	火力技術基準	発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の規定を準用するもの 又は使用条件を踏まえ、十分な強度を有していることを確認できる一般産業品規格を準用するもの
	—	当該施設において重大事故等対処設備として使用しないもの又は上記以外のもの

(注 1) 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2005 年版 (2007 年追補版含む))<第 I 編 軽水炉規格> JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会) における「クラス MC」である。

(2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
<p>第 2 章 個別項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">● 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)	<p>第 2 章 個別項目</p> <p>変更なし</p>

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

7(1)～7(5)について次に示す。

7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項目次

- 1 品質保証計画
- 2 適用範囲
- 3 定 義
- 4 品質マネジメントシステム
 - 4.1 品質マネジメントシステムに係る事項
 - 4.2 文書化に関する要求事項
 - 4.2.1 一 般
 - 4.2.2 品質マニュアル
 - 4.2.3 文書管理
 - 4.2.4 記録の管理
 - 5 経営者の責任
 - 5.1 経営者の関与
 - 5.2 原子力安全の重視
 - 5.3 品質方針
 - 5.4 計 画
 - 5.4.1 品質目標
 - 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
 - 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
 - 5.5.1 責任及び権限
 - 5.5.2 管理責任者
 - 5.5.3 プロセス責任者
 - 5.5.4 内部コミュニケーション
 - 5.6 マネジメントレビュー
 - 5.6.1 一 般
 - 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット
 - 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット
 - 6 資源の管理監督
 - 6.1 資源の確保
 - 6.2 人的資源
 - 6.2.1 一 般
 - 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識
 - 6.3 業務運営基盤

6.4 作業環境

7 業務に関する計画の策定及び業務の実施

7.1 業務の計画

7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス

7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化

7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー

7.2.3 外部とのコミュニケーション

7.3 設計・開発

7.3.1 設計・開発の計画

7.3.2 設計・開発へのインプット

7.3.3 設計・開発からのアウトプット

7.3.4 設計・開発のレビュー

7.3.5 設計・開発の検証

7.3.6 設計・開発の妥当性確認

7.3.7 設計・開発の変更管理

7.4 調達

7.4.1 調達プロセス

7.4.2 調達要求事項

7.4.3 調達製品の検証

7.5 業務の実施

7.5.1 業務の管理

7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

7.5.3 識別及びトレーサビリティ

7.5.4 組織外の所有物

7.5.5 調達製品の保持

7.6 監視機器及び測定機器の管理

8 監視測定、分析及び改善

8.1 一般

8.2 監視及び測定

8.2.1 外部の者からの意見

8.2.2 内部監査

8.2.3 プロセスの監視及び測定

8.2.4 検査及び試験

8.3 不適合管理

8.4 データの分析

8.5 改 善

8.5.1 継続的改善

8.5.2 是正処置

8.5.3 予防処置

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

変更前	変更後
<p>1 品質保証計画</p> <p>当社は、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「同規則の解釈」（以下「品証規則」という。）に基づき、品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。）を構築し、「品質マニュアル（要則）」を定めている。本品質管理監督システムの計画（以下「品質保証計画」という。）は「品質マニュアル（要則）」に基づき定めたものである。</p>	
<p>2 適用範囲</p> <p>本「品質保証計画」は、玄海原子力発電所第4号機原子炉施設（共用設備を含む。）の設計及び工事に係る保安活動（以下「保安活動」という。）に適用する。</p>	
<p>3 定義</p> <p>本「品質保証計画」における用語の定義は、以下を除き品証規則に従う。</p> <p>(1) 保安に関する組織：別図1「保安に関する組織」に定める組織全体をいう。</p> <p>(2) 原子力総括部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力総括部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(3) 安全・品質保証部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち安全・品質保証部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(4) 原子力管理部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力管理部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(5) 原子力建設部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力建設部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(6) 原子力技術部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力技術部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(7) 廃止措置統括部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち廃止措置統括室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(8) 原子力土木建築部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力土木建築部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(9) 資材調達部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち資材調達部長及びその所掌する組織をいう。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(10) 原子燃料部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子燃料部長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(11) 監査部門：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力監査室長及びその所掌する組織をいう。</p> <p>(12) 本店組織：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門、資材調達部門及び原子燃料部門をいう。</p> <p>(13) 発電所組織：別図1「保安に関する組織」に定める組織のうち発電所の組織をいう。</p> <p>(14) 原子力部門：原子力発電本部長並びに原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織をいう。</p> <p>(15) 原子力施設情報公開ライブラリー ：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。）</p> <p>(16) 原子炉施設 ：「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に掲げる発電用原子炉施設をいう。</p>	変更なし

4 品質マネジメントシステム

4.1 品質マネジメントシステムに係る事項

- (1) 保安に関する組織は、本「品質保証計画」に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。
- (2) 保安に関する組織は、次の事項を実施する。
 - a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（達成される結果を含む。）及びそれらの保安に関する組織への適用を別図2「品質保証計画に係る規定文書体系図」に示す文書で明確にする。
 - b. これらのプロセスの順序及び相互関係を別図3「品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に明確にする。
 - c. これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。

変更前	変更後
<p>d. これらのプロセスの運用並びに監視及び測定を支援するために必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。</p> <p>e. これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f. これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g. これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h. 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運用において、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づき「保修基準」及び「土木建築基準」に定める設備の品質重要度分類等に従い、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</p> <p>(4) 保安に関する組織は、これらのプロセスを、本「品質保証計画」に従って管理する。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを決めた場合には、アウトソースするプロセスに対する管理の方式及び程度を「7.4 調達」に従って定め、これに基づきアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、記録は適正^{*1}に作成する。</p> <p>(1) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>(2) 「品質マニュアル（要則）」及び「品質マニュアル（基準）」</p> <p>(3) 別表 1「保安に関する記録」に示す、品証規則が要求する“文書化された手順”である文書及び記録</p> <p>(4) 保安に関する組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するため、保安に関する組織が必要と決定した記録を含む文書（規定文書、業務要領、各種手順書類、調達文書、法令等）</p> <p>これらの文書のうち、規定文書について文書名と担当箇所を別図 2「品質保証計画に係る規定文書体系図」に示すとともに、別表 2「品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表」に品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書の対応を示す。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>なお、別図2「品質保証計画に係る規定文書体系図」以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、これらを遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」で明確にする。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マニュアルとして次を作成し、維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マニュアル（要則） <p>本「品質保証計画」を含むものとして、社長が定める。</p> b. 品質マニュアル（基準） <p>「品質マニュアル（要則）」に基づき、安全・品質保証部長が本店組織を対象に、原子力発電所長が発電所組織を対象にそれぞれ定める。</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムの実施に係る組織に関する事項及び適用範囲 b. 品質マネジメントシステムの計画、実施、評価、改善に関する事項 c. 品質マネジメントシステムについて確立された規定文書又はそれらを参照できる情報 d. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品証規則に基づき作成される文書その他品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b. 文書のレビューを行い、更新にあたっては承認する。 c. 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d. 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで利用できる体制を確保する。 e. 文書は、読みやすく、容易に内容を把握することができる状態であることを確保する。 	変更なし

変更前	変更後
<p>f. 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために保安に関する組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g. 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p>	
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	
<p>5 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性の継続的な改善に指導力及び責任を持って関与していることを、次の事項によって実証する。</p>	変更なし
<p>(1) 法令・規制要求事項を遵守することは当然のこととして、原子力の安全を確保することの重要性を保安に関する組織内に周知する。</p> <p>(2) 品質方針を設定する。</p> <p>(3) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	
<p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。</p>	
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針を次の事項に適合させる。</p> <p>(1) 保安に関する組織の目的に対して適切である。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して、責任を持って関与することを含む。</p>	

変更前	変更後
<p>(3) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</p> <p>(4) 保安に関する組織全体に伝達され、理解される。</p> <p>(5) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(6) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3) a 参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>(1) 品質目標に加えて「4.1 品質マネジメントシステムに係る事項」に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>社長は、責任及び権限が以下のとおり定められ、保安に関する組織全体に周知されていることを確実にする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。なお、保安に関する組織の要員は、自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を有する。</p> <p>(1) 社長は、原子力安全を最優先とした保安活動を確実なものとするため、また、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるために、発電所における保安活動に係る次の活動が行われることを確実にし、その活動を統括する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動（以下「コンプライアンス活動」という。） b. 安全文化の醸成に関する活動 c. 品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性の継続的な改善に関する活動 <p>また、保安活動に従事する要員は、(2)以降に示す役割に応じて、原子力安全を最優先とし、かつ、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための a、b 及び c の活動に取</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>組み、保安活動を確実に実施する。</p> <p>(2) 原子力発電本部長は、品質保証活動（独立した監査部門の業務を除く。）の実施に係る管理責任者として品質マネジメントシステムの具体的活動及び(4)から(9)、(13)から(29)が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、(4)、(13)におけるコンプライアンス活動並びに本店組織及び発電所組織の安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(3) 原子力監査室長は、本店組織及び発電所組織から独立した監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける独立監査業務を統括する。また、監査部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、コンプライアンス活動及び安全文化醸成活動に係る監査業務を統括する。</p> <p>(4) 原子力総括部長は、原子力総括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子効率部門、原子力技術部門及び廃止措置統括部門におけるコンプライアンス活動並びに原子力総括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子効率部長は、原子効率部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子効率部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力技術部長は、原子力技術部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力技術部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、燃料の取替等に関する業務、3号炉及び4号炉に係る火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃止措置統括室長は、廃止措置統括部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、廃止措置統括部門における安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(10) 原子力土木建築部長は、原子力土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力土木建築部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(11) 資材調達部長は、資材調達部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、資材調達部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(12) 原子燃料部長は、原子燃料部門が実施する調達先の評価・選定等に関する業務を統括する。また、原子燃料部門におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(13) 玄海原子力発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。また、発電所におけるコンプライアンス活動及び安全文化醸成活動を統括する。</p> <p>(14) 第一所長は、所長を補佐し、技術第一課長、安全管理第一課長、発電第一課長及び保修第一課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち1号炉及び2号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(15) 第二所長は、所長を補佐し、技術第二課長、安全管理第二課長、発電第二課長及び保修第二課長の所管する保安に関する業務並びに土木建築課長のうち3号炉及び4号炉の保安に関する業務を総括管理する。</p> <p>(16) 安全品質保証第一統括室長は、所長を補佐し、1号炉及び2号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(17) 安全品質保証第一統括室副室長は、安全品質保証第一統括室長を補佐する。</p> <p>(18) 安全品質保証第二統括室長は、所長を補佐し、3号炉及び4号炉の発電所における保安、品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(19) 安全品質保証第二統括室副室長は、安全品質保証第二統括室長を補佐する。</p> <p>(20) 総務課長は、調達先の評価・選定等に関する業務を行う。</p> <p>(21) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 防護管理課長は、出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 技術第一課長は1号炉及び2号炉、技術第二課長は3号炉及び4号炉に係る発電所の技術関係事項の統括及び燃料管理に関する業務を行う。（以下、技術第一課長及び技術第二課長を総称する場合は「技術課長」という。）</p> <p>(24) 安全管理第一課長は1号炉及び2号炉、安全管理第二課長は3号炉及び4号炉に係る放射線管理、放射性廃棄物管理及び化学管理に関する業務を行う。（以下、安全管理</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>第一課長及び安全管理第二課長を総称する場合は「安全管理課長」という。)</p> <p>(25) 発電第一課長は1号炉及び2号炉、発電第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。(以下、発電第一課長及び発電第二課長を総称する場合は「発電課長」という。)</p> <p>(26) 発電第一課当直課長は1号炉及び2号炉、発電第二課当直課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設の運転管理に関する当直業務を行う。(以下、発電第一課当直課長及び発電第二課当直課長を総称する場合は「当直課長」という。)</p> <p>(27) 保修第一課長は1号炉及び2号炉、保修第二課長は3号炉及び4号炉に係る原子炉施設(土木建築設備を除く。)の保修及び燃料の取扱いに関する業務を行う。(以下、保修第一課長及び保修第二課長を総称する場合は「保修課長」という。)</p> <p>(28) 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修に関する業務を行う。</p> <p>(29) 原子力訓練センター所長は、保安教育等の統括に関する業務を行う。</p> <p>(30) (21)及び(23)から(28)に定める課長(以下、「各課長」という。)並びに(16)、(18)、(20)、(22)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(21)及び(28)で定める防災課長及び土木建築課長を含めた第二課をいう場合には「各第二課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、(18)、(20)、(21)、(22)、(28)及び(29)に定める安全品質保証第二統括室長、総務課長、防災課長、防護管理課長、土木建築課長及び原子力訓練センター所長を含めた第二課をいう場合には、「各第二課(室、センター)長」という。</p> <p>(31) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p> <p>(32) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことの任務とし、職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p> <p>また、原子炉施設の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者がその保安のため</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>にする指示に従う。</p> <p>(33) 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工作物^{*2}の工事、維持及び運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、職務を「ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十全に遂行する。</p>	
<p>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	
<p>※2：原子力発電工作物とは、電気事業法第38条に定める事業用電気工作物のうち、電気事業法第106条に定める原子力を原動力とする発電用の電気工作物をいう。</p>	
<p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力発電本部長を本店組織及び発電所組織の管理責任者、原子力監査室長を監査部門の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b. 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c. 所管している組織全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。 	<p>変更なし</p>
<p>5.5.3 プロセス責任者</p> <p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>(3) 成果を含む実施状況について評価する（5.4.1 及び 8.2.3 参照）。</p> <p>(4) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	
<p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、次の委員会の設置を含め、保安に関する組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立され、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>(1) 原子力発電安全委員会</p> <p>(2) 玄海原子力発電所安全運営委員会</p> <p>(3) 原子力品質保証委員会</p>	

変更前	変更後
<p>(4) 玄海原子力発電所品質保証委員会</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、保安に関する組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>(3) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>(1) 監査の結果</p> <p>(2) 外部の者からの意見</p> <p>(3) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>(5) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>(6) 関係法令の遵守状況</p> <p>(7) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(8) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>(9) 改善のための提案</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施にかかる保安活動の改善</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの妥当性及び有効性を継続的に改善するために必要な資源</p>	変更なし
<p>6 資源の管理監督</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、確保する。</p>	

変更前	変更後
<p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員には、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する者を充てる。</p>	
<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</p> <p>保安に関する組織は、次の事項を「教育訓練基準」及び「原子力内部監査要則」に基づき実施する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 (2) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 (3) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 (4) 保安に関する組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 (5) 教育、訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。 	
<p>6.3 業務運営基盤</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全の達成のために必要な業務運営基盤を「7.1 業務の計画」で明確にする。なお、業務運営基盤は、利用できるよう維持する。</p>	変更なし
<p>6.4 作業環境</p> <p>発電所組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を「放射線管理基準」、「保修基準」、「土木建築基準」及び「火災防護計画（基準）」に明確にし、管理監督する。</p>	
<p>7 業務に関する計画の策定及び業務の実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安に関する組織は、業務の計画（規定文書に基づき作成される各種手順書類を含む。）として保安活動に関する業務に必要なプロセスの計画を策定し、確立する。 (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項との整合性を確保する（4.1 参照）。 (3) 保安に関する組織は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b. 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性 	

変更前	変更後
<p>c. その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d. 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4 参照）</p> <p>(4) 業務の計画のアウトプットは、保安に関する組織の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>保安に関する組織は、次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 (2) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 (3) 保安に関する組織が必要と判断する追加要求事項すべて <p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b. 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c. 保安に関する組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、保安に関する組織は、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。 <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>保安に関する組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。 (2) 原子力部門は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 設計・開発の段階 	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none"> b. 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 c. 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限 <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間の連絡を管理監督する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>	
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にするとともに、記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。インプットには、次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機能又は性能に関する要求事項 b. 適用される法令・規制要求事項 c. 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d. 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。</p>	
<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発のアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により保有する。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b. 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。 c. 関係する検査及び試験の合否判定基準を含む。 d. 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 	変更なし
<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1 参照）体系的なレビューを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。 b. 問題がある場合は識別し、必要な処置を提案する。 <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	

変更前	変更後
<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1 参照）検証を実施する。なお、計画に従ってプロセスを次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	
<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1 参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。ただし、原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、原子炉施設の使用を開始する前に、妥当性確認を行う。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	変更なし
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	
<p>7.4 調達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に関する組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p>	

変更前	変更後
<p>(3) 保安に関する組織は、供給者が保安に関する組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の判定基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 保安に関する組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p>	
<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項 b. 要員の適格性確認に関する要求事項 c. 品質マネジメントシステムに関する要求事項 d. 不適合の報告及び処理に関する要求事項 e. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項 f. その他必要な事項 <p>(2) 保安に関する組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 保安に関する組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確實にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 保安に関する組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、保安に関する組織は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>保安に関する組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>(1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器及び測定機器が利用できる体制にあり、かつ使用している。</p> <p>(5) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>(6) 業務のリリースが実施されている。</p>	
<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以後の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に関する組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. プロセスのレビュー及び承認のための明確な判定基準 b. 設備の承認及び要員の適格性確認 c. 所定の方法及び手順の適用 d. 記録に関する要求事項（4.2.4 参照） e. 妥当性の再確認 	変更なし
<p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、保安に関する組織は、業務・原子炉施設を識別するとともに、記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	
<p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>発電所組織は、組織外の所有物について、それが発電所組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p>	
<p>7.5.5 調達製品の保持</p> <p>発電所組織は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、発電所組織は、実施す</p>	

変更前	変更後
<p>べき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 発電所組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。</p> <p>(3) 監視及び測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合には、監視機器及び測定機器に關し、次の事項を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。 b. 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c. 校正の状態を明確にするために識別を行う。 d. 監視及び測定の結果が無効になるような操作ができないようにする。 e. 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 <p>さらに、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、発電所組織は、その監視機器及び測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。発電所組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(4) 規定要求事項にかかる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができるかを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	
<p>8 監視測定、分析及び改善</p> <p>8.1 一般</p> <p>(1) 保安に関する組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証する。 b. 品質マネジメントシステムの適合性を確保する。 c. 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 外部の者からの意見</p> <p>保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかについて外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「評価改善活動管理基準」及び「原子力内部監査要則」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 監査部門は、客観的な評価を行う組織として、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、品証規則の要求事項に適合しているか、及び保安に関する組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 <p>(2) 監査部門は、内部監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの内部監査結果を考慮して、内部監査プログラムを策定する。内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を規定する。内部監査員の選定及び内部監査の実施においては、内部監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。内部監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 内部監査の計画及び実施、記録の作成及び内部監査結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「原子力内部監査要則」に規定する。</p> <p>(4) 内部監査及びその結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(5) 内部監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するためには遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「試験・検査基準」に基づき、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 業務・原子炉施設の重要度に応じて、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を、記録し、これを管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 業務の計画 (7.1 参照) で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 保安に関する組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を規定するために「不適合管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>(3) 該当する場合には、保安に関する組織は、次の一つ又はそれ以上 の方法で、不適合を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 検出された不適合を除去するための処置をとる。 b. 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。 c. 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。 d. 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。 <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、これを管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>a. 外部の者からの意見（8.2.1 参照） b. 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3 及び 8.2.4 参照） c. 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照） d. 供給者の能力（7.4 参照）</p> <p>8.5 改 善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>保安に関する組織は、品質方針、品質目標、内部監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの妥当性及び有効性を継続的に改善するために変更が必要な事項を明確にする。</p> <p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置（発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を含む。）をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項を規定するために「不適合管理基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p> <p>a. 不適合のレビュー b. 不適合の原因の特定 c. 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d. 必要な是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施 e. とった是正処置の結果の記録（4.2.4 参照） f. とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>また、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「根本原因分析実施基準」を作成する。</p> <p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 保安に関する組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（ニュース登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。 (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項を規定するために「予防処置基準」及び「原子力内部監査要則」を作成する。</p>	変更なし

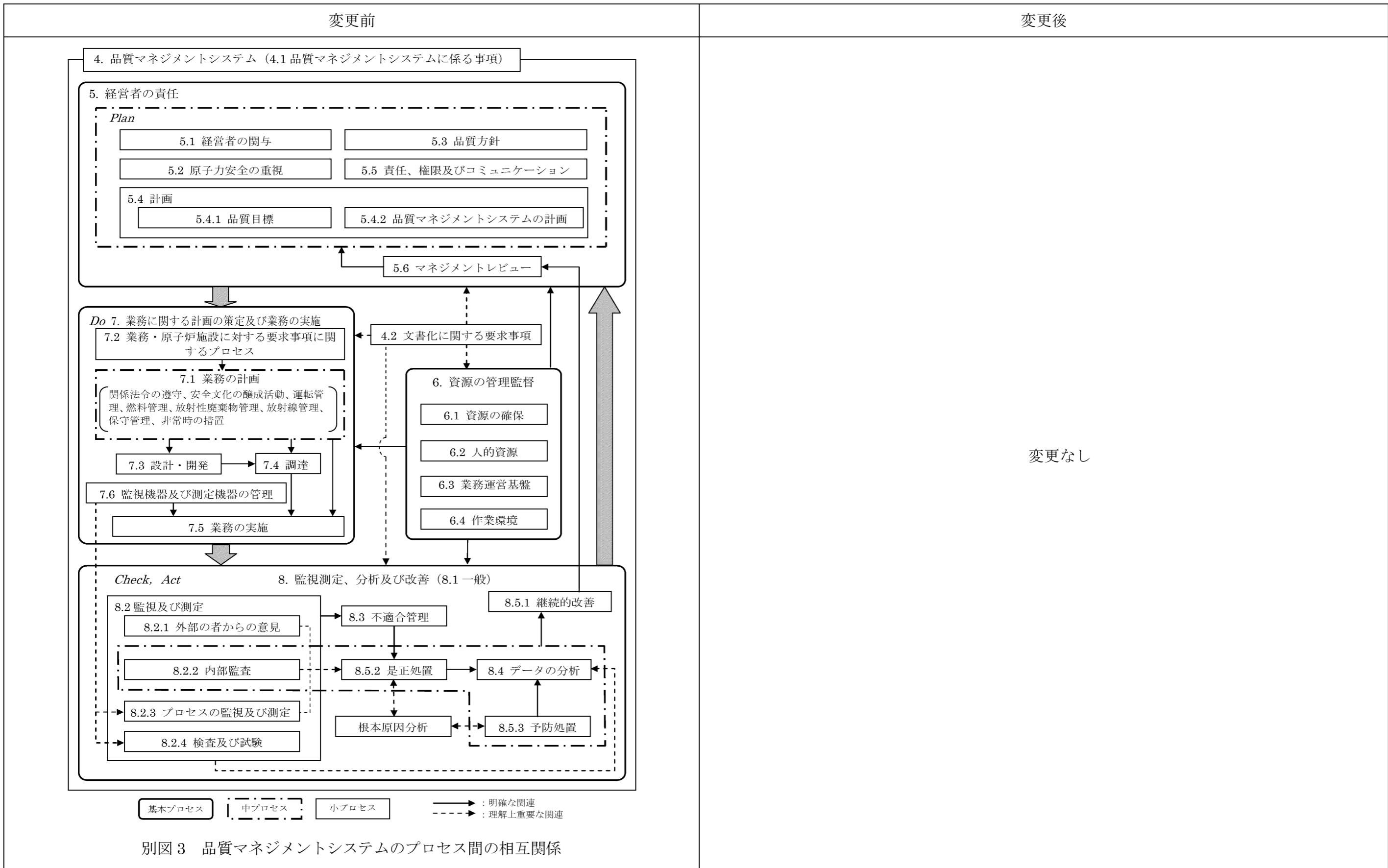
変更前	変更後
<p>要則」を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 起こり得る不適合及びその原因の特定b. 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価c. 必要な予防処置の明確化及び実施d. とった予防処置の結果の記録（4.2.4 参照）e. とった予防処置の有効性のレビュー <p>また、根本原因分析に関する要求事項を規定するために「根本原因分析実施基準」を作成する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>(本店)</p> <pre> graph TD SG[社長] --- MG1[管理責任者 (原子力監査室長)] SG --- MG2[管理責任者 (原子力発電本部長)] SG --- MG3[原子力発電本部長] MG3 --- MG3_1[原子力総括部長] MG3 --- MG3_2[安全・品質保証部長] MG3 --- MG3_3[原子力管理部長] MG3 --- MG3_4[原子力建設部長] MG3 --- MG3_5[原子力技術部長] MG3 --- MG3_6[廃止措置統括室長] MG3 --- MG3_7[原子力土木建築部長] MG3 --- MG3_8[資材調達部長] MG3 --- MG3_9[原子燃料部長] MG3 --- MG3_10[原子力発電 安全委員会] MG3 --- MG3_11[玄海原子力 発電所長] MG3_11 --- KOMI[玄海原子力 発電所安全運営委員会] </pre> <p>(発電所)</p> <pre> graph TD PGM[発電用原子炉主任技術者 (原子炉保安監理担当)] --- EPGM[電気主任技術者] PGM --- BPTM[ボイラー・タービン主任技術者] PGM --- TM[総務課長] TM --- FTK[防災課長] TM --- FMPG[防護管理課長] TM --- T1K[技術第一課長] TM --- SAK1[安全管理第一課長] TM --- D1K[発電第一課長] TM --- D1K1[発電第一課当直課長] TM --- B1K[保修第一課長] TM --- T2K[土木建築課長] TM --- SAK2[技術第二課長] TM --- D2K[安全管理第二課長] TM --- B2K[発電第二課長] TM --- D2K1[発電第二課当直課長] TM --- B2K1[保修第二課長] TM --- ALC[原子力訓練センター所長] TM --- SPB1[安全品質保証第一統括室長] SPB1 --- SPB1F1[安全品質保証第一統括室副室長] SPB1 --- SPB1F2[安全品質保証第二統括室長] SPB1 --- SPB1F3[安全品質保証第二統括室副室長] </pre>	変更なし

別図1 保安に関する組織



別図 2 品質保証計画に係る規定文書体系図



別図3 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

変更前			変更後
別表1 保安に関する記録			
記録	記録すべき場合	保存期間	
1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. 品質マニュアル (1) 品質マニュアル（要則） (2) 品質マニュアル（基準）	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
3. 品証規則の要求事項に基づき作成する“文書化された手順”である次の文書 (1) 保安活動に関する文書及び記録の管理基準 (2) 原子力内部監査要則 (3) 不適合管理基準 (4) 予防処置基準 (5) 根本原因分析実施基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、組織が必要と決定した次の文書 (1) マネジメントレビュー管理基準 (2) 発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準 (3) 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準 (4) 原子力安全文化醸成活動管理基準 (5) 教育訓練基準 (6) 設計・調達管理基準 (7) 試験・検査基準 (8) 異常時通報連絡処置基準 (9) 非常事態対策基準 (10) 安全委員会運営基準 (11) 安全運営委員会運営基準 (12) 評価改善活動管理基準 (13) 品質保証委員会運営基準 (14) 技術基準 (15) 運転基準 (16) 燃料管理基準 (17) 放射線管理基準 (18) 化学管理基準 (19) 修復基準 (20) 土木建築基準 (21) 停止時保安管理基準 (22) 防護基準 (23) 原子炉施設の定期的な評価実施基準 (24) 火災防護計画（基準） (25) 保守管理基準 (26) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準 (27) 燃料技術基準 (28) ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準 (29) 溶接事業者検査実施基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	変更なし

変更前			変更後
別表1(続き)			
記録	記録すべき場合	保存期間	
(30) 定期事業者検査実施基準 (31) カルデラ火山モニタリング対応基準 (32) カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準 (33) カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準 (34) 原子力発電所土木建築設備保守基準	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
5. 品証規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育・訓練、技能及び経験について適切な記録 (3) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 原子炉施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録 (6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録 (14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15) 校正又は検証に用いた基準の記録 (16) 監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17) 校正及び検証の結果の記録 (18) 内部監査の結果の記録 (19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人の記録 (21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22) 是正処置の結果の記録 (23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	変更なし

変更前		変更後																																																																																																																																								
別表2 品質マネジメントシステムの要求事項と規定文書との対応表																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求事項</th> <th>文書名</th> </tr> <tr> <th>1次文書</th> <th>2次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1 品質マネジメントシステムに係る事項</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.1 一般</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.2 品質マニュアル</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.3 文書管理</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.1 経営者の関与</td> <td>マネジメントレビュー管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2 原子力安全の重視</td> <td>評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.3 品質方針</td> <td>別表2の文書全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、 ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任及び権限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.2 管理責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.3 プロセス責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.4 内部コミュニケーション</td> <td>安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、 品質保証委員会運営基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6.1 一般</td> <td>マネジメントレビュー管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</td> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</td> <td>マネジメントレビュー管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.1 資源の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2.1 一般</td> <td>教育訓練基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</td> <td>教育訓練基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.3 業務運営基盤</td> <td>保修基準、土木建築基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.4 作業環境</td> <td>放射線管理基準、保修基準、土木建築基準、火災防護計画（基準） 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.1 業務の計画</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</td> <td>保安活動に関する文書及び記録の管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</td> <td>評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2.3 外部とのコミュニケーション</td> <td>設計・開発</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.3 設計・開発</td> <td>設計・調達管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.4 調達</td> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.1 業務の管理</td> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</td> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</td> <td>保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.4 組織外の所有物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.5.5 調達製品の保持</td> <td>保修基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6 監視機器及び測定機器の管理</td> <td>運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、 燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、 溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.1 一般</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.1 外部の者からの意見</td> <td>評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2 内部監査</td> <td>原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3 プロセスの監視及び測定</td> <td>評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4 検査及び試験</td> <td>試験・検査基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3 不適合管理</td> <td>不適合管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4 データの分析</td> <td>評価改善活動管理基準、原子炉施設の定期的な評価実施基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.1 繼続的改善</td> <td>マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2 是正措置</td> <td>不適合管理基準、根本原因分析実施基準</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.3 予防措置</td> <td>予防措置基準、根本原因分析実施基準</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、「8.2.2 内部監査」以外の要求事項に対する原子力監査室の実施事項に関しては、「原子力内部監査要則」で規定する。</p> <p>※1：別図2「品質保証計画に係る規定文書体系図」に示すとおり、2次文書のうち「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」、「マネジメントレビュー管理基準」及び「原子力内部監査要則」の上位となる1次文書は「品質マニュアル（要則）」である。</p>	要求事項	文書名	1次文書	2次文書	4.1 品質マネジメントシステムに係る事項			4.2.1 一般	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		4.2.2 品質マニュアル	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		4.2.3 文書管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		4.2.4 記録の管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		5.1 経営者の関与	マネジメントレビュー管理基準		5.2 原子力安全の重視	評価改善活動管理基準		5.3 品質方針	別表2の文書全て		5.4.1 品質目標	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、 ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準		5.4.2 品質マネジメントシステムの計画			5.5.1 責任及び権限			5.5.2 管理責任者			5.5.3 プロセス責任者			5.5.4 内部コミュニケーション	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、 品質保証委員会運営基準		5.6.1 一般	マネジメントレビュー管理基準		5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準		5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	マネジメントレビュー管理基準		6.1 資源の確保			6.2.1 一般	教育訓練基準		6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	教育訓練基準		6.3 業務運営基盤	保修基準、土木建築基準		6.4 作業環境	放射線管理基準、保修基準、土木建築基準、火災防護計画（基準） 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準		7.1 業務の計画	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化	保安活動に関する文書及び記録の管理基準		7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	評価改善活動管理基準		7.2.3 外部とのコミュニケーション	設計・開発		7.3 設計・開発	設計・調達管理基準		7.4 調達	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準		7.5.1 業務の管理	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準		7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準		7.5.3 識別及びトレーサビリティ	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準		7.5.4 組織外の所有物			7.5.5 調達製品の保持	保修基準		7.6 監視機器及び測定機器の管理	運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、 燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、 溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準		8.1 一般			8.2.1 外部の者からの意見	評価改善活動管理基準		8.2.2 内部監査	原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準		8.2.3 プロセスの監視及び測定	評価改善活動管理基準		8.2.4 検査及び試験	試験・検査基準		8.3 不適合管理	不適合管理基準		8.4 データの分析	評価改善活動管理基準、原子炉施設の定期的な評価実施基準		8.5.1 繼続的改善	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準		8.5.2 是正措置	不適合管理基準、根本原因分析実施基準		8.5.3 予防措置	予防措置基準、根本原因分析実施基準			変更なし
要求事項		文書名																																																																																																																																								
	1次文書	2次文書																																																																																																																																								
4.1 品質マネジメントシステムに係る事項																																																																																																																																										
4.2.1 一般	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
4.2.2 品質マニュアル	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
4.2.3 文書管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
4.2.4 記録の管理	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
5.1 経営者の関与	マネジメントレビュー管理基準																																																																																																																																									
5.2 原子力安全の重視	評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
5.3 品質方針	別表2の文書全て																																																																																																																																									
5.4.1 品質目標	発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準、 ボイラー・タービン及び電気主任技術者の保安監督に関する基準																																																																																																																																									
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画																																																																																																																																										
5.5.1 責任及び権限																																																																																																																																										
5.5.2 管理責任者																																																																																																																																										
5.5.3 プロセス責任者																																																																																																																																										
5.5.4 内部コミュニケーション	安全委員会運営基準、安全運営委員会運営基準、 品質保証委員会運営基準																																																																																																																																									
5.6.1 一般	マネジメントレビュー管理基準																																																																																																																																									
5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	マネジメントレビュー管理基準																																																																																																																																									
6.1 資源の確保																																																																																																																																										
6.2.1 一般	教育訓練基準																																																																																																																																									
6.2.2 力量、教育・訓練及び認識	教育訓練基準																																																																																																																																									
6.3 業務運営基盤	保修基準、土木建築基準																																																																																																																																									
6.4 作業環境	放射線管理基準、保修基準、土木建築基準、火災防護計画（基準） 保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準																																																																																																																																									
7.1 業務の計画	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化	保安活動に関する文書及び記録の管理基準																																																																																																																																									
7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
7.2.3 外部とのコミュニケーション	設計・開発																																																																																																																																									
7.3 設計・開発	設計・調達管理基準																																																																																																																																									
7.4 調達	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、停止時保安管理基準、非常事態対策基準、異常時通報連絡処置基準、 防護基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準、 保守管理基準、燃料技術基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準																																																																																																																																									
7.5.1 業務の管理	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準																																																																																																																																									
7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準																																																																																																																																									
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	保安活動に関する関係法令等遵守活動基準、原子力安全文化醸成活動管理基準、 運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、燃料管理基準、 技術基準、非常事態対策基準、火災防護計画（基準）、溶接安全管理検査基準、 定期事業者検査実施基準、原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価実施基準、 カルデラ火山モニタリング対応基準、カルデラ火山モニタリングに伴う原子炉停止対応基準、 カルデラ火山モニタリングに伴う燃料体等の搬出等対応基準、 原子力発電所土木建築設備保守基準																																																																																																																																									
7.5.4 組織外の所有物																																																																																																																																										
7.5.5 調達製品の保持	保修基準																																																																																																																																									
7.6 監視機器及び測定機器の管理	運転基準、放射線管理基準、化学管理基準、保修基準、土木建築基準、 燃料管理基準、技術基準、非常事態対策基準、防護基準、火災防護計画（基準）、 溶接安全管理検査基準、定期事業者検査実施基準																																																																																																																																									
8.1 一般																																																																																																																																										
8.2.1 外部の者からの意見	評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
8.2.2 内部監査	原子力内部監査要則、評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
8.2.3 プロセスの監視及び測定	評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
8.2.4 検査及び試験	試験・検査基準																																																																																																																																									
8.3 不適合管理	不適合管理基準																																																																																																																																									
8.4 データの分析	評価改善活動管理基準、原子炉施設の定期的な評価実施基準																																																																																																																																									
8.5.1 繼続的改善	マネジメントレビュー管理基準、評価改善活動管理基準																																																																																																																																									
8.5.2 是正措置	不適合管理基準、根本原因分析実施基準																																																																																																																																									
8.5.3 予防措置	予防措置基準、根本原因分析実施基準																																																																																																																																									

3. 三 工事工程表

本工事計画は、3号機設備の共用化に伴い、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針を変更するものであり、4号機設備の現地工事を伴わない。

第1表 工事工程表

年 月 項 目	令和元年		令和2年				
	11	12	1	2	3	4	5
核 燃 料 物 質 の 取 扱 施 設 及 び 貯 蔵 施 設	※						□

—：現地工事期間（※基本設計方針の変更であり、工事を伴わないことから手続きの期間を示す。）

□：運用開始

4. 四 変更の理由

4号機の使用済燃料を3号機の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する為に、3号機の燃料取扱設備、使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の一部を3,4号機共用とする。あわせて、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針を変更する。

5. 添付書類

(1) 添付資料

(1) 添付資料

添付資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

添付資料 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

添付資料目次

添付資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

添付資料 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

添付資料 2-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等

添付資料 2-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

工事計画認可申請添付資料 1

玄海原子力発電所第 4 号機

目 次

	頁
1. 概 要	1 (4) - 1
2. 基本方針	1 (4) - 1
3. 記載の基本事項	1 (4) - 2
4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	1 (4) - 3
五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	
ニ. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備	
(1) 核燃料物質取扱設備の構造	1 (4) - 3
(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力	1 (4) - 6
(ii) 使用済燃料貯蔵設備	
(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力	1 (4) - 7
(i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備	

1. 概 要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが、法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

2. 基本方針

工事の計画が玄海原子力発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置変更許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。

設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」と工事計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「要目表」という。）」について示す。

また、「本文（十号）」に記載する解析条件との整合性、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所についても整合性を示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。

3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書（本文）」、「設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項」、「工事の計画該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。
なお、「本文（十号）」については、「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。
- (3) 設置変更許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 工事計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。
- (5) 「本文（十号）」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。
「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。

4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

本工事計画の要目表及び基本設計方針のうち、本資料に記載のない箇所における設置変更許可申請書との整合性は、平成 29 年 9 月 14 日付け原規規発第 1709141 号にて認可された工事計画の添付資料 1 「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」による。

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備 考						
<p>五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</p> <p>二、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>核燃料物質取扱設備（燃料取扱設備）は、燃料取替装置、②燃料移送装置（一部 4 号炉燃料取扱棟内 1 号、2 号及び 4 号炉共用、並びに一部 3 号炉燃料取扱棟内 3 号及び 4 号炉共用、既設）及び③除染装置（4 号炉燃料取扱棟内 1 号、2 号及び 4 号炉共用、並びに 3 号炉燃料取扱棟内 3 号及び 4 号炉共用、既設）で構成する。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内の新燃料貯蔵設備及び④使用済燃料貯蔵設備から燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。</p>	<p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.1 概 要</p> <p><中略></p> <p>燃料取扱設備は、③3 号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち除染場ピット、燃料取扱棟内キャナル、使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。</p> <p><中略></p> <p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>(3) 除染場ピット</p> <p><中略></p> <p>また、③3 号炉燃料取扱棟内の除染場ピット（3 号及び 4 号炉共用、既設）は、3 号炉添付書類八 4.1.1.4(3) 除染場ピットに同じ。</p> <p><中略></p> <p>第 4.1.1 表 燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様</p> <p>(3) ③除染場ピット</p> <table> <tbody> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> <td>（3 号炉燃料取扱棟内 3 号及び 4 号炉共用、 既設）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>（4 号炉燃料取扱棟内 1 号、2 号及び 4 号炉 共用）</td> </tr> </tbody> </table>	個数	1	（3 号炉燃料取扱棟内 3 号及び 4 号炉共用、 既設）		1	（4 号炉燃料取扱棟内 1 号、2 号及び 4 号炉 共用）	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (基本設計方針)</p> <p>第 2 章 個別項目</p> <p>1. 燃料取扱設備</p> <p>①燃料取扱設備（「一部 1,2,4 号機共用」、「3 号機設備、一部 3,4 号機共用」（以下同じ。））は、新燃料を発電所に搬入してから使用済燃料（1,2 号機の燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t のものを含む。（以下同じ。））を発電所外に搬出するまで、燃料体等を安全に取り扱うことができる設計とする。</p> <p>新燃料は、燃料取扱棟内において、新燃料の輸送容器から燃料取扱設備により新燃料貯蔵設備又は④4 号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（設計基準対象施設としてのみ一部 1,2,4 号機共用（以下同じ。））に移し、ここから燃料取扱設備により、原子炉格納容器内に搬入する。燃料取替えは、原子炉上部の原子炉キャビティに水張りし、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で行う。</p> <p><中略></p> <p>使用済燃料を発電所外に搬出する際、使用済燃料はキャスクピット（「1,2,4 号機共用」、「3 号機設備、3,4 号機共用」）で使用済燃料運搬用容器に収納し、③除染場ピット（「1,2,4 号機共用」、「3 号機設備、3,4 号機共用」）で使用済燃料運搬用容器の除染を行う。</p>	<p>設置変更許可申請書（本文）第五号ニ項において、工事の計画の内容は、以下の通り満足している。</p> <p>工事の計画の①は、設置変更許可申請書（本文）の②③の設備を総括して記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画③は、設置変更許可申請書（本文）の③の内容を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画④は、設置変更許可申請書（本文）の④の内容を具体的に記載しており、整合している。</p>	
個数	1	（3 号炉燃料取扱棟内 3 号及び 4 号炉共用、 既設）								
	1	（4 号炉燃料取扱棟内 1 号、2 号及び 4 号炉 共用）								

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>使用済燃料（1号及び2号炉の燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t のものを含む。）は、遮へいに必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備（一部1号、2号及び4号炉共用）のほう酸水中に貯蔵するとともに、⑤7年以上冷却した4号炉の使用済燃料については、必要に応じて3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（一部3号及び4号炉共用、一部既設）のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>燃料取扱設備は、燃料取扱時において燃料が臨界に達することのない設計とするとともに、燃料集合体の落下を防止する設計とする。</p> <p>なお、使用済燃料の搬出には、使用済燃料輸送容器を使用する。</p>	<p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 4.1 燃料取扱及び貯蔵設備 4.1.1 通常運転時等 4.1.1.1 概要 ＜中略＞</p> <p>燃料取扱設備は、②3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱設備のうち除染場ピット、燃料取扱棟内キャナル、使用済燃料ピットクレーン及び燃料取扱棟クレーンを共用する。</p> <p>＜中略＞</p> <p>4.1.1.4 主要設備 (6) 使用済燃料ピットクレーン ＜中略＞</p> <p>また、②3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットクレーン（3号及び4号炉共用、既設）は、3号炉添付書類八 4.1.1.4 (6) 使用済燃料ピットクレーンに同じ。</p> <p>(7) 燃料取扱棟クレーン ＜中略＞</p> <p>また、②3号炉燃料取扱棟内の燃料取扱棟クレーン（3号及び4号炉共用、既設）は、3号炉添付書類八 4.1.1.4 (7) 燃料取扱棟クレーンに同じ。</p> <p>第4.1.1表 燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様</p> <p>(6) ②使用済燃料ピットクレーン</p> <table> <tr> <td>台数</td> <td>1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)</td> </tr> </table> <p>(7) ②燃料取扱棟クレーン</p> <table> <tr> <td>台数</td> <td>1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)</td> </tr> </table>	台数	1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)		1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)	台数	1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)		1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備</p> <p>＜中略＞</p> <p>②使用済燃料ピットクレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））及び②燃料取扱棟クレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））は、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化し、フック部外れ止めを有し、燃料取扱中に燃料体等が外れて落下することのないようなインターロックを設けることで、燃料体等の落下を防止できる設計とするとともに、想定される使用済燃料ピット（「設計基準対象施設としてのみ1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用」（以下同じ。））内への落下物によって使用済燃料ピット内の燃料体等が破損しないことを計算により確認する。</p> <p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備</p> <p>＜中略＞</p> <p>使用済燃料は、遮蔽に必要な水深を確保した状態で、燃料取扱設備を用いてほう酸水中で燃料取扱棟内へ移送し、同棟内の使用済燃料貯蔵設備のほう酸水中に貯蔵するとともに、⑤7年以上冷却した4号機の使用済燃料については、必要に応じて3号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用（以下同じ。））のほう酸水中に貯蔵する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>工事の計画②は、設置変更許可申請書（本文）の②の内容を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>工事の計画⑤は、設置変更許可申請書（本文）の⑤の内容を具体的に記載しており、整合している。</p>	
台数	1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)											
	1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)											
台数	1 (3号炉燃料取扱棟内 3号及び4号炉共用、 既設)											
	1 (4号炉燃料取扱棟内 1号、2号及び4号炉 共用)											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備 考
		<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (基本設計方針) 第2章 個別項目 1. 燃料取扱設備</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>使用済燃料を発電所外に搬出する際、使用済燃料は⑥キャスクピット（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）で使用済燃料運搬用容器に収納し、除染場ピット（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）で使用済燃料運搬用容器の除染を行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>使用済燃料ピットクレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））及び燃料取扱棟クレーン（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））は、定格荷重を保持でき、必要な安全率を有するワイヤを二重化し、フック部外れ止めを有し、燃料取扱中に燃料体等が外れて落下することのないようなインターロックを設けることで、燃料体等の落下を防止できる設計とともに、想定される⑥使用済燃料ピット（「設計基準対象施設としてのみ1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用」（以下同じ。））内への落下物によって使用済燃料ピット内の燃料体等が破損しないことを計算により確認する。</p>	<p>工事の計画⑥は、設置変更許可申請書（本文）の⑤のうち使用済燃料貯蔵設備の共用化の内容を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考								
<p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力 (ii) 使用済燃料貯蔵設備</p> <p>a. 構 造</p> <p>⑥使用済燃料貯蔵設備（一部4号炉燃料取扱棟内1号、2号及び4号炉共用、並びに一部3号炉燃料取扱棟内3号及び4号炉共用、一部既設）は、燃料体等（1号及び2号炉の燃料集合体最高燃焼度 55,000MWd/t の使用済燃料を含む。）をほう酸水中の使用済燃料ラックに挿入して貯蔵する鉄筋コンクリート造、ステンレス鋼内張りの水槽（使用済燃料ピット）であり、燃料取扱棟内に設ける。</p> <p>使用済燃料ピットは、燃料体等の上部に十分な水深を確保する設計とともに、使用済燃料ピット水位、水温及び使用済燃料ピット水の漏えい並びに燃料取扱場所の放射線量を監視する設備を設け、さらに、万一漏えいを生じた場合には、ほう酸水を補給できる設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、想定されるいかなる状態においても燃料が臨界に達することのない設計とする。</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等の取扱中に想定される落下時にも著しい使用済燃料ピット水の減少を引き起こすような損傷を避けるよう設計する。</p> <p>使用済燃料ピット（使用済燃料ラックを含む。）は、使用済燃料ピットの冷却機能喪失、使用済燃料ピットの注水機能喪失又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合において、燃料の貯蔵機能を確保できる設計とする。</p> <p>また、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、可搬型代替注水設備による注水操作を実施しても使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満かつ水位低下が継続する場合に、スプレイや蒸気条件下でも臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置によって、臨界を防止することができる設計とする。</p> <p>b. 貯蔵能力</p> <p>全炉心燃料の約 490%相当分、全炉心燃料の約 290%相当分（4号炉燃料取扱棟内1号、2号及び4号炉共用）及び⑧全炉心燃料の約 870%相当分（3号炉燃料取扱棟内3号及び4号炉共用、一部既設）とする。</p>	<p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.1 燃料取扱及び貯蔵設備</p> <p>4.1.1 通常運転時等</p> <p>4.1.1.4 主要設備</p> <p>(2) 使用済燃料ピット</p> <p><中略></p> <p>また、⑥3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（3号及び4号炉共用、一部既設）は、3号炉添付書類八 4.1.1.4(2) 使用済燃料ピットと同じ。</p> <p>4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットの貯蔵容量は、全炉心燃料の約 490%相当分並びに全炉心燃料の約 290%相当分（1号、2号及び4号炉共用）とし、⑧3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料ピットの貯蔵容量は、全炉心燃料の約 870%相当分（3号及び4号炉共用、一部既設）とする。</p> <p><中略></p> <p>第 4.1.1 表 燃料取扱及び貯蔵設備の設備仕様</p> <p>(2) ⑥使用済燃料ピット</p> <p>a. 3号炉燃料取扱棟内</p> <table> <tbody> <tr> <td>個 数</td> <td>2（3号及び4号炉共用、既設）</td> </tr> <tr> <td>ラック容量</td> <td>⑧燃料集合体約1,670体分 全炉心燃料の約 870% 相当分（3号及び4号炉 共用、一部既設）</td> </tr> <tr> <td>ラック材料</td> <td>ボロン添加ステンレス鋼</td> </tr> <tr> <td>ライニング材料</td> <td>ステンレス鋼</td> </tr> </tbody> </table> <p><中略></p>	個 数	2（3号及び4号炉共用、既設）	ラック容量	⑧燃料集合体約1,670体分 全炉心燃料の約 870% 相当分（3号及び4号炉 共用、一部既設）	ラック材料	ボロン添加ステンレス鋼	ライニング材料	ステンレス鋼	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】 (基本設計方針)</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>2. 燃料貯蔵設備</p> <p>新燃料貯蔵設備及び⑥使用済燃料貯蔵設備（「設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ一部3,4号機共用」（以下同じ。））は、燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>⑦使用済燃料貯蔵設備は、燃料体等を鉛直に保持し、ほう酸水中に貯蔵するためのキャン型の⑥使用済燃料ラック（「設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ3,4号機共用」（以下同じ。））を配置し、各ラックのセルに1体ずつ燃料体等を挿入して貯蔵する構造として、想定されるいかなる状態においても燃料体等が臨界に達するおそれがない設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>工事の計画⑦は設置変更許可申請書（本文）⑥を[1]に示しており、整合している。</p> <p>工事の計画⑥は、設置変更許可申請書（本文）の⑥の内容を具体的に記載しており、整合している。</p>	<p>以下、工事の計画では、「使用済燃料貯蔵設備（「設計基準対象施設としてのみ一部1,2,4号機共用」、「3号機設備、設計基準対象施設としてのみ一部3,4号機共用」（以下同じ。））を「使用済燃料貯蔵設備」という。[1]</p> <p>設置変更許可申請書（本文）の⑧は3号機設備の仕様を記載したものであり、工事計画との整合性については、令和元年11月26日付け原発本145号にて申請した工事計画の添付資料1「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」に示す。</p>
個 数	2（3号及び4号炉共用、既設）											
ラック容量	⑧燃料集合体約1,670体分 全炉心燃料の約 870% 相当分（3号及び4号炉 共用、一部既設）											
ラック材料	ボロン添加ステンレス鋼											
ライニング材料	ステンレス鋼											

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類八）該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備 考
<p>【3号炉 設置変更許可申請書】</p> <p>二. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時（以下「通常運転時等」という。）において、使用済燃料ピットには、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料からの崩壊熱の除去並びに使用済燃料ピット水の浄化を行うため、ポンプ、冷却器等で構成する⑨使用済燃料ピット水浄化冷却設備（3号及び4号炉共用、既設）を設け、使用済燃料及びウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料から発生する崩壊熱の除去を行うために十分な冷却能力を有する設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p>	<p>4. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>4.2 使用済燃料ピット水浄化冷却設備</p> <p>4.2.1 概 要</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>また、⑨3号炉原子炉周辺建屋等内の使用済燃料ピット水浄化冷却設備（3号及び4号炉共用、既設）の概要は、3号炉添付書類八 4.2.1 概要に同じ。</p> <p>【3号炉 設置変更許可申請書】</p> <p>4.2.1 概 要</p> <p>⑨使用済燃料ピット水浄化冷却設備（3号及び4号炉共用、既設）は、第4.2.1(1)図に概略を示すように、2つの使用済燃料ピットに2系列の冷却系と2系列の浄化系を設け、使用済燃料ピット冷却器、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピットスキマポンプ、使用済燃料ピット脱塩塔、使用済燃料ピットフィルタ、使用済燃料ピットスキマフィルタ、配管及び弁類からなる閉回路で構成する。</p>	<p>【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】</p> <p>（基本設計方針）</p> <p>4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備</p> <p>(1) 使用済燃料ピット冷却器による使用済燃料ピット水の冷却</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、ポンプ、冷却器等で構成する⑨使用済燃料ピット水浄化冷却設備（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」（以下同じ。））を設け、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、使用済燃料から発生する崩壊熱の除去を行うために十分な冷却能力を有し、燃料体等が崩壊熱により溶融しない設計とする。使用済燃料ピット水浄化冷却設備で除去した熱は、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット水の水質維持</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがないよう、ポンプ、冷却器等で構成する使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設け、⑨フィルタ（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）及び⑨脱塩塔（「1,2,4号機共用」、「3号機設備、3,4号機共用」）により、使用済燃料ピット水に含まれる固形状及びイオン状不純物を除去し、使用済燃料ピット水を適切な水質に維持できる設計とする。</p>		<p>工事の計画⑨は、設置変更許可申請書（本文）の⑨の内容を具体的に記載しており、整合している。</p>

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

工事計画認可申請添付資料 2

玄海原子力発電所第 4 号機

設計及び工事に係る品質管理の方法等

工事計画認可申請添付資料 2-1

玄海原子力発電所第4号機

目 次

頁

1. 概 要	2 (4) - 1 - 1
2. 基本方針	2 (4) - 1 - 1
3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等	2 (4) - 1 - 3
3.1 設計、工事及び検査に係る組織 (組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。)	2 (4) - 1 - 3
	※2,5
3.1.1 設計に係る組織	2 (4) - 1 - 4
3.1.2 工事及び検査に係る組織	2 (4) - 1 - 4
3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査	2 (4) - 1 - 7
3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用	2 (4) - 1 - 7
3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査	2 (4) - 1 - 7
	※1,3,4
3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画	2 (4) - 1 - 11
3.3.1 適合性確認対象設備 ^① に対する要求事項の明確化	2 (4) - 1 - 11
	※1,3
3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	2 (4) - 1 - 11
3.3.3 本工事計画における設計	2 (4) - 1 - 13
(1) 基本設計方針の作成（設計 1）	2 (4) - 1 - 13
	※3
a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理	2 (4) - 1 - 13
b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成	2 (4) - 1 - 14
(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を 確保するための設計（設計 2）	2 (4) - 1 - 15
	※3

^① 適合性確認対象設備：適合性の確保が必要な要求事項への適合性を確保するために必要となる本工事計画の対象設備

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理	2 (4) - 1 - 19
(4) 設計のアウトプットに対する検証	2 (4) - 1 - 21
	※2
(5) 工事計画認可申請（届出）書の作成	2 (4) - 1 - 21
a. 要目表の作成	2 (4) - 1 - 21
b. 施設ごとの「基本設計方針」及び 「適用基準及び適用規格」の作成	2 (4) - 1 - 21
c. 各添付書類の作成	2 (4) - 1 - 22
d. 工事計画認可申請（届出）書案のチェック	2 (4) - 1 - 22
(6) 工事計画認可申請（届出）書の承認	2 (4) - 1 - 22
3.3.4 設計における変更	2 (4) - 1 - 23
	※1,2,3
3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法	2 (4) - 1 - 24
3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）	2 (4) - 1 - 24
	※1,3,4
3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施	2 (4) - 1 - 25
3.4.3 設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化	2 (4) - 1 - 25
a. 基本設計方針の整理	2 (4) - 1 - 25
b. 設計結果の反映	2 (4) - 1 - 26
3.4.4 適合性確認検査の計画	2 (4) - 1 - 26
(1) 適合性確認検査の方法の決定	2 (4) - 1 - 27
	※4
3.4.5 検査計画の管理	2 (4) - 1 - 31
	※6
3.4.6 適合性確認検査の実施	2 (4) - 1 - 31
	※6
(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成	2 (4) - 1 - 31
(2) 代替検査の確認方法の決定	2 (4) - 1 - 31
(3) 適合性確認検査の体制	2 (4) - 1 - 33
	※5
(4) 適合性確認検査の実施	2 (4) - 1 - 34
3.5 本工事計画における調達管理の方法	2 (4) - 1 - 35
3.5.1 供給者の技術的評価	2 (4) - 1 - 35
	※5

3.5.2 供給者の選定	2 (4) - 1 - 36
	※5
3.5.3 調達製品の調達管理	2 (4) - 1 - 36
	※2,3,5,6
(1) 調達仕様書の作成	2 (4) - 1 - 36
	※1,4
(2) 調達製品の管理	2 (4) - 1 - 37
	※5,6
(3) 調達製品の検証	2 (4) - 1 - 37
	※6
a. 試験・検査	2 (4) - 1 - 37
b. 受入検査の実施	2 (4) - 1 - 38
c. 記録の確認	2 (4) - 1 - 38
d. 報告書の確認	2 (4) - 1 - 38
e. 作業中のコミュニケーション等	2 (4) - 1 - 38
f. 受注者品質保証監査	2 (4) - 1 - 38
3.5.4 受注者品質保証監査	2 (4) - 1 - 38
	※6
3.6 記録、識別管理、追跡可能性	2 (4) - 1 - 40
	※6
3.6.1 文書及び記録の管理	2 (4) - 1 - 40
(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る	文書及び記録 2 (4) - 1 - 40
(2) 適合性確認検査に用いる文書及び記録	2 (4) - 1 - 40
3.6.2 識別管理及び追跡可能性	2 (4) - 1 - 43
(1) 計測器の管理	2 (4) - 1 - 43
a. 当社所有の計測器の管理	2 (4) - 1 - 43
b. 当社所有以外の計測器の管理	2 (4) - 1 - 43
(2) 機器、弁及び配管等の管理	2 (4) - 1 - 43
4. 適合性確認対象設備の保守管理	2 (4) - 1 - 44
	※5

様式－1 本工事計画に係る設計の実績、工事及び	
検査の計画【施設（設備）】	2(4)-1-46
様式－2 設備リスト【設計基準対象施設／重大事故等対処設備】（例）	2(4)-1-47
様式－3 技術基準規則の各条文と各施設における	
適用要否の考え方（例）	2(4)-1-48
様式－4 施設と条文の対比一覧表（例）	2(4)-1-49
様式－5-1 技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表（例）	2(4)-1-51
様式－5-2 工認添付書類星取表（例）	2(4)-1-52
様式－6 各条文の設計の考え方（例）	2(4)-1-53
様式－7 要求事項との対比表（例）	2(4)-1-54
様式－8 基準適合性を確保するための設計結果と	
適合性確認状況一覧表（例）	2(4)-1-55
添付－1 当社におけるグレード分けの考え方	2(4)-1-56
添付－2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に	
当たっての基本的な考え方	2(4)-1-61
添付－3 本工事計画における解析管理について	2(4)-1-63

※2,3

本資料に記載する事項と下記「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」との関連を頁下に示す。

- ※1 設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項
- ※2 設計の体制として組織内外の部門間の相互関係
- ※3 設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等
- ※4 工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項
- ※5 工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）
- ※6 工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 8 号）」（以下「品証規則」という。）に適合するための計画として「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」（以下「本文品質保証計画」という。）に記載した事項のうち、本工事計画の「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 6 号）」（以下「技術基準規則」という。）等に対する適合性の確保に必要な、設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績について記載するとともに、工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画を記載する。

2. 基本方針

本資料では、本工事計画における、「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績」及び「工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画」を、以下のとおり説明する。

（1） 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績

「設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績」として、以下に示す 2 つの段階を経て実施した設計の管理の方法を「3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査」に、品質管理の方法について「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」に、調達管理の方法について「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、追跡可能性について「3.6 記録、識別管理、追跡可能性」に記載する。

これらの方針で行った管理の具体的な実績を、様式-1「本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【 施設（設備）】」（以下「様式-1」という。）を用いて資料 2-2 に示す。

- a. 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年 12 月 28 日通商産業省令第 77 号）」（以下「実用炉規則」という。）の別表第二「設備別記載事項」に示された設備のうち、本工事計画対象設備に対する技術基準規則の条文ごとの基本設計方針の作成

- b. 「a.」で作成した条文ごとの基本設計方針を基に、実用炉規則の別表第二に示された事項に対して必要な設計を含む技術基準規則等への適合に必要な設備の設計

これらの設計に係る記載事項には、設計の要求事項として明確にしている事項及びその照査に関する事項、設計の体制として組織内外の部門間の相互関係、設計開発の各段階における照査等に関する事項並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(2) 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画

「工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織についての具体的な計画」として、本工事計画に基づく工事及び検査に係る品質管理の方法を「3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等」に記載する。

具体的には、組織について「3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）」に、実施する各段階について「3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査」に、品質管理の方法について「3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法」に、調達管理の方法について「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に、文書管理、識別管理、追跡可能性について「3.6 記録、識別管理、追跡可能性」に記載する。

これらの工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織について具体的な計画を、様式－1 を用いて資料 2－2 に示す。

工事及び検査に係る記載事項には、工事及び検査に係る要求事項として明確にする事項及びその照査に関する事項、工事及び検査の体制として組織内外の部門間の相互関係（資源管理及び物品の状態保持に関する事項を含む。）、工事及び検査に必要なプロセスを踏ました全体の工程及び各段階における監視、測定、妥当性確認及び検査等に関する事項（記録、識別管理、追跡可能性等に関する事項を含む。）並びに外部の者との情報伝達に関する事項等を含めて記載する。

(3) 本工事計画対象設備の保守管理

本工事計画に基づき、技術基準規則への適合性を確保するために必要となる設備（以下「適合性確認対象設備」という。）は、工事后に必要な機能・性能を発揮できる状態に維持されていることが不可欠であり、その維持の管理の方法について「4. 適合性確認対象設備の保守管理」で記載する。

(4) 本工事計画で記載する設計、工事及び検査以外の品質保証活動

本工事計画に必要な設計、工事及び検査は、本文品質保証計画に基づく品質保証体制の下で実施するため、(1)～(3)に関する事項以外の、責任と権限（本文品質保証計画「5.5 責任、権限及びコミュニケーション」）、原子力安全の重視（本文品質保証計画「5.2 原子力安全の重視」）、必要な要員の力量管理を含む資源の管理（本文品質保証計画「6 資源の管理監督」）及び不適合管理を含む評価及び改善（本文品質保証計画「8 監視測定、分析及び改善」）については、本文品質保証計画に従った管理を実施する。

また、当社の品質保証活動は、安全文化醸成活動と一体となった活動を実施している。

3. 本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等

本工事計画における設計、工事及び検査に係る品質管理は、本文品質保証計画に記載している品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき実施する。以下に、設計、工事及び検査、調達管理等のプロセスを示す。

3.1 設計、工事及び検査に係る組織（組織内外の部門間の相互関係及び情報伝達含む。）

本工事計画に基づく設計、工事及び検査は、本文品質保証計画の「5.5.1 責任及び権限」に示す役割分担の下、第3.1-1図に示す本店組織及び発電所組織に係る体制で実施する。

設計（「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」）、工事及び検査（「3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法」）並びに調達（「3.5 本工事計画における調達管理の方法」）の各プロセスにおける主管箇所を第3.1-1表に示す。第3.1-1表に示す各主管箇所の長は、担当する設備に関する設計、工事及び検査並びに調達について、責任と権限を持ち、第3.1-1図に示す設備を主管するグループ又は課が実施する本工事計画に係る活動を統括する。

第3.1-1図に示す各主任技術者は、それぞれの職務に応じた監督を行うとともに、相互の職務について適宜情報提供を行い、意思疎通を図る。

設計から工事及び検査への設計結果の伝達、当社から供給者への情報伝達など、組織内外の部門間や組織間の情報伝達については、本工事計画に従い確実に実施する。

3.1.1 設計に係る組織

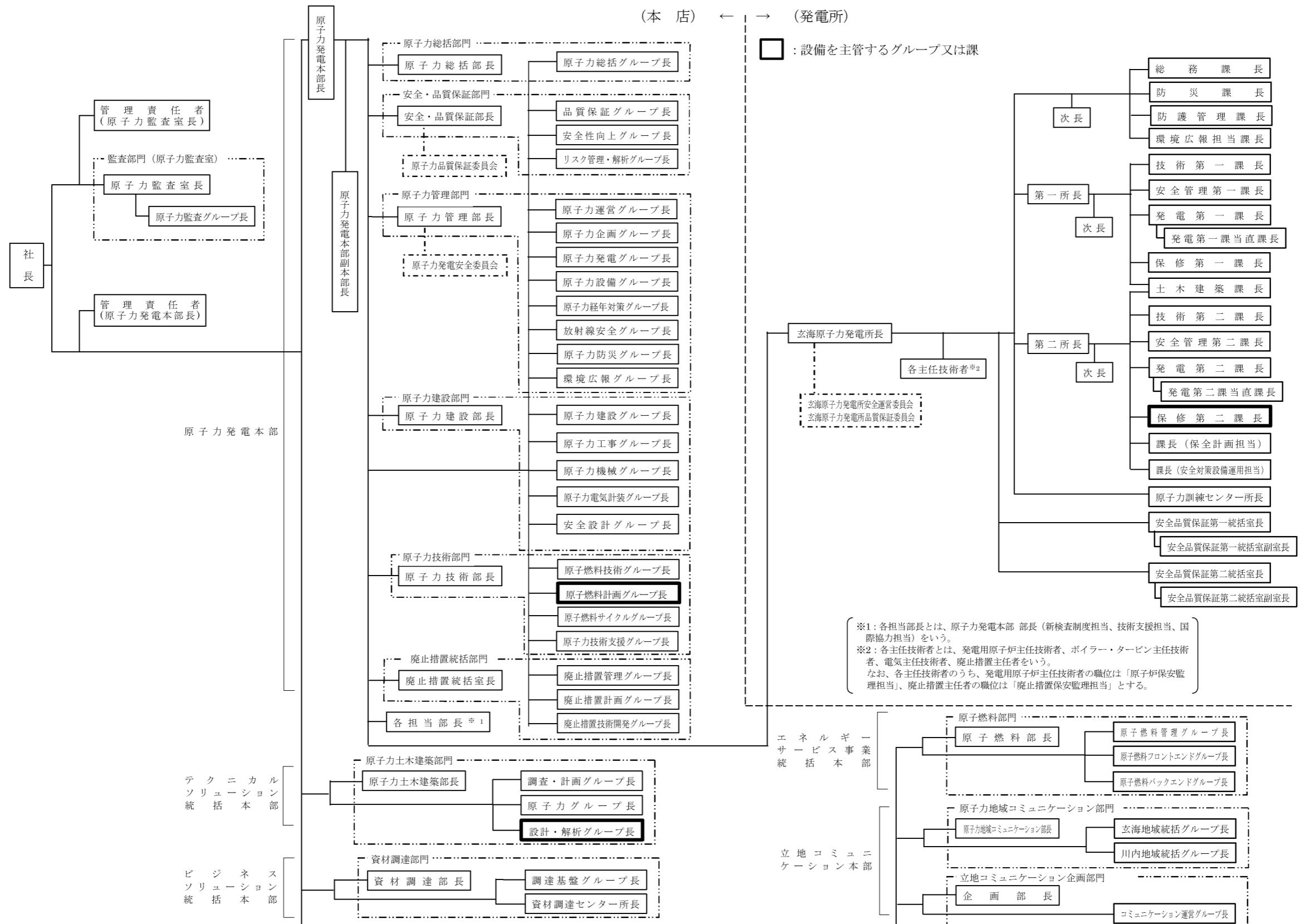
本工事計画に基づく設計は、第 3.1-1 図に示す本店組織の設備を主管するグループが設計を主管する組織として実施する。これらの設計は、設計を主管する組織を統括する各部門の長の責任の下で実施する。

本工事計画に基づき実施した施設ごとの具体的な体制については、本工事計画に示す設計の段階ごとに様式-1 を用いて資料 2-2 に示す。

3.1.2 工事及び検査に係る組織

本工事計画に基づく工事及び検査は、第 3.1-1 図に示す発電所組織の各設備を主管する課で実施する。

本工事計画に基づき実施した施設ごとの具体的な体制については、本工事計画に示す工事及び検査の段階ごとに様式-1 を用いて資料 2-2 に示す。



第3.1-1図 本店組織及び発電所組織に係る体制

第 3.1-1 表 設計及び工事の実施の体制

項番号	プロセス	主管箇所
3.3	設計に係る品質管理の方法で行った 管理の実績に係る計画	原子力技術部門 原子力土木建築部門
3.4	工事に係る品質管理の方法及びその 検査のための方法	玄海原子力発電所
3.5	本工事計画における調達管理の方法	原子力技術部門 原子力土木建築部門 玄海原子力発電所

3.2 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階とその照査

3.2.1 設計及び工事のグレード分けの適用

本工事計画は、「設計・調達管理基準」に基づく「工事計画認可申請又は届出を行う原子力施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計」(添付-1「当社におけるグレード分けの考え方」第1表参照)を適用しグレード1として管理する。

「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査」～「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に「設計・調達管理基準」に基づくグレード1の具体的な管理の内容を示す。

なお、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に「設計・調達管理基準」に基づく調達管理の内容を示す。

3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査

本工事計画として必要な設計、工事及び検査の流れを第3.2-1図及び第3.2-2図に示す。本工事計画における設計、工事及び検査の各段階と本文品質保証計画との関係を第3.2-1表に示す。

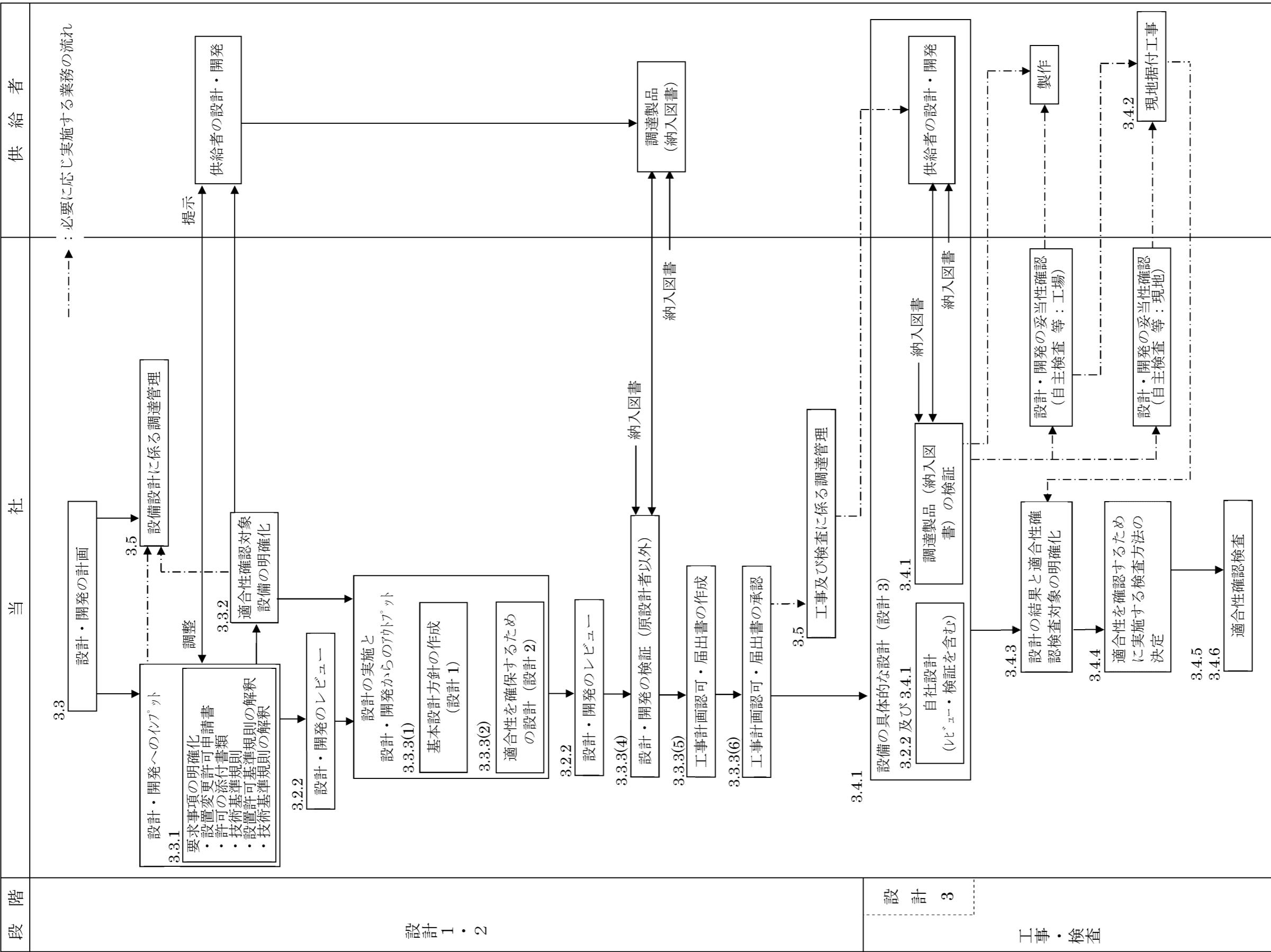
本文品質保証計画「7.3.4 設計・開発のレビュー」に基づき設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価し、問題を明確にし、必要な処置を提案する設計の各段階におけるレビューは、適切な段階において設備を主管するグループが実施するとともに、「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき記録を管理する。設計におけるレビューの対象となる段階を第3.2-1表に「※」で明確にする。

このレビューについては、第3.1-1図に示された設備を主管するグループで当該設備の設計に関する力量を有する専門家を含めて実施する。

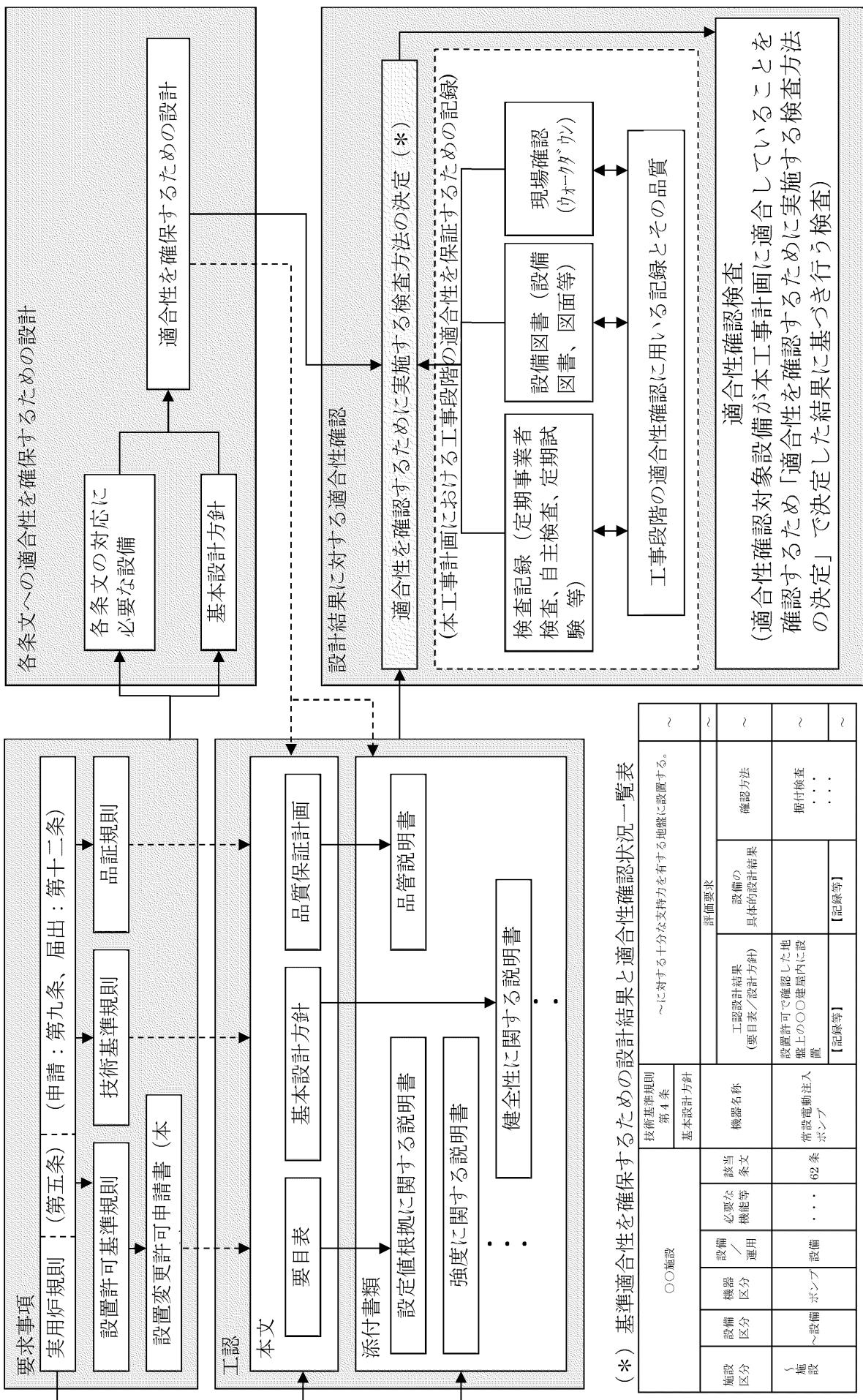
第3.2-1表 本工事計画における設計、工事及び検査の各段階

各段階			本文品質保証計画の対応項目	概要
設計	3.3	設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画	7.3.1 設計・開発の計画	適合性を確保するために必要な設計を実施するための計画（本資料に示す様式類作成の手順）
	3.3.1 ※	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化	7.3.2 設計・開発へのインプット	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定	—	技術基準規則等に対応するための設備・運用の抽出
	3.3.3(1) ※	基本設計方針の作成（設計1）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	要求事項を満足する基本設計方針の作成
	3.3.3(2) ※	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3.3.3(4)	設計のアウトプットに対する検証	7.3.5 設計・開発の検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3.3.3(5)	工事計画認可申請（届出）書の作成	—	「実用炉規則 第九条 工事の計画の認可等の申請」に従った申請書又は「実用炉規則 第十二条 工事の計画の届出」に従った届出書の作成
	3.3.3(6)	工事計画認可申請（届出）書の承認	—	作成した工事計画認可申請（届出）書の承認
	3.3.4 ※	設計における変更	7.3.7 設計・開発の変更管理	設計対象の追加や変更時の対応
工事及び検査	3.4.1 ※	本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）	7.3.3 設計・開発からのアウトプット 7.3.5 設計・開発の検証	工事計画を実現するための具体的な設計
	3.4.2	設備の具体的な設計に基づく工事の実施	—	適合性確認対象設備の工事の実施
	3.4.3	設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化	—	検査に先立ち設計の結果と適合性確認検査の対象との繋がりを整理
	3.4.4	適合性確認検査の計画	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	適合性確認対象設備が、本工事計画に適合していることを確認する計画と方法の決定
	3.4.5	検査計画の管理	—	適合性確認検査を実施する際の工程管理
	3.4.6	適合性確認検査の実施	8.2.4 検査及び試験	認可された工事計画どおり、要求事項に対する適合性が確保されていることを確認
調達	3.5	本工事計画における調達管理の方法	7.4 調達 8.2.4 検査及び試験	適合性確認に必要な、継続中工事及び追加工事の検査を含めた調達管理

※：「3.2.2 設計、工事及び検査の各段階とその照査」でいう、本文品質保証計画の「7.3.4 設計・開発のレビュー」対応項目



第3.2-1図 適合性を確保するために必要な当社の活動（全体の流れ）



3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画

本工事計画における技術基準規則等への適合性を確保するための設計は、「設計・調達管理基準」に基づき、要求事項の明確化、適合性確認対象設備の選定、基本設計方針の作成及び適合性を確保するための設計の段階を経て実施する。以下にそれぞれの活動内容を示す。

3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化

本工事計画に必要な要求事項は、以下のとおりとする。

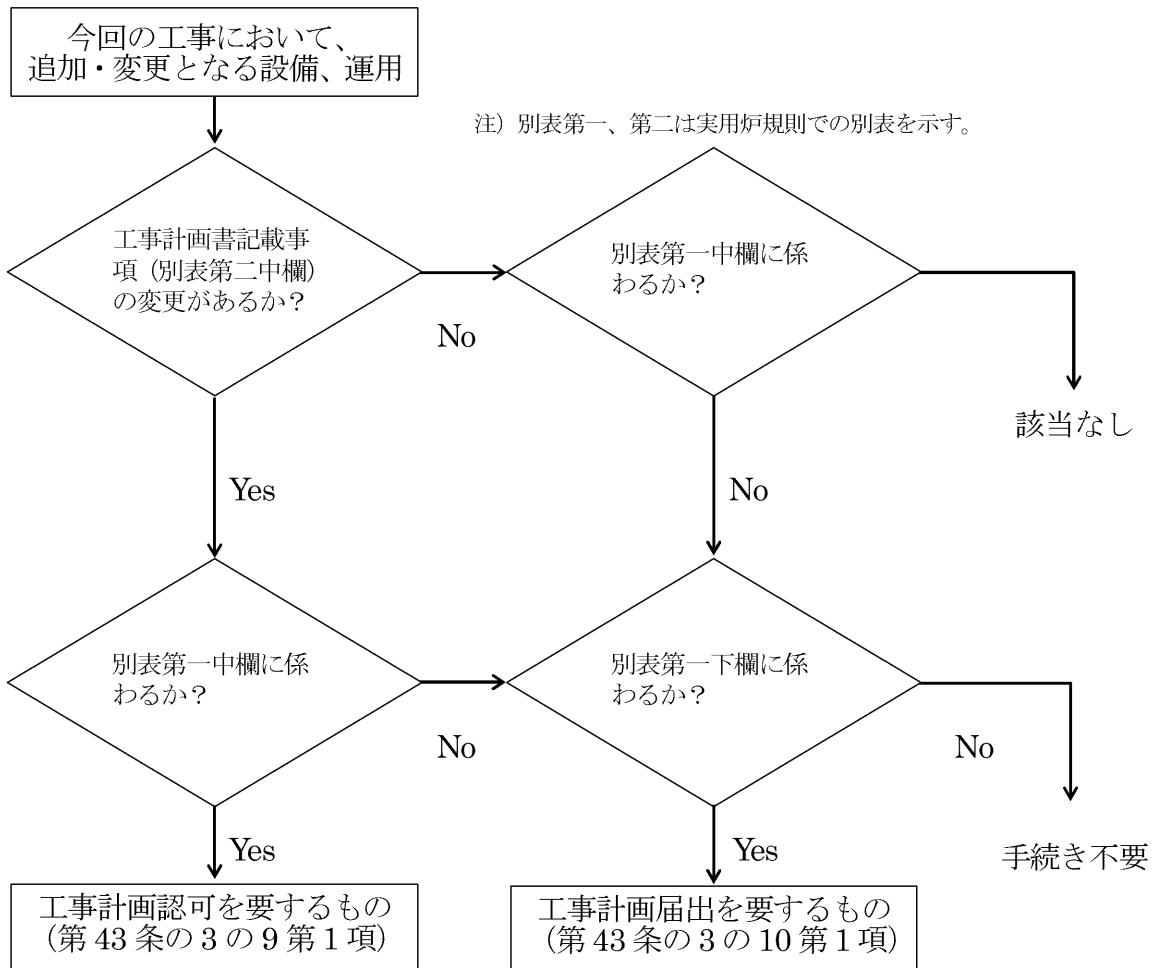
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年 6 月 28 日原子力規制委員会規則第 5 号）」（以下「設置許可基準規則」という。）に適合しているとして許可された設置変更許可申請書
 - ・技術基準規則
- また、必要に応じて以下を参照する。
- ・許可された設置変更許可申請書の添付書類
 - ・設置許可基準規則の解釈
 - ・技術基準規則の解釈

3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定

適合性確認対象設備に対する要求事項への適合性を確保するため、設置変更許可申請書に記載されている設備や技術基準規則への対応に必要な設備（運用を含む。）を、実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備を含めた適合性確認対象設備として、以下に従って抽出する。

適合性確認対象設備を明確にするため、本工事計画に関連する工事において追加・変更となる設備・運用のうち本工事計画の対象となる設備・運用を、要求事項への適合性を確保するために実際に使用する際の系統・構成で必要となる設備・運用を考慮しつつ第 3.3-1 図に示すフローに基づき抽出する。

抽出した結果を様式-2「設備リスト【設計基準対象施設／重大事故等対処設備】」（以下「様式-2」という。）の該当する条文の「設備等」欄に整理するとともに、設備／運用、既設／新設、常設／可搬、実用炉規則 別表第二の該当する施設・設備区分、兼用の有無、設計基準対象施設と重大事故等対処設備の分類、耐震重要度分類、機器クラス及び設置変更許可申請書添付八主要設備記載の有無を明確にする。



第3.3-1図 適合性確認対象設備の抽出について

3.3.3 本工事計画における設計

適合性確認対象設備の技術基準規則等への適合性を確保するための設計を以下のとおり実施する。

- ・「設計 1」として、技術基準規則等の適合性確認対象設備に必要な要求事項を基に、必要な設計を漏れなく実施するための基本設計方針を明確化する。
- ・「設計 2」として、「設計 1」で明確にした基本設計方針を用いて適合性確認対象設備に必要な詳細設計を実施する。
- ・「設計 1」及び「設計 2」の結果を用いて、本工事計画に必要な書類等を作成する。
- ・「設計 3」として、工事段階において、本工事計画に基づく製品実現のための具体的な設備の設計を実施する。(「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）」参照)

これらの具体的な活動を以下のとおり実施する。

(1) 基本設計方針の作成（設計 1）

様式-2 で整理した適合性確認対象設備の要求事項に対する適合性確保に必要な詳細設計を「設計 2」で実施するに先立ち、適合性確認対象設備に必要な要求事項のうち、設置変更許可申請書及び技術基準規則に対する設計を漏れなく実施するために、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にするとともに、技術基準規則の条文ごとに関連する要求事項を含めて設計すべき事項を明確にした基本設計方針を作成する。

a. 適合性確認対象設備と適用条文の整理

適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な設計を確実に実施するため、以下により、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則を条項号単位で明確にする。

- ・技術基準規則の条文ごとに実用炉規則 別表第二の発電用原子炉施設の種類に示された各施設区分との関係を明確にし、明確にした結果とその理由を、様式-3「技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方」（以下「様式-3」という。）の「適用要否判断」欄と「理由」欄に取りまとめる。

- ・様式－3に取りまとめた結果を、様式－4「施設と条文の対比一覧表」（以下「様式－4」という。）の該当箇所を星取りすることにより取りまとめ、施設ごとに適用される技術基準規則の条文を明確にする。
- ・適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の各条文の関係を様式－3 及び様式－4 に代え整理することが可能な場合には、様式－3 及び様式－4 に代えることができる。
- ・様式－2 で明確にした適合性確認対象設備を、実用炉規則 別表第二の発電用原子炉施設の種類に示された施設区分ごとに、様式－5－1 「技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表」（以下「様式－5－1」という。）及び様式－5－2 「工認添付書類星取表」（以下「様式－5－2」という。）に反映する。

　様式－4 でまとめた結果を用いて、設備ごとに適用される技術基準規則の条項号を明確にし、各条文と本工事計画との関連性を含めて様式－5－1 で整理する。

b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成

　適合性確認対象設備に必要な要求事項を具体化し、漏れなく適用していくための基本設計方針を、本工事計画の適合性確認対象設備に適用される技術基準規則の条文ごとに作成する。

　基本設計方針の作成にあたっては、基本設計方針の作成を統一的に実施するための考え方を「工事計画業務要領」に定め、それに基づき技術基準規則の条文ごとに作成する。この基本設計方針の作成に当たっての統一的な考え方の概要を添付－2 の「技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に示す。

　具体的には、様式－7「要求事項との対比表」（以下「様式－7」という。）に、基本設計方針の作成に必要な情報として、技術基準規則の各条文とその解釈、関係する設置変更許可申請書本文とその添付書類に記載されている内容を引用し、その内容を確認しながら、設計すべき項目を漏れなく作成する。

　基本設計方針の作成に併せて、基本設計方針として記載する事項とそれらの技術基準規則への適合性の考え方（理由）、基本設計方針として記載しない場合の考え方及び詳細な検討が必要な事項として含めるべき実用炉規則 別表第二に示された添付書類との関係を明確にし、それらを様

式－6「各条文の設計の考え方」（以下「様式－6」という。）に取りまとめる。

作成した基本設計方針をもとに、抽出した適合性確認対象設備に対する耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び当該適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連性を様式－5－2に明確にする。なお、過去に作成した基本設計方針が適用できる場合には、「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」で作成する様式－2に項目をおこして明確にすることができる。

(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）

様式－2で整理した適合性確認対象設備に対し、今回新たに設計が必要な基本設計方針への適合性を確保するための詳細設計を、「設計1」の結果を用いて実施する。

具体的には、適合性確認対象設備に係る設計すべき事項を明確化した様式－5－1、様式－5－2及び様式－7等の「設計1」の結果（適合性確認対象設備、技術基準規則、作成が必要な工認本文・添付資料の項目、基本設計方針との関係）を踏まえ、適合性確認対象設備を技術基準規則に適合させるための必要となる詳細設計（対象設備の仕様の決定含む。）を実施し、設備の具体的設計の方針を決定する。詳細設計に関しては、基本設計方針の要求種別に応じて第3.3－1表に示す要求種別ごとの「主な設計事項」に示す内容について実施する。具体的には、「3.6.1 文書及び記録の管理」で管理されている設備図書等の品質記録や「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達からの委託報告書をインプットとして、基本設計方針に対し、適合性確認対象設備が技術基準規則等の必要な設計要求事項への適合性を確保するための設計の方針（要求機能、性能目標、防護方針等を含む。）を定めるための設計を実施する。

この詳細設計は、様式－6で明確にした詳細な検討を必要とした事項を含めて実施するとともに、以下に該当する場合は、その内容に従った設計を実施する。

・評価（解析を含む。）を行う場合

詳細設計として評価を実施する場合は、基本設計方針を基に詳細な評価方針及び評価方法を定めたうえで、評価を実施する。また、評価の実施において、解析を行う場合は、「3.3.3(3) 詳細設計の品質

を確保する上で重要な活動の管理」に基づく管理を行うことにより信頼性を確保する。

- ・複数の機能を兼用する設備の設計を行う場合

複数の機能（施設間を含む。）を兼用する設備の設計を行う場合は、兼用する全ての機能を踏まえた設計を確実に実施するため、組織間の情報伝達を確実に行い、兼用する機能ごとの系統構成を把握し、兼用する機能を集約したうえで、兼用する全ての機能を満たすよう設計を実施する。この場合の具体的な設計の流れを第 3.3-2 図に示す。

- ・設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合

設備設計を他設備の設計に含めて設計を行う場合は、設計が確実に行われるようするために、組織間の情報伝達を確実に行い、設計をまとめて実施する側で複数の対象を考慮した設計を実施したのち、設計を委ねている側においても、その設計結果を確認する。

- ・他号機と共に用する設備の設計を行う場合

様式-2 をもとに他号機と共に用する設備の設計を行う場合は、設計が確実に行われることを確実にするため、組織間の情報伝達を確実に行い、号機ごとの設計範囲を明確にし、必要な設計が確実に行われるよう管理する。

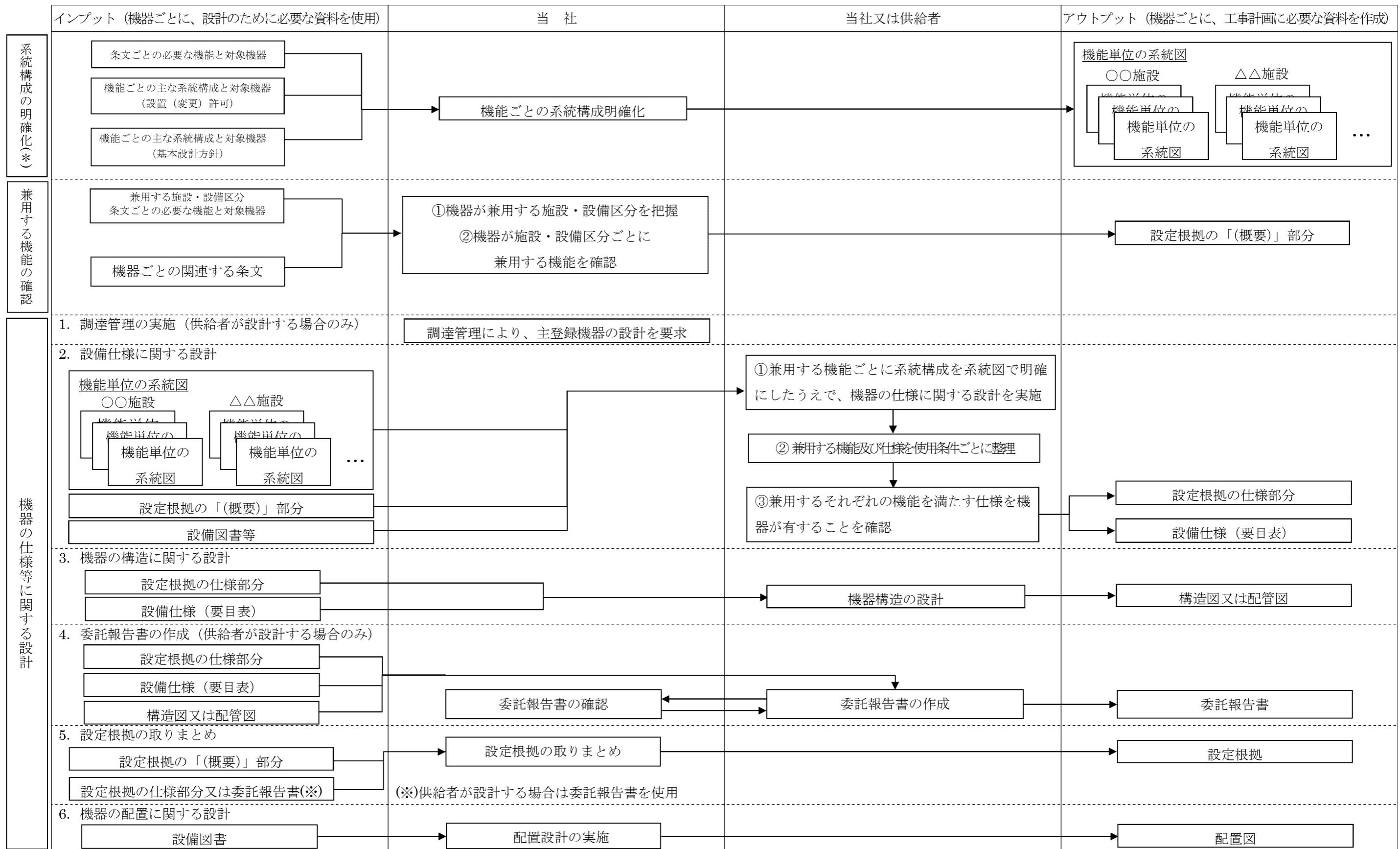
上記 4 つの場合において、設計の妥当性を検証し、設計の方針を満たすことを確認するために試験・検査を実施しなければならない場合は、試験・検査の条件及び方法を定めたうえで実施する。

これらの設計として実施したプロセスを様式-1 で明確にする。

第 3.3-1 表に示す要求種別のうち「運用要求」に分類された基本設計方針については、本店組織の保安規定を取りまとめるグループにて、保安規定として必要な対応を実施する。

第3.3-1表 要求種別ごとの適合性の確保に必要な主な設計事項とその妥当性を示すための記録との関係

要求種別		主な設計事項	設計方針の妥当性を示す記録
設備	設置要求	設置変更許可申請書に記載した機能を有する設備等の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書
	系統構成	目的とする機能を実際に発揮させるために必要な具体的な系統構成・設備構成	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書 ・有効性評価結果（設置変更許可申請書での安全解析の結果を含む） ・系統図 ・設備図書（図面、構造図、仕様書）
	設計要求	設置変更許可申請書の記載を基にした、実際に使用する系統構成・設備構成の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書 ・設備図書（図面、構造図、仕様書） ・インターロック線図 ・算出根拠（計算式等） ・カタログ
	機能要求	仕様設計 構造設計 強度設計（クラスに応じて） 耐震設計（クラスに応じて） 耐環境設計 配置設計	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書 ・設備図書（図面、構造図、仕様書）
	評価要求	目的とする機能を実際に発揮させるために必要な具体的な仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書 ・解析計画（解析方針） ・委託報告書（解析結果） ・手計算結果
	運用要求	対象設備が目的とすることを示すと法と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・社内決定文書 ・解析計画（解析方針） ・条件設定のための解析 ・実証試験
運用		運用方法に基づき保安規定に基づき計画	<ul style="list-style-type: none"> ・維持・運用のための計画の作成 ・－



(*) 系統設計を伴う場合

第3.3-2図 主要な設備の設計

(3) 詳細設計の品質を確保する上で重要な活動の管理

詳細設計の品質を確保する上で重要な活動となる、「大量のデータを扱い、複雑な処理をコンピュータで行うため、結果を容易に確認することが困難な調達による解析」及び「データ量が比較的少なく、単純な計算であるものの、ヒューマンエラーが起こりやすい手計算による自社解析」について、以下の管理を実施し、信頼性を確保する。

a. 調達による解析の管理

基本設計方針に基づく詳細設計で解析を実施する場合は、解析結果の信頼性を確保するため、本文品質保証計画に基づく品質保証活動を行う上で、特に以下の点に配慮した活動を実施し、品質を確保する。

(a) 調達による解析

調達により解析を実施する場合は、解析の信頼性を確保するために、供給者に対し、次に示す管理を確実にするための品質保証要求事項や解析業務に関する要求事項等の調達要求事項を調達仕様書により要求し、それに従った品質保証体制の下で解析を実施させるよう「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達管理を実施する。解析の調達管理に関する具体的な流れを添付-3 の「本工事計画における解析管理について」(以下、「添付-3」という。) 第1表に示す。

・解析を実施する要員の力量管理

(本文品質保証計画「6 資源の管理監督」)

〔・解析対象業務の経験等により、当該解析に関する力量を有しているとされた要員による解析の実施〕

・解析業務に関する業務の計画の作成とそれに基づく業務の実施

(本文品質保証計画「7 業務に関する計画の策定及び業務の実施」)

〔・解析業務着手時に、従事する要員に対して、実施する解析の重要性を意識付けするための教育の実施
・使用するコードが正しい値を出力できることを確実にするためのコードの検証（「(b) 解析コードの管理」参照）
・適切な入力情報の使用（「(c) 解析業務で用いる入力情報の伝達」参照）と、それに基づく入力根拠の作成（「(d) 入力根拠の作成」参照）〕

- ・作成した入力データのコードへの正しい入力
 - ・得られた解析結果の検証
 - ・解析結果を基にした報告書の作成
- 等

・当該業務に関する不適合管理及び是正処置
(本文品質保証計画「8 監視測定、分析及び改善」)

(b) 解析コードの管理

計算機コードは、評価目的に応じた解析結果を保証するための重要な役割を持っていることから、使用実績や使用目的に応じ、解析コードが適正なものであることを以下のような方法により検証し、使用する。

- ・簡易的なモデルによる解析解の検算
 - ・標準計算事例を用いた解析による検証
 - ・実験、ベンチマーク試験結果との比較
 - ・他の計算機プログラムによる計算結果との比較
- 等

(c) 解析業務で用いる入力情報の伝達

本工事計画に関する解析に係る供給者との情報伝達について以下に示す。

本工事計画に必要な解析業務が、設備や土木建築構造物を設置した供給者と同一の供給者が主体となっている場合、解析を実施する供給者が所有する図面とそれを基に作成され納入されている当社所有の設備図書は、同じ最新性が確保されている。

当社は供給者に対し調達管理に基づく品質保証上の要求事項として、ISO9001 の要求事項に従った文書及び記録の管理の実施を要求し、適切な版を管理することを要求している。

設備を設置した供給者以外で実施する解析の場合、当社で管理している図面を提供し、供給者は、最新性の確保された図面で解析を行っている。

(d) 入力根拠の作成

供給者に、異なる 2 名の者が入力根拠から作成し、入力根拠と入力結果を同時にチェックする「入力クロスチェック」(添付-3 第 1 図参照)を行わせることにより、入力根拠の妥当性及び入力データが正しく入力されたことの品質を確保する。

b. 手計算による自社解析の管理

自社で実施する解析（手計算）は、評価を実施するために必要な計算方法及び入力データを明確にした上で、当該業務の力量を持つ要員が実施する。

実施した解析結果に間違いがないようにするために、入力根拠、入力結果及び解析結果について、解析を実施した者以外の者によるダブルチェックを実施し、解析結果の信頼性を確保する。

自社で実施した解析ごとの具体的な管理方法を添付－3 第2表に示す。

(4) 設計のアウトプットに対する検証

設備を主管する組織の長は、「3.3.3 本工事計画における設計」の（設計1）及び（設計2）で取りまとめた様式－3～様式－7 及び適合性確認対象設備を技術基準規則に適合させるための必要となる詳細設計の結果について、当該業務を直接実施した原設計者以外の者に検証を実施させる。

(5) 工事計画認可申請（届出）書の作成

様式－2 に取りまとめた適合性確認対象設備について、本工事計画の設計として実施した「3.3.3 本工事計画における設計」の(1)～(2)からのアウトプットを基に、第3.6－1図に示す「工事計画業務要領」に定める、工事計画認可申請（届出）における本文及び添付書類の作成要領に従って、本工事計画に必要な書類等を以下のとおり取りまとめる。

a. 要目表の作成

「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）」からのアウトプットとなる詳細設計結果（図面等の設計資料）を基に、実用炉規則 別表第二の「設備別記載事項」の要求に従って、必要な事項（種類、主要寸法、材料、個数 等）を設備ごとに表（要目表）や図面等に取りまとめる。

b. 施設ごとの「基本設計方針」及び「適用基準及び適用規格」の作成

「3.3.3 (1) 基本設計方針の作成（設計1）」の「b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」で作成した条文ごとの基本設計方針を整理した様式－7、基本設計方針作成時の考え方を整理した様式－6 及び各施設に適用される技術基準規則の条文を明確にした様式－4 を用いて「工事計画業務要領」に基づき、実用炉規則 別表第二に示された発電用原子

炉施設の施設ごとの基本設計方針としてまとめ直すことにより、本工事計画として必要な基本設計方針を作成する。

また、技術基準規則に規定される機能・性能を満足させるための基本的な規格及び基準を、「適用基準及び適用規格」として取りまとめる。

c. 各添付書類の作成

「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）」からのアウトプットとなる詳細設計結果を基に、基本設計方針に対して詳細な設計結果や設計の妥当性に関する説明が必要な事項を取りまとめた様式-6 及び様式-7 を用いて、本工事計画と実用炉規則 別表第二の関係を整理した様式-5-2 に示された添付書類を作成する。

実用炉規則 別表第二に示された添付書類において、解析コードを使用している場合には、当該添付書類の別紙として、使用した解析コードに関する内容を記載した「計算機プログラム（解析コード）の概要」を作成する。

d. 工事計画認可申請（届出）書案のチェック

本店組織の工事計画の取りまとめを主管するグループの長は、作成した「工事計画認可申請（届出）書」の案について、「工事計画業務要領」に基づき、以下の要領で関係各グループ及び発電所関係各課のチェックを受ける。

- ・関係各グループ及び発電所関係各課のチェック分担を明確にする。
- ・関係各グループ及び発電所関係各課からチェックの結果が返却された際に、コメントが付されている場合には、その反映要否を検討し、必要であれば資料を修正のうえ、再度、チェックを依頼する。
- ・必要に応じ、これらを繰り返し、工事計画認可申請（届出）書案のチェックを完了する。

(6) 工事計画認可申請（届出）書の承認

設備を主管する組織の長は、「(4) 設計のアウトプットに対する検証」及び「(5) d. 工事計画認可申請（届出）書案のチェック」が終了した後、工事計画認可申請（届出）書を原子力発電安全委員会へ付議し、審議・了承を得た後、原子力建設部長の承認を得る。

3.3.4 設計における変更

調整等により、設計対象の追加や変更が必要となった場合、「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」～「3.3.3 本工事計画における設計」の各設計結果のうち、影響を受けるものについて必要な詳細設計を実施し、影響を受けた段階以降の設計結果を必要に応じ修正する。

3.4 工事に係る品質管理の方法及びその検査のための方法

工事段階において、本工事計画に基づく設備の具体的な設計（設計 3）、その結果を反映した設備を導入するために必要な工事を「設計・調達管理基準」に基づき実施する。また、これらの活動を調達する場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」を適用して実施する。

本工事計画に適合していることの確認として、設備の具体的設計結果に適合していることを確認するための適合性確認検査を「試験・検査基準」に基づき実施する。

具体的な管理の方法を以下に示す。

3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）

本工事計画においては、本店組織の設備を主管するグループの長は、工事段階において、以下のいずれかの方法で、本工事計画及び既工事計画に基づく製品実現のための設備の具体的な設計（設計 3）を実施する。

- 自社で設計する場合

本店組織の設備を主管するグループの長が設計 3 を実施し、適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）との照合を行う。また、設計・開発の検証として次に示す「設計 3 を本店組織の設備を主管するグループの長が調達し、調達管理として設計 3 を管理する場合」と同等の対応を行う。設計の妥当性確認については「3.4.4 適合性確認検査の計画」で策定する適合性確認検査にて行う。

- 設計 3 を本店組織の設備を主管するグループの長が調達し、調達管理として設計 3 を管理する場合

本店組織の設備を主管するグループの長が「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従った調達により設計 3 を実施する。

本店組織の設備を主管するグループの長は、その調達の中で供給者が実施する設計 3 の管理を、調達管理として行う設計の検証及び設計の妥当性確認を行うことにより管理する。

- 設計 3 を発電所組織の設備を主管する組織の長が工事の調達に含めて調達し、設計 3 を本店組織の設備を主管するグループが管理する場合

発電所組織の設備を主管する組織の長が「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従って実施する工事の調達の中で、設計 3 を含めて調達する。

本店組織の設備を主管するグループの長は、その調達の中で供給者が実施する設計 3 の管理を、調達管理として行う設備の具体的な設計の検証及び設計の妥当性確認を行うことにより管理する。

3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施

発電所の設備を主管する組織の長は、本工事計画に基づく設備を設置するための工事を「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に従い実施する。

3.4.3 設計の結果と適合性確認検査対象の繋がりの明確化

本店及び発電所の設備を主管する組織の長は、設計 1～3 の結果に対し適合性確認対象の繋がりを明確化するために様式－8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表」（以下、様式－8 という）を以下のとおり適合性確認検査に先立ちとりまとめる。

a. 基本設計方針の整理

基本設計方針（「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計 1）」の「b. 技術基準規則条文ごとの基本設計方針の作成」参照）に基づく設計の結果を踏まえた適合性の確認を漏れなく実施するため、基本設計方針の内容を以下に従い分類し、適合性の確認が必要な要求事項を整理する。

- ・条文ごとに作成した基本設計方針を設計項目となるまとまりごとに整理する。
- ・整理した設計方針を分類するためのキーワードを抽出する。
- ・抽出したキーワードをもとに要求事項を第 3.3-1 表に示す要求種別に分類する。

整理した結果は、設計項目となるまとまりごとに、様式－8 の「基本設計方針」欄に反映する。

また、本工事計画の設計に不要な以下の基本設計方針を、様式－8 の該当する基本設計方針に「網掛け」することにより区別し、設計が必要な要求事項に変更があった条文に対応した基本設計方針を明確にする。

- ・「定義」：

基本設計方針で使用されている用語の説明

- ・「冒頭宣言」：

設計項目となるまとまりごとの概要を示し、「冒頭宣言」以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの

- ・「規制要求に変更のない既設設備に適用される基本設計方針」：

既設設備のうち、過去に当該要求事項に対応するための設計が行われており、様式-4 及び様式-5-1 で従来の技術基準規則から変更がないとした条文に対応した基本設計方針

- ・「適合性確認対象設備に適用されない基本設計方針」：

当該適合性確認対象設備に適用されず、設計が不要となる基本設計方針

b. 設計結果の反映

設計 2（「3.3.3 (2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計 2）」参照）で実施した詳細設計の結果及び「3.3.3 (5) 工事計画認可申請（届出）書の作成」で作成した工事計画認可申請（届出）書の本文、添付資料のうち「a. 基本設計方針の整理」で整理した基本設計方針に対する設計結果を、様式-8 の「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄に整理する。

設計 3（「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計 3）」参照）で実施した設備の具体的設計結果の結果を様式-8 の「設備の具体的設計結果」欄に取りまとめる。

3.4.4 適合性確認検査の計画

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が本工事計画に適合していることを確認するため、技術基準規則に適合するよう実施した設計結果を取りまとめた様式-8 に示された「工認設計結果（要目表／設計方針）」欄ごとに設計の妥当性確認を含む適合性確認検査を計画する。

適合性確認検査は、第 3.3-1 表の要求種別ごとに第 3.4-1 表に示す確認項目、確認視点及び主な検査項目をもとに計画を策定する。

適合性確認対象設備のうち、技術基準規則上の措置（運用）に必要な設備についても、適合性確認検査を計画する。

個々に実施する適合性確認検査に加えてプラント運転に影響を及ぼしていないことを総合的に確認するため、特定の条文・様式-8 に示された「工認設計結果（要目表／設計方針）」によらず、定格熱出力一定運転時の主要パラメータを確認することによる適合性確認検査（負荷検査）の計画を必要に応じて策定する。

(1) 適合性確認検査の方法の決定

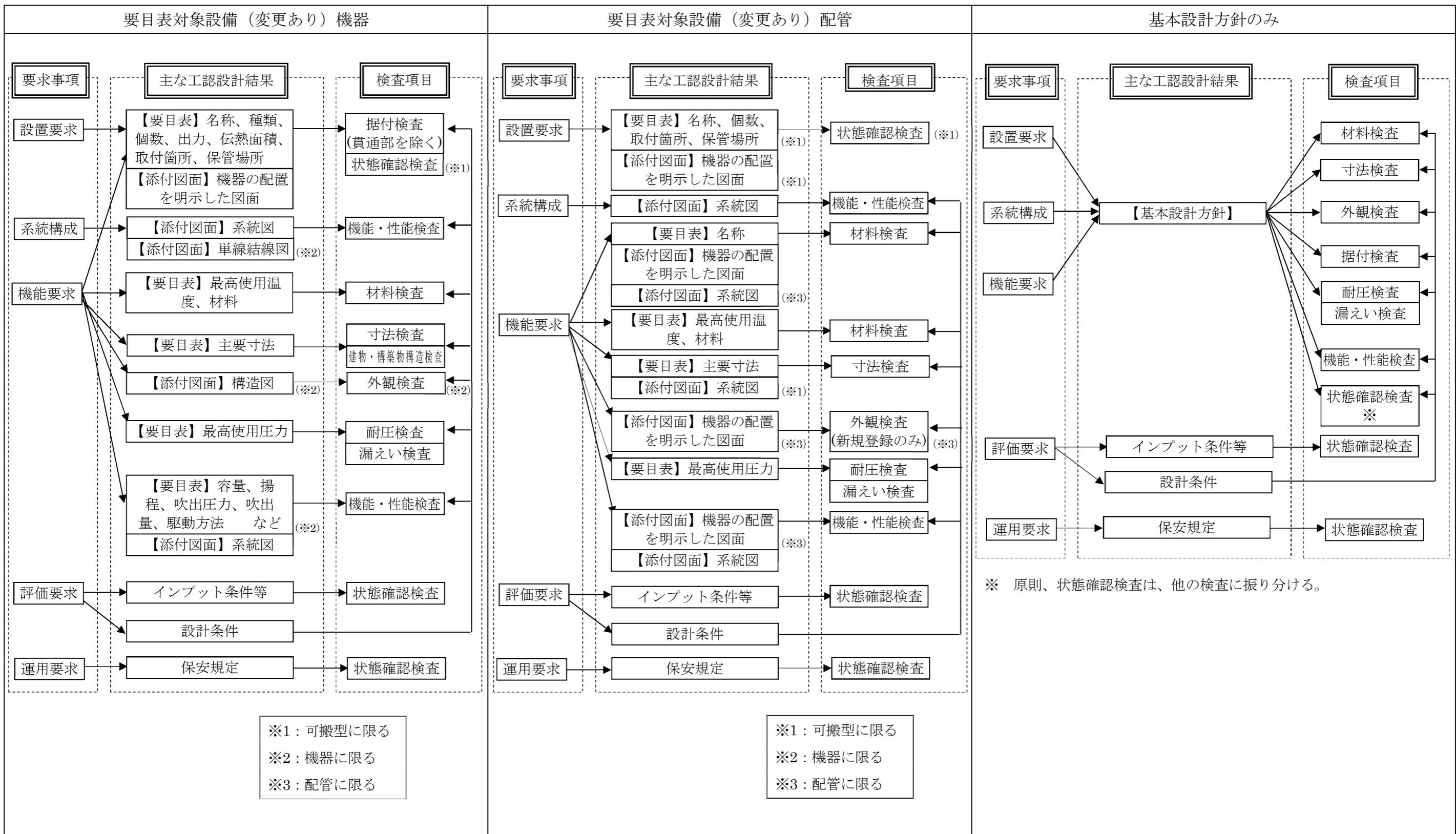
発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認検査の実施に先立ち、第3.3-1表の要求種別ごとに定めた第3.4-1表に示す確認項目、確認視点、主な検査項目、第3.4-2表に示す検査項目の分類の考え方を使って、確認項目ごとに設計結果に関する具体的な検査概要及び判定基準を以下の手順により適合性確認検査の方法として明確にする。第3.4-1表の検査項目ごとの概要及び判定基準の考え方を第3.4-3表に示す。

- a. 様式-8の「工認設計結果（要目表／設計方針）」及び「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、第3.4-1表、第3.4-2表を用いて検査項目を決定する。
- b. 決定された検査項目より、第3.4-3表に示す検査項目、概要、判定基準の考え方について（代表例）を参照し適切な検査方法を決定する。
- c. 決定した各設備に対する以下の内容を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。
 - (a) 検査項目
 - (b) 検査方法

第3.4-1表 要求事項に対する確認項目及び確認の視点

要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目	
設備 運用	設置要求	名称、取付箇所、個数	設計要求どおり（名称、取付箇所、個数）に設置されていることを確認する。	・据付検査 ・状態確認検査	技術基準規則要求事項に対して、適合していることを確認する検査を整理し、様式-8にまとめる。 (検査概要については、「3.4.6 適合性確認検査の実施」参照)
		系統構成、系統隔離、可搬設備の接続性	実際に使用できる系統構成になっていることを確認する。	・機能・性能検査	
		容量、揚程等の仕様（要目表）	要目表の記載どおりである事を確認する。	・材料検査 ・寸法検査 ・外観検査 ・据付検査 ・耐圧検査 ・漏えい検査 ・建物・構築物構造検査 ・機能・性能検査 ・特性検査 ・状態確認検査	
	機能要求	上記以外の所要の機能要求事項	目的とする能力（機能・性能）が發揮できることを確認する。	・状態確認検査	
		評価のインプット条件等の要求事項	評価条件を満足していることを確認する。	内容に応じて、設置要求、系統構成、機能要求として確認する。	
	運用要求	評価結果を設計条件とする要求事項	内容に応じて、設置要求、系統構成、機能要求の検査を適用	・状態確認検査	
		手順確認	（保安規定）手順化されていることを確認する。	・状態確認検査	

第3.4-2表 主な工認設計結果に対する検査項目



第3.4-3表 検査項目、概要、判定基準の考え方について（代表例）

検査項目	検査概要	判定基準の考え方
材料検査	使用されている材料が設計結果のとおりであること、関係規格 ^{※1※2} 等に適合することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	使用されている材料が設計結果のとおりであり、関係法令及び規格等に適合すること。
寸法検査	主要寸法が設計結果のとおりであり、許容範囲内であることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は実測により確認する。	主要寸法が設計結果の数値に対して許容範囲内にあること。
外観検査	有害な欠陥のないことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。
組立て及び据付け状態を確認する検査（据付検査）	常設設備の組立て状態、据付け位置及び状態が設計結果のとおりであることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	設計結果のとおりに設置されていること。
耐圧検査	技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	検査圧力に耐え、異常のないこと。
漏えい検査	耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	検査圧力により著しい漏えいのこと。
建物・構築物構造検査	建物・構築物が設計結果のとおり製作され、組立てられていること、関係法令及び規格 ^{※2} 等に適合することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	主要寸法が設計結果の数値に対して許容範囲内にあり、関係法令及び規格等に適合すること。
機能・性能検査 特性検査	・系統構成確認検査 ^{※3} 実際に使用する系統構成及び可搬型設備等の接続が可能なことを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能のこと。
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態、模擬環境により試運転等を行い、機器単体又は系統の機能・性能を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・目的とする機能・性能が発揮できること。
	・絶縁耐力検査 電気設備と大地との間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを適合性確認対象設備の状態を示す記録（工場での試験記録等を含む。）又は目視により確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備又は計測制御設備についてロジック、インターロック確認及び警報確認等により機能・性能又は特性を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・ロジック、インターロック及び警報が正常に動作すること。
	・外観検査 建物、構築物、非常用電源設備等の完成状態を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・機能・性能に影響を及ぼす有害な欠陥のないこと。 ・設計結果のとおりに設置されていること。
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備の計測範囲又は設定値を適合性確認対象設備の状態を示す記録（工場での校正記録等を含む。）又は目視により確認する。	・計測範囲又は設定値が許容範囲内であること。
	・接続確認検査 電源の接続が設計結果のとおりであること、受電状態で機器が正常に動作することを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。	・設計結果のとおりに接続されていること。 ・受電状態で機器が正常に動作すること。
	・設置要求及び機能要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が設計結果のとおりであることを適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。 ・評価要求に対するインプット条件（耐震サポート等）との整合性確認を適合性確認対象設備の状態を示す記録又は目視により確認する。 ・運用可能な手順が設計結果のとおりであることを確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置及び員数が適切であること。 ・評価条件を満足していること。 ・運用可能な手順が設計結果のとおり定められ、利用できる状態となっていることが確認できること。
状態確認検査 ^{※4}		

※1 消防法及びJIS

※2 設計の時に採用した適用基準、規格

※3 通水検査を分割して検査を実施する等、使用時の系統での通水ができない場合に実施。（通水検査と同系統である場合には、検査時に系統構成を確認するため不要）

※4 検査対象機器の動作確認は、機能・性能検査を主とするが、技術基準規則54条の検査として、適用可能な手順を用いて動作できることの確認を行う場合は、その操作が可能な構造であることを状態確認検査で確認する。

3.4.5 検査計画の管理

適合性確認検査を適切な時期で実施するため、関係各グループ及び発電所関係各課と調整のうえ、発電所全体の主要工程を踏まえた適合性確認の検査計画を作成する。また、適合性確認検査の実施時期及び適合性確認検査が確実に行われることを管理する。

- ・検査の管理は、適合性確認検査要領書単位で行い計画及び実績を適合性確認検査計画表で管理する。
- ・適合性確認検査の進捗状況に応じ、検査計画又は主要工程の変更を伴う場合は、速やかに関係箇所と調整を行うとともに、検査工程を変更する。

3.4.6 適合性確認検査の実施

適合性確認検査は、「試験・検査基準」に基づき、検査要領書の作成、検査体制の確立を行い、実施する。

(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認対象設備が本工事計画及び既工事計画に適合していることを確認するため「3.4.4(1) 適合性確認検査の方法の決定」で決定し、様式-8 の「確認方法」欄で明確にした確認方法を基に、適合性確認検査を実施するための検査要領書を作成する。

検査要領書は、検査実施責任者が、検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順及び検査成績書の事項を記載した検査要領書を作成し、主任技術者及び品質保証担当の審査を経て検査実施責任者が制定する。検査要領書では、検査の確認対象範囲として含まれる技術基準規則の条文を明確にする。

実施する検査が代替検査となる場合は、「(2) 代替検査の確認方法の決定」に従い、代替による適合性確認検査の方法を決定する。

(2) 代替検査の確認方法の決定

a. 代替検査の決定

発電所の設備を主管する組織の長は、適合性確認検査実施にあたり、以下の条件に該当する場合には代替検査の評価を行い、その結果を当該の検査要領書に添付する。

b. 代替検査の条件

代替検査とは、通常の方法で検査ができない場合に用いる手法であり、以下の場合をいう。

- (a) 当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）※
- (b) 構造上外観が確認できない場合
- (c) 耐圧検査で圧力を加えることができない場合
- (d) 系統に実注入ができる場合
- (e) 電路に通電できない場合 等

※：「当該検査対象の品質記録（要求事項を満足する記録）がない場合（プロセス評価を実施し検査の成立性を証明する必要がある場合）」とは、以下の場合をいう。

- ・材料検査で材料検査証明書（ミルシート）がない場合
- ・寸法検査記録がなく、実測不可の場合

c. 代替検査の評価

発電所の設備を主管する組織の長は、代替検査を用いる場合、代替検査として用いる方法が本来の検査目的に対する代替性を有していることの評価を実施する。その結果は、「(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」で作成する検査要領書の一部として添付し、該当する主任技術者による審査後、検査実施責任者の承認を得て適用する。

検査目的に対する代替性の評価にあたっては、以下の内容を明確にする。

- (a) 設備名称
- (b) 検査項目
- (c) 検査目的
- (d) 通常の方法で検査ができない理由※¹
- (e) 代替検査の手法、判定基準※²
- (f) 検査目的に対する代替性の評価

※1：記載にあたって考慮すべき事項

- ・既存の発電用原子炉施設に悪影響を及ぼすことによる困難性
- ・現状の設備構成上の困難性
- ・作業環境における困難性 等

※2：記録の代替検査の手法、評価については「3.6.1 文書及び記録の管理」に従い、記録の成立性を評価する。

(3) 適合性確認検査の体制

検査要領書で明確にする適合性確認検査の体制は、第 3.4-1 図に示す当該検査における力量を有する者等で構成される体制とする。

a. 総括責任者 [所長]

発電所における保安に関する業務を統括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を統括する。

b. 総括責任者 [第二所長]

3、4 号機における保安に関する業務を総括するとともに、その業務遂行に係る品質保証活動を総括管理する。また、検査要領書の制定及び改訂を行う。

c. 主任技術者

検査の指導・監督を行う。

検査要領書の制定及び改訂が生じた場合には、その内容を審査する。
検査成績書の内容を審査する。

検査の指導・監督を行うに当たり、以下に示す主任技術者と検査内容に応じた所掌の調整等を実施することで情報の共有を図る。

(a) 発電用原子炉主任技術者は、主に原子炉の核的特性や性能に係る事項等、原子炉の運転に関する保安の監督を行う。

(b) ボイラー・タービン主任技術者は、主に機械設備の構造及び機能・性能に係る事項等、原子力設備の工事、維持及び運用（電気的設備に係るもの）に関する保安の監督を行う。

(c) 電気主任技術者は、主に電気設備の構造及び機能・性能に係る事項等、電気工作物の工事、維持及び運用（電気的設備）に関する保安の監督を行う。

d. 品質保証担当

[安全品質保証第二統括室長又は安全品質保証第二統括室課長]

品質保証の観点から、検査対象範囲、検査方法等の妥当性の確認を実施するとともに、検査要領書の制定・改訂が適切に行われていることを審査する。

e. 検査実施責任者 [発電所の設備を主管する組織の長]

検査要領書の制定及び改訂を行う。適合性評価並びにリリースを伴う検査の結果を確認する。

f. 検査担当者

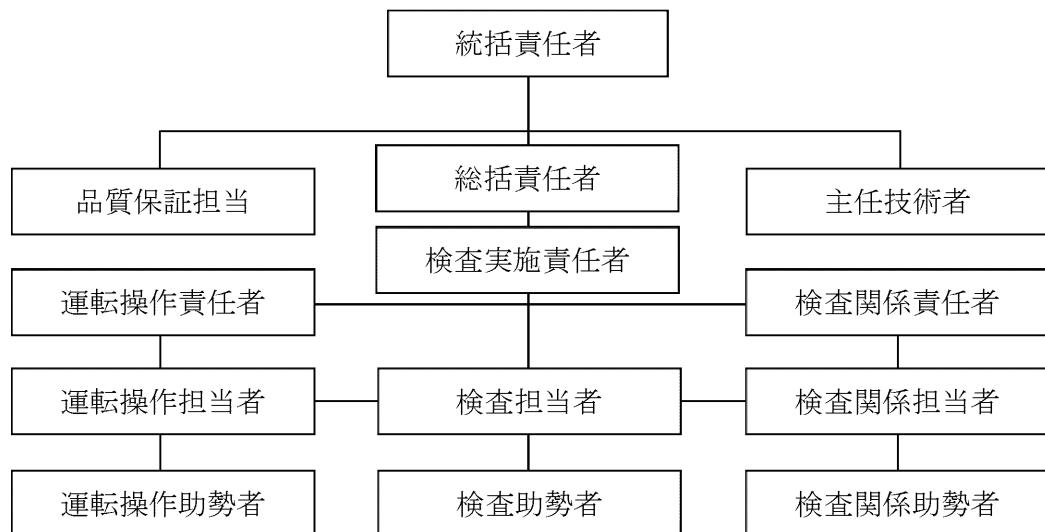
工事の主担当者から独立し、検査の力量を持った者で、適合性評価並びにリリースを伴う検査を直接行うとともに、検査成績書を作成する。

(4) 適合性確認検査の実施

検査担当者は、検査要領書に基づき、確立された検査体制の下で、適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。

報告を受けた検査実施責任者は、検査プロセスが検査要領書に基づき適正に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認後、主任技術者の審査を受ける。

実施した適合性確認検査の結果として、適合性確認検査要領書の番号を様式一8の「確認方法」欄に取りまとめる。



(注) 各個別の検査においては、関係のない者は除かれる。

第3.4-1 図 検査実施体制 (例)

3.5 本工事計画における調達管理の方法

本工事計画で行う調達管理は、その管理を確実にするために、「設計・調達管理基準」に基づき以下に示す管理を実施する。

3.5.1 供給者の技術的評価

調達を担当する組織の長は、供給者が当社の要求事項に従って調達製品を供給する技術的な能力を判断の根拠として、「供給者評価チェックシート」を用いて、以下の項目について供給者の技術的評価を実施する。

また、供給者の再評価を、5年を限度として定期的に実施し、供給者が重大な不適合を発生させた場合にも再評価を行う。

- (1) 技術的能力及び製造能力の有無
- (2) 調達製品の納入・使用実績の有無
- (3) 調達製品のサンプルの検査・試験結果等の良否（使用実績がない場合、必要に応じ確認）
- (4) 品質保証に関する能力の有無（第3.5-1表参照）
- (5) 前回評価から再評価までの間の確認事項の良否（再評価時のみ実施）

この(1)～(5)までの確認・評価結果を基に、調達文書の要求事項に適合する 製品又は役務を供給する総合的な能力の有無を判断する。

第3.5-1表 品質保証に関する能力の有無の判定表

		業務の区分 A,B	業務の区分 C,D	業務の区分 E
品質保証に関する能力	①品質保証計画 (品質マニュアル)	いずれか1つは「良」であること。	いずれか1つは「良」又は「有」であること。	いずれか1つは「良」又は「有」であること。
	②当社による品質保証監査の結果			
	③品質保証に関する公的認証	—	—	
	④供給実績等における評価	—	—	

3.5.2 供給者の選定

調達を担当する組織の長は、本工事計画に必要な調達を行う場合、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じた業務の区分（添付－1「当社におけるグレード分けの考え方」（以下、「添付－1」という。）第5表参照）を明確にした上で、調達に必要な要求事項を明確にし、資材調達部門へ供給者の選定を依頼する。

資材調達部門は、「3.5.1 供給者の技術的評価」で、技術的な能力があると判断した供給者の中から供給者を選定する。

3.5.3 調達製品の調達管理

業務の実施に際し、当社においては、原子力安全に及ぼす影響に応じて、調達管理に係るグレード分けを適用する。

調達に関する品質保証活動を行うに当たっては、原子力安全に対する影響や供給者の実績等を考慮し、業務の区分（添付－1 第5表参照）を明確にした上で、以下の調達管理を実施する。

(1) 調達仕様書の作成

調達を担当する組織の長は、業務の内容に応じ、以下の a.～j.を記載した調達仕様書を作成し、供給者の業務実施状況を適切に管理する。（「(2) 調達製品の管理」参照）

- a. 仕様明細
- b. 設計要求事項
- c. 材料・機器の管理に関する要求事項
- d. 製作・据付に関する要求事項
- e. 試験・検査に関する要求事項
- f. 適用法令等に関する要求事項
- g. 品質保証要求事項（添付－1 第6表参照）
- h. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
- i. 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
- j. 解析業務に関する要求事項（解析委託の管理については、添付－3 参照）

調達を担当する組織の長は、調達製品の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の取得について供給者へ要求する。取得した情報は、必要に応じてほかの原子炉設置者と共有する。

調達製品を受領する際に要求事項への適合状況を記録した文書を提出するよう、供給者に対して「調達仕様書」により要求する。

なお、調達要求事項は以下を含めたものとする。

- ・設計・開発のレビューに設計・開発に係る専門家を含める。
- ・調達要求事項に不適合の報告・処理に関する事項の追加
- ・調達要求事項に安全文化を醸成するための活動に関する事項の追加

(2) 調達製品の管理

調達を担当する組織の長は、当社が調達仕様書で要求した製品が確実に納品されるよう調達製品が納入されるまでの間、「設計・調達管理基準」、「保修基準（1,2号）」、「保修基準（3,4号）」及び「土木建築基準」に基づき、業務の実施に当たって必要な図書（品質保証計画書（業務の区分A,B）、作業要領書等）を供給者に提出させ、それを審査し、確認するなどの製品に応じた必要な管理を実施する。

(3) 調達製品の検証

調達を担当する組織の長は、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確実にするために、業務の区分、調達数量・調達内容などを考慮した調達製品の検証を行う。

調達を担当する組織の長は、供給先で検証を実施する場合、あらかじめ調達文書で検証の要領及び調達製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。

調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認するために実施する検証は、以下のいずれかの方法により実施する。

a. 試験・検査

「試験・検査基準」に基づき、工場あるいは発電所で設計の妥当性確認を含む試験・検査を実施する。試験・検査の実施にあたっては、検証に関する管理要領を検討する。

当社が立会い又は記録確認を行う試験・検査に関しては、供給者に以下の項目のうち必要な項目を含む試験・検査要領書を作成させ、当社が事前に審査、承認した上で、試験・検査要領書に基づき実施する。

- ・対象設備、目的、範囲、条件
- ・実施体制、方法、手順
- ・記録項目

- ・合否判定基準
- ・時期、頻度
- ・適用法令、基準、規格
- ・使用する測定機器

可搬式ポンプ及びそれに接続するホース等の型番指定の汎用品を添付-1 第5表に示す「業務の区分E,F」で管理し購入する場合で、設備個々の機能・性能を調達段階の工事又は検査中で確認できないものについては、当社にて試験・検査要領書を作成し、受入後に、機能・性能の確認を実施する。

b. 受入検査の実施

製品の受入れに当たり、受入検査を実施し、現品、発送許可証、その他の記録の確認を行う。

c. 記録の確認

作業日報、工事記録等調達した役務の実施状況を確認できる書類により検証を行う。

d. 報告書の確認

調達した役務に関する実施結果を取りまとめた報告書の内容を確認することにより検証を行う。このうち、設計を調達した場合は供給者から提出させる納入図書に対して設計の検証を実施する。

e. 作業中のコミュニケーション等

調達した役務の実施中に、適宜コミュニケーションを実施すること及び立会い等を実施することにより検証を行う。

f. 受注者品質保証監査（「3.5.4 受注者品質保証監査」参照）

3.5.4 受注者品質保証監査

監査を担当する組織の長は、供給者の品質保証活動及び安全文化醸成活動が適切で、かつ、確実に行われていることを確認するために、受注者品質保証監査を実施する。

(受注者品質保証監査を実施する場合の例)

(設備) 添付－1 第5表に定める業務の区分Aに該当し、機能・性能の大幅な変更がある場合

(役務) 過去3年以内に監査実績がない供給者で、添付－1 第5表に定める業務の区分Bに該当する場合

但し、過去(5年を目安)に同種製品又は役務の調達が実施され、監査結果が良好な場合は除外可能とする。

供給者の発注先(安全上重要な機能に係る主要業務を行う企業)(以下「外注先」という。)について、下記に該当する場合は、直接外注先に監査を行う。

- ・ 当社が行う供給者に対する監査において、供給者における外注先の品質保証活動の確認が不十分と認められる場合
- ・ 不適合等が発生して、外注先の調査が必要となった場合
- ・ 設計・製作の主体が外注先である場合

本工事計画に係る供給者については、供給者の評価を実施し、供給者の調達製品を供給する能力に問題はないことを確認しており、必要に応じて監査を実施する。

3.6 記録、識別管理、追跡可能性

3.6.1 文書及び記録の管理

(1) 適合性確認対象設備の設計、工事及び検査に係る文書及び記録

設計、工事及び検査に係る文書及び記録については、本文品質保証計画の「別図 2 品質保証計画に係る規定文書体系図」に示す規定文書、規定文書に基づき業務ごとに作成される文書（一般図書）、それらに基づき作成される品質記録（設備図書、一般図書）があり、これらを「保安活動に関する文書及び記録の管理基準」に基づき管理する。

当社の品質記録は、設備に関する情報として最新性を維持するための管理が行われている「設備図書」と、活動の結果を示す記録として管理する「一般図書」に分けて管理している。本工事計画に係る主な品質記録の QMS 上の位置付けを第 3.6-1 表に示す。

(2) 適合性確認検査に用いる文書及び記録

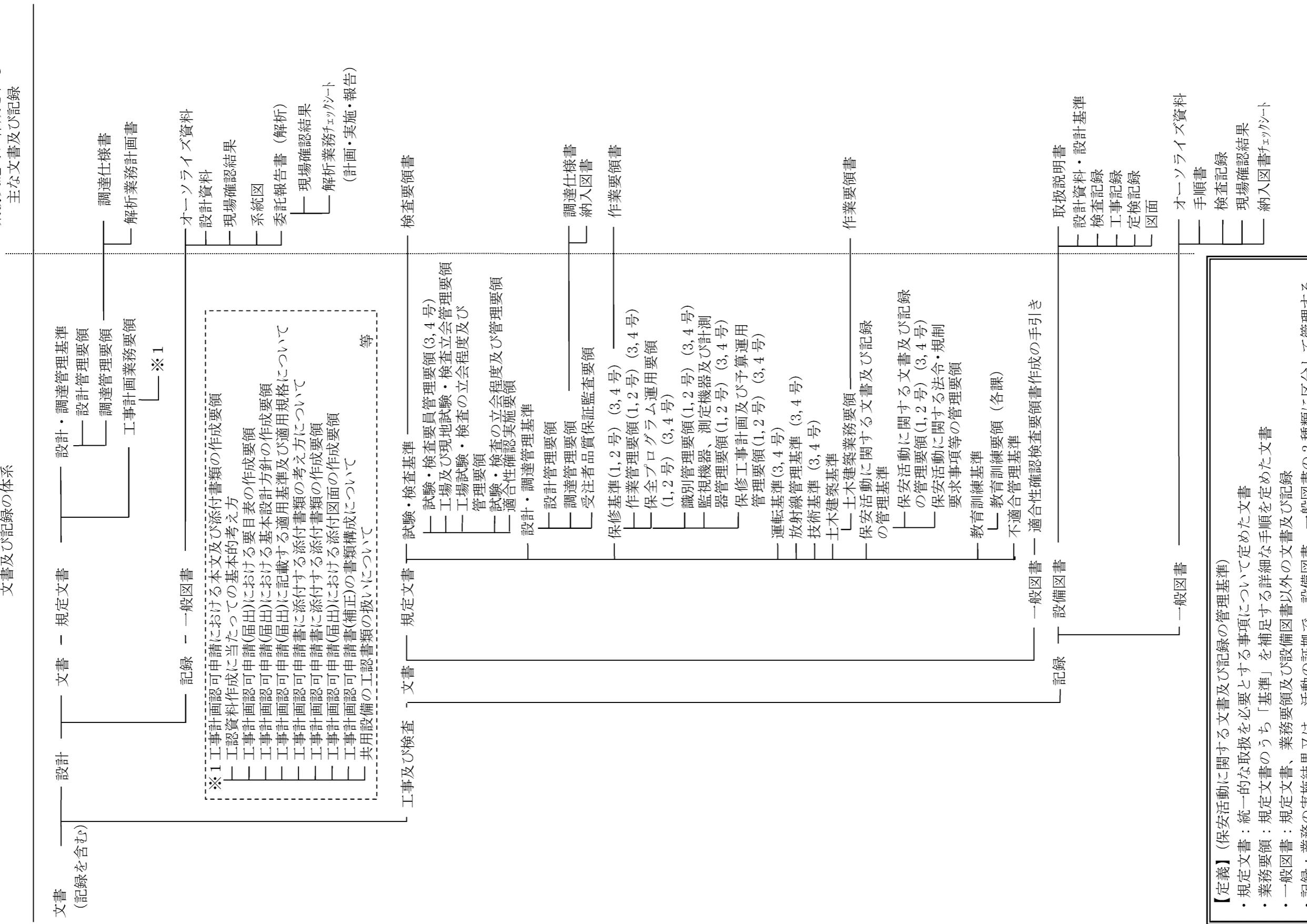
適合性確認検査として、記録確認検査を実施する場合に用いる記録は、原則として最新性が確保されている「設備図書」を用いて実施する。

なお、「設備図書」だけでなく、第 3.6-1 表に示す「一般図書」も用いる場合は、「一般図書」の内容が、実施する適合性確認検査時の適合性確認対象設備の状態を示すものであることを、型番の照合、確認できる記載内容の照合をすることにより確認し、適合性確認検査に用いる記録として利用する。

適合性確認検査に用いた「一般図書」は、供用開始後に、「設備図書」として管理する。

第 3.6-1 表 品質記録の QMS 上の位置付け

記録の種類	QMS 上の位置付け
設備図書	品質保証体制下で作成され、建設当時から同様の方法で、設備の改造等に合わせて、図書を最新に管理している図書
一般図書 (主な一般図書)	作成当時の品質保証体制下で作成され、記録として管理している図書（試験・検査の記録を含む） 設備図書のように最新に維持されているものではないが、設備の状態を示すものであることを確認することにより、設備図書と同等の記録となる図書
既工認	設置又は改造当時の工事計画の認可を受けた図書で、当該工事計画に基づく使用前検査の合格を以って、その設備の状態を示す図書
設計文書（記録）	作成当時の適合性確認対象設備の設計内容が確認できる記録（自社解析の記録を含む）
自主検査結果（記録）	品質保証体制下で行った当該設備の状態を確認するための試験及び検査の記録
工事中の設備に関する納入図書	設備の工事中の図書であり、このうち、図面等の最新版の維持が必要な図書は、工事竣工後に「設備図書」として管理する図書。
委託報告書	品質保証体制下の調達管理を通じて行われた、業務委託の結果（解析結果を含む）
供給者から入手した設計図書等	供給者を通じて、供給者所有の設計図書、製作図書等を入手した図書
製品仕様書、又は仕様がわかるカタログ等	供給者が発行した製品仕様書、又は仕様が確認できるカタログ等で設計に関する事項が確認できる資料
現場確認結果 (ウォークダウン)	品質保証体制下で確認手順書を作成し、その手順書に基づき現場の適合状態を確認した記録



3.6.2 識別管理及び追跡可能性

(1) 計測器の管理

a. 当社所有の計測器の管理

(a) 校正・検証

定めた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証又はその両方を行う。また、そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

(b) 識別管理

イ. 計測器管理台帳による識別

校正の状態を明確にするため、計測器管理台帳に、校正日及び校正頻度を記載し、有効期限内であることを識別する。計測器が故障等で使用できない場合、使用禁止を計測器管理台帳に記載する。修理等で使用可能となれば、使用禁止から校正日へ記載を変更することで、使用可能であることを明確にする。

ロ. 計測器管理ラベルによる識別

計測器の校正の状態を明確にするよう、計測器管理ラベルに必要事項を記載し、計測器の目立ちやすいところに貼付し識別する。

b. 当社所有以外の計測器の管理

供給者持込計測器の管理については、使用する前までに計測器名、型式、製造番号、校正頻度、トレーサビリティを校正記録等で確認する。

(2) 機器、弁及び配管等の管理

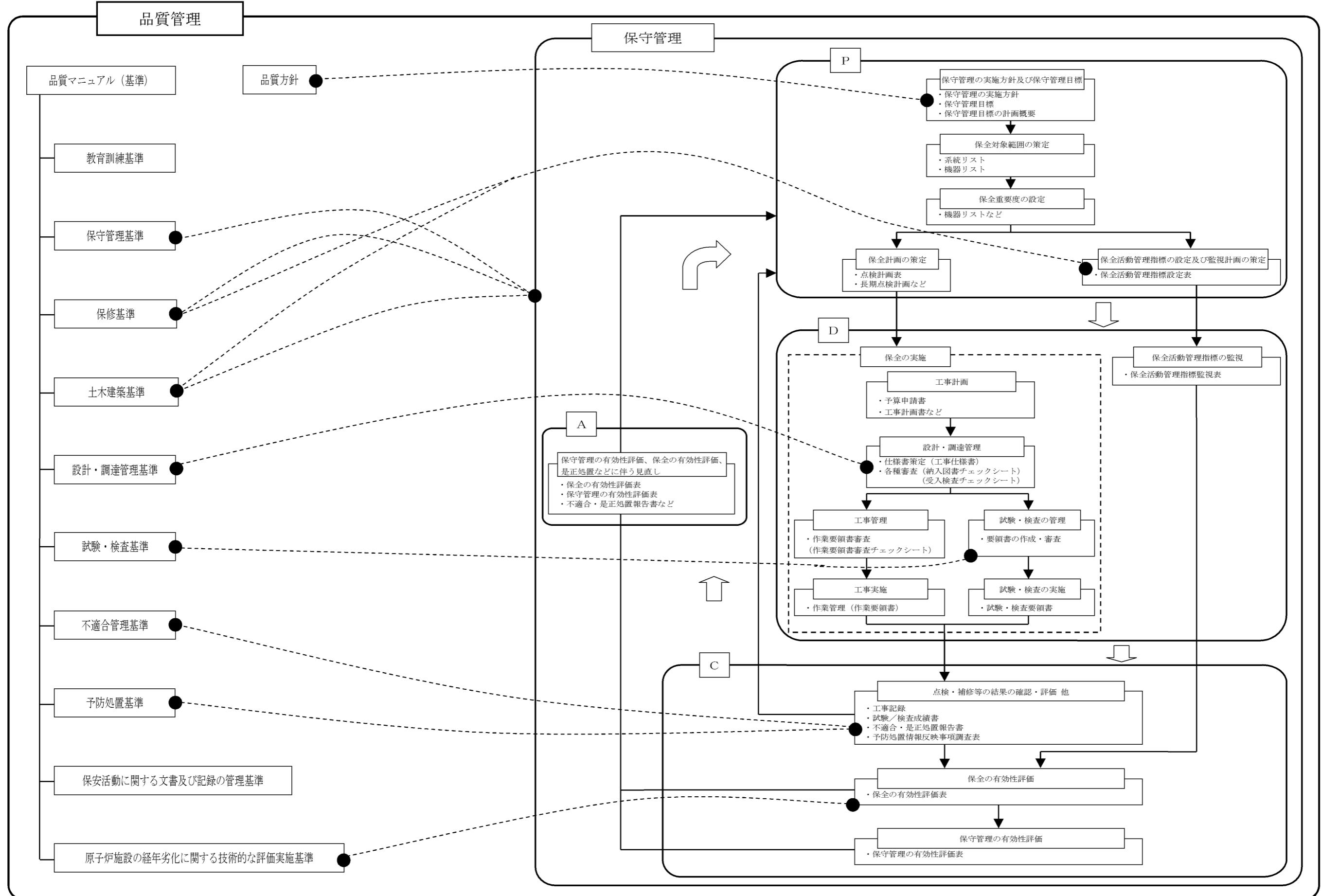
機器類、弁及び配管類は、刻印、タグ、銘板、台帳、塗装表示等にて管理する。

4. 適合性確認対象設備の保守管理

本工事計画に基づく工事は、法令に基づく申請・届出が必要な発電用原子炉施設の改造工事であることから、「保修基準（1,2号）」、「保修基準（3,4号）」及び「土木建築基準」の「保全計画の策定」の中の「補修、取替え及び改造計画」として、保安規定に基づく保守管理に係る業務プロセスに基づき実施している。

保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連を第4-1図に示す。

適合性確認対象設備については、技術基準規則への適合性を適合性確認検査を実施することにより確認し、適合性確認対象設備の使用開始後においては、保守管理に係る業務プロセスに基づき保全重要度に応じた点検計画を策定し保全を実施することにより、適合性を維持する。



第4-1図 保守管理に係る業務プロセスと品質マネジメントシステムの文書との関連

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【 施設（設備）】

各段階		設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間 の相互関係 ◎:主担当、○:関連	実績 (○) ／ 計画 (△)	実施の内容			備考			
		当社	供給者			(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)						
						本店	発電所	供給者				
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化										
設計	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定										
設計	3.3.3 (1)	基本設計方針の作成（設計1）										
設計	3.3.3 (2)	適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計（設計2）		(3.5調達) 設備設計に 係る調達管 理の実施								
設計	3.3.3 (4)	設計のアウトプットに対する検証										
設計	3.3.3 (5)	工事計画認可申請（届出）書の作成										
設計	3.3.3 (6)	工事計画認可申請（届出）書の承認										
工事 及び 検査	3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4 3.4.5	本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3） 工事の実施 設計結果と検査対象の明確化 適合性確認検査の計画 検査計画の管理		(3.5調達) 設備設計に 係る調達管 理の実施 (3.5調達) 設備設計に 係る調達管 理の実施								
工事 及び 検査	3.4.6 3.6.2	適合性確認検査の実施										

※ -----> : 必要に応じ実施する。

設備リスト【設計基準対象施設／重大事故等対処設備】(例)

(注) 「要求事項の変更」の場合のみ記載。

樣式-3

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方（例）

施設と条文の対比一覧表（例）

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文。

△：適用条文ではあるが、要求事項に変更はなく、既工事計画にて適合性を確認済みの条文。

□：保安規定等にて維持・管理が必要な条文。

一：条文要求を受ける設備ではない。

施設と条文の対比一覧表（例）

○：適用条文であり、今回の申請で適合性を確認する必要がある条文。

△：適用条文ではあるが、要求事項に変更はなく、既工事計画にて適合性を確認済みの条文。

□：保安規定等にて維持・管理が必要な条文

□：保安装置等にて維持・管理が必要
○：条文要求を受ける設備ではない

技術基準規則と工認書類との関連性を示す星取表（例）

○○施設			第〇〇条			第〇〇条			第〇〇条		
			第〇項		第〇項		第〇項		第〇項		
施設区分	設備区分	機器区分	設備等	基本設計方針	添付資料 添付図面	基本設計方針	添付資料 添付図面	基本設計方針	添付資料 添付図面	基本設計方針	添付資料 添付図面
○○施設											
			技術基準要求設備 (要目表として記載要求 のない設備)								

工認添付書類星取表 (例)

様式－6

各条文の設計の考え方（例）

第〇条（〇〇〇〇〇）								
1. 技術基準規則の条文、解釈への適合性に関する考え方								
No.	基本設計方針で記載する事項	適合性の考え方（理由）	項-号	解釈	説明資料等			
2. 設置許可本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
3. 設置許可添八のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方								
No.	項目	考え方	説明資料等					
4. 詳細な検討が必要な事項								
No.	記載先							

要求事項との対比表（例）

技術基準規則・解釈*	工事計画認可申請（届出）書 基本設計方針	設置（変更）許可（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け）本文	設置（変更）許可（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け）添付書類八	備考

* 技術基準規則・解釈については、記載内容が少ない場合は、この欄を省略することを「可」とする。

基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表（例）

○○施設					技術基準規則 第○○条								
					基本 設計 方針								
施設区分	設備区分	機器区分	設備 ／ 運用	必要な 機能等	該当条文	機器名称	工認設計結果 (要目表／設計方 針)	設備の 具体的設計結果	確認方法	工認設計結果 (要目表／設計方 針)	設備の 具体的設計結果	確認方法	
○○ 施設				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】			【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	
							【記録等】	【記録等】		【記録等】	【記録等】		
				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】			【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	
							【記録等】	【記録等】		【記録等】	【記録等】		
○○ 施設	技術基準要求設備 (要目表として記載要求の ない設備)			○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】			【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	
							【記録等】	【記録等】		【記録等】	【記録等】		
				○○条					【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】			【検査項目】 【検査方法】 【要領書番号】	
							【記録等】	【記録等】		【記録等】	【記録等】		

当社におけるグレード分けの考え方

1. 設計管理、調達管理におけるグレード分けの考え方

当社では業務の実施に際し、原子力安全に及ぼす影響に応じて、グレード分けの考え方を適用している。「設計・開発」管理（本文品質保証計画「7.3 設計・開発」）や「調達」管理（本文品質保証計画「7.4 調達」）に係るグレード分けについては、次のとおりである。

(1) 設備の「設計・開発」管理に係るグレード分けの考え方

設備の「設計・開発」の管理に係るグレード分けの考え方は、第1表のとおりである。

第1表 設備の「設計・開発」の管理に係るグレード分け

グレード	工事区分	設計区分
グレード1	原子力発電所の安全上重要な設備及び構築物等に関する工事	工事計画認可申請又は届出を行う原子力施設に関する工事の要求事項への適合性を確保するための設計 *1 (以下「要求事項への適合性を確保するための設計」という。)
グレード2		工事計画認可申請又は届出対象以外の原子力施設の工事のための設計
グレード3	上記以外の原子力施設に関する工事	

* 1：この設計には、新たな規制基準等の要求事項を既存の施設等へ適用する場合を含む。

(2) 設備の「設計・開発」の管理に係るグレードごとの適用範囲

設備の「設計・開発」の管理に係るグレードに応じて適用する管理の段階は、第2表のとおりであり、各管理の段階とその実施内容は、第3表のとおりである。

第2表 管理の段階とグレード毎の適用範囲

管理の段階	管理のグレード	グレード1	グレード2	グレード3
I 設備導入の計画		○	○	○
II 要求事項への適合性を確保するための設計（設計1、設計2）		○	—	—

III	調達文書作成（必要により）	○	○	○
IV	設備の具体的な設計（設計3）	○	○※3	○※3,※4
	工事及び試験・検査	○※1	○	○
V	一般汎用品に対する機能・性能確認	○※2	—	—

※1 一般汎用品の機能・性能を当社により管理できる場合を含む。

※2 一般汎用品の機能・性能を管理の段階IVの工事及び試験・検査で確認できない場合

※3 自社設計の場合、以下に示す必要な管理を実施する。

- ・グレード2：「3.3.3 本工事計画における設計」～「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」
- ・グレード3：「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」

※4 一般汎用品を除く。

第3表 管理の段階毎の実施内容

管理の段階		実施内容
I	設備導入の計画	主要工事業務計画、オーソライズにより、設計対象設備の基本仕様、工事完了までに必要となる業務、関係箇所の役割分担を含めた設備導入の計画を作成する。
II	要求事項への適合性を確保するための設計（設計1、設計2）	要求事項への適合性を確保するための設計を、「3.3 設計に係る品質管理の方法で行った管理の実績に係る計画」～「3.3.3(4) 設計のアウトプットに対する検証」に基づき、実施する。 設計業務をアウトソースする場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき管理する。
III	調達文書作成（必要により）	調達文書を「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき作成し、供給者に設備の設計業務をアウトソースする。
	設備の具体的な設計（設計3）	設備の具体的な設計を実施する。設計業務をアウトソースする場合は、「3.4.1 本工事計画に基づく設備の具体的な設計の実施（設計3）」に基づき管理する。
IV	工事及び試験・検査	工事を、設計結果に基づき実施する。工事をアウトソースする場合は、「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づき管理する。 試験・検査は、「3.4.4 適合性確認検査の計画」に基づき、工場製作段階又は現地工事段階において実施する。
V	一般汎用品に対する機能・性能確認	一般汎用品に対する機能・性能確認を「3.5.3 調達製品の調達管理（3）調達製品の検証」に基づき実施する。

(3) 設備の「調達」管理に係るグレード分けの考え方

設備の「調達」管理に係るグレード分けの考え方は、以下に示す品質保証上の要求事項に対し、業務の重要度に応じたグレード分けを適用する。

a. 業務の区分に応じた品質保証上の要求事項

当社は、供給者に対し、「業務の区分」（第5表参照）に応じた品質保証上の要求（第6表参照）を行うことにより、供給者に品質保証体制を確立させた上で、調達管理を実施する。

この「業務の区分」は、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に定める重要度に供給信頼度（稼働率）を加味した「品質重要度分類」（第4表参照）等の業務の重要度に応じて定め、該当する業務の区分が複数ある場合は、業務の区分が高い方を適用する。

第4表 品質重要度分類

安全性 稼働率	クラス1		クラス2		クラス3		クラス外
	PS-1	MS-1	PS-2	MS-2	PS-3	MS-3	
R1 ^{*1}	A	B					C1 ^{*4}
R2 ^{*2}							
R3 ^{*3}							C2 ^{*5}

*1 その設備の故障により発電停止となる設備

*2 その故障がプラント運転に重大な影響を及ぼす設備（R1を除く。）

*3 上記以外でその故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備

*4 ①第3者機関の検査を受ける設備、②予備機がなくかつ保修・取替等の作業が出来ない機器、③原子炉格納容器内の設備、④特殊な条件下での信頼性維持を求められている設備

*5 A,B,C1以外の設備

第5表 業務の重要度に応じた業務の区分

業務の重要度		業務の区分 (高↔低) *3					
		A	B	C	D	E	F
設備	品質重要度分類 A,B の工事	○	—	—	—	○ *1	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)の工事	—	—	○	—	—	—
	工事計画認可申請又は届出対象の工事	○	—	—	—	○ *1	—
	上記以外の工事	—	—	—	—	—	○
*2 役務	品質重要度分類 A,B に関する役務	—	○	—	—	—	—
	品質重要度分類 C(C1,C2)に関する役務	—	—	—	○	—	—
	工事計画認可申請又は届出対象の工事に関する役務	—	○	—	—	—	—
	保安規定に直接関連する役務	—	○	—	—	—	—
	品質マネジメントシステムの運用管理に関する役務	—	—	—	○	—	—
	上記以外の役務	—	—	—	—	—	○

*1 過去に設計を行った設備と同じ設備の型番購入において実績があること。

また、一般汎用品の型番購入においては、原子力特有の技術仕様書を基に設計・製作されたものでない一般汎用品の中からそれに合致する設備を当社が設計の中で特定し、その設備を調達するものであることから、供給者に対する品質保証上の要求事項（第6表参照）は必要なものに限定している。

*2 役務には、本工事計画に係る解析業務が該当

*3 上記に示した「業務の区分」よりも高いグレードを適用する場合がある。

第6表 業務の区分ごとの供給者の品質保証体制に対する品質保証上の要求

品質保証活動に関する要求項目	業務の区分					
	A	B	C	D	E	F
①品質保証体制の構築（組織の状況）	○	○	○	○	—	—
②経営者の責任（リーダーシップ）	○	○	—	—	—	—
③計画並びにリスク及び機会への取組み（予防処置を含む）	○	○	○	○	—	—
④資源の運用管理（支援）	○	○	○	○	—	—
⑤監視機器及び測定機器の管理	○	○	○	○	○	—
⑥コミュニケーション	○	○	○	○	—	—
⑦文書及び記録の管理（文書化した情報）	○	○	○	○	—	—
⑧業務の計画及び管理	○	○	○	○	—	—
⑨設計管理（製品及び役務の設計・開発）	○	○	○	○	—	—
⑩調達管理（外部から提供されるプロセス、製品及び役務の管理）	○	○	○	○	—	—
⑪業務の実施及び特殊工程管理	○	○	○	○	—	—
⑫識別及びトレーサビリティ	○	○	○	○	○	—
⑬当社の所有物	○	○	○	○	○	○
⑭中間品及びアウトプットの保存	○	○	○	○	—	—
⑮引渡し後の活動	○	○	○	○	—	—
⑯変更の管理	○	○	○	○	—	—
⑰監視及び測定（製品及び役務のリリース）	○	○	○	○	—	—
⑱不適合及び是正処置（不適合の報告及び処理に係る要求を含む）	○	○	○	○	—	—
⑲パフォーマンス評価	○	○	○	○	—	—
⑳改善	○	○	—	—	—	—

技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方

1. 設置変更許可申請書との整合性を確保する観点から、設置変更許可申請書本文に記載している、適合性確認対象設備に関する設置許可基準規則に適合させるための「設備の設計方針」や、設備と一体となって適合性を担保するための「運用」を基にした詳細設計が必要な設計要求事項を記載する。
2. 技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項（多様性拡張設備など）がある場合は、その理由を「各条文の設計の考え方」に明確にした上で記載する。
3. 自主的に設置したものは、原則として記載しない。
4. 基本設計方針は、必要に応じて並び替えることにより、技術基準規則の記載順となるように構成し、箇条書きにするなど表現を工夫する。
5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。
 - (1) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるために特定できる手段がわかるように記載する。

また、技術基準規則への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が要目表で明確な場合は記載しない。
 - (2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所（QMS の 2 次文書で定める場合は「保安規定」を記載）の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則及びその解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。
 - (3) 設置変更許可申請書本文で評価を伴う記載がある場合は、工認資料にて担保する条件を以下の方法を使い分けることにより記載する。
 - a. 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを工認対象とする。

- b. 今後評価することが示されている場合、評価する段階（設計 or 工事）を明確にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設計対象とする。
- (4) 第 10 条など、要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (5) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを確認する」という工認審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置しない旨を記載する。
- (6) 技術基準規則の解釈等に示された指針・行政文書・他省令の呼び込みがある場合は、以下の要領で記載を行う。
- a. 設置時に適用される要求など、特定の版の使用が求められている場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報（施行日等）を記載する。
 - b. 監視試験片の試験方法を示した規格など、条文等で特定の版が示されているが保守管理等の運用管理の中で評価する時点でエンドースされた最新の版による評価を継続して行う必要がある場合は、保安規定等の運用の担保先の表示に加え、当該文書名とそのコード番号（必要時）を記載する。
 - c. 解釈等に示された条文番号は、当該文書改正時に変更される可能性があることを考慮し、条文番号は記載せず、条文が特定できる表題で記載する。
 - d. 条件付の民間規格や設置変更許可申請書の評価結果等を引用する場合は、可能な限りその条件等を文章として反映する。また、設置変更許可申請書の添付を呼び込む場合は、対応する本文のタイトルを呼び込む。なお、文書名を呼び込む場合においても「技術評価書」の呼び込みは行わない。

本工事計画における解析管理について

1. 本工事における解析管理

本工事計画に必要な解析のうち、調達（「3.5 本工事計画における調達管理の方法」参照）を通じて実施した解析は、「原子力施設における許認可申請等に係る解析業務の品質向上ガイドライン（平成 26 年 3 月 一般社団法人 原子力安全推進協会）」（以下「解析業務ガイドライン」という。）に示される要求事項に、耐震 BC 不適合を踏まえた当社独自の要求事項を加えて策定した「設計・調達管理基準」に従い、供給者への解析要求事項を明確にしている。

解析業務における具体的な活動内容を、以下に示す。また、事業者と供給者の解析業務の流れ、及び組織内外の部門間の相互関係を第 1 表に示す。

調達によらない解析業務の管理（自社解析）の実績を第 2 表に示す。

(1) 調達仕様書の作成

調達を担当する組織の長は、解析業務における以下の要求事項を記載した調達仕様書を作成する。

a. 解析業務計画書の作成

解析業務計画書には、以下の内容を含む。

- (a) 解析業務の作業手順
- (b) 解析結果の検証
- (c) 委託報告書の確認
- (d) 解析業務の変更管理
- (e) 品質記録の保管管理
- (f) 教育の実施

b. 教育の実施

- c. 計算機プログラムの検証
- d. 入力根拠の明確化
- e. 入力結果の確認
- f. 解析結果の検証
- g. 委託報告書の確認
- h. 解析業務の変更管理
- i. 品質記録の保管管理
- j. 調達

(2) 調達製品（解析業務）の調達管理

調達管理における当社の管理を「a.当社が実施する解析業務の管理」に、供給者の管理を「b.供給者が実施する解析業務の管理」に示す。

a. 当社が実施する解析業務の管理

(a) 解析業務計画の確認

調達を担当する組織の長は、供給者に提出を求めた「解析業務計画書」（又は「委託実施要領書」）で以下のイ.～ヘ. の計画が明確にされていることを、「解析業務チェックシート（解析業務計画書用）」により確認する。

イ. 解析業務の作業手順（デザインレビュー、審査方法、時期等を含む。）

- ・計算機プログラムが適正であることの検証及び管理の方法
 - ・解析ごとの入力根拠の明確化
 - ・入力根拠の整理方法
 - ・入力根拠の確認及び入力が正確に実施されていることの確認
 - ・入力クロスチェック*やダブルチェックによるデータの信頼性の確保
- *入力クロスチェックとは、解析担当者以外で解析に精通した者で、解析担当者と業務の独立性が確保された者が、入力根拠及び入力が正確に実施されていることの確認として、解析担当者が作成した入力根拠とは別の入力根拠を独立して作成し、そのデータと解析担当者が output したエコーデータ（入力したデータの計算機出力）を照合することをいう。（入力クロスチェックの流れは第1図を参照）

ロ. 解析結果の検証

ハ. 委託報告書の確認

ニ. 解析業務の変更管理

ホ. 品質記録の保管管理

ヘ. 教育の実施

(b) 解析実施状況の確認

調達を担当する組織の長は「解析業務チェックシート（解析実施状況確認用）」を用いて現地調査による以下の実施状況を確認する。

- ・教育の実施状況
- ・計算機プログラムの検証状況
- ・計算機への入力が正しく行われたことの確認状況
- ・解析結果の検証状況
- ・解析業務の変更管理

(c) 解析業務結果の確認

調達を担当する組織の長は、供給者から提出された「委託報告書」を「解析業務チェックシート（委託報告書用）」により確認し、供給者が解析業務の計画に基づき適切に解析業務を実施したことを確認する。

b. 供給者が実施する解析業務の管理

供給者は、当社の調達仕様書の要求事項に基づき、以下のとおり、解析業務を実施する。

(a) 解析業務計画書の作成

供給者は、解析業務を実施するに当たり、あらかじめ解析業務の計画を解析業務計画書として策定し、事前に当社に提出して確認を受ける。

解析業務の計画では、以下の計画を明確にする。

イ. 解析業務の作業手順

- ・計算機プログラムが適正であることの検証及び管理の方法（「(c) 計算機プログラムの検証」の内容を含む）
 - ・解析ごとの入力根拠の明確化（「(d)入力根拠の明確化」の内容を含む）
 - ・計算機プログラムへの入力が正確に実施されたことの確認（「(e)入力結果の確認」の内容を含む。）
 - ・入力及び計算式を含めた手計算結果の確認
- ロ. 解析結果の検証（「(f)解析結果の検証」の内容を含む。）
- ハ. 委託報告書の確認（「(g)委託報告書の確認」の内容を含む。）
- ニ. 解析業務の変更管理（「(h)解析業務の変更管理」の内容を含む。）
- ホ. 品質記録の保管管理（「(i)品質記録の保管管理」の内容を含む。）
- ヘ. 教育の実施（「(b)教育の実施」の内容を含む。）

(b) 教育の実施

解析業務の実施に先立ち、当該の解析を実施する要員に対し、入力根拠・入力データに対する確認の重要性とそれを誤った場合の結果の重大性、及びそれらの誤りを見つけることの重要性に関する教育を実施する。

(c) 計算機プログラムの検証

計算機プログラムが適正なものであることを事前に検証する。

(d) 入力根拠の明確化

解析業務計画書等に基づき解析ごとの入力根拠を明確にした文書を作成する。

(e) 入力結果の確認

- ・解析担当者は、計算機プログラムへの入力が正確に実施されていることの確認を行う。建屋の耐震安全性評価の場合は、解析担当者及びそれ以外の者の2名によりダブルチェックする。
- ・入力根拠の確認及び入力が正確に実施されていることの確認を目的として、入力クロスチェック者が入力クロスチェックを実施する。建屋の耐震安全性評価の場合は、入力クロスチェック者及びそれ以外の者によりダブルチェックする。

(f) 解析結果の検証

イ. 解析結果の検証として、あらかじめ策定した解析業務計画書等に従い、以下の観点を参考に審査を行う。

- ・入力根拠を明確にし、計算機プログラムへ入力しているか。
- ・汎用表計算ソフトウェアを使用する場合、その使用を明確にし、入力した計算式を事前に検証して登録しているか。
- ・解析結果が受容できるものであることを次の例に示すような方法で確認しているか。

(イ) 類似解析結果との比較

(ロ) 物理的あるいは工学的整合性の確認

- ・新設計の燃料、炉心、系統・設備等を採用した場合、あるいは新しい解析手順や計算機プログラムを適用した場合など、許認可申請用の設計解析に設計変更又は新規性が認められる場合には、デザインレビュー等により解析の妥当性を確認しているか。
- ・新たな解析を行わず、過去の検証済みの解析結果をそのまま使用する場合には、適用する設計インプットが同等であることを個々の仕様ごとに検証しているか。
- ・過去の検証済みの解析結果に適用された検証方法・内容程度が、最新の手順と同等でない場合には、最新の手順に従って改めて検証を行うか、あるいは不足分に対する追加の検証を行っているか。

ロ. 審査者の検証活動を明確にして審査を行う。

(g) 委託報告書の確認

解析業務の結果を、当社の指定する書式又は当社の確認を得た書式に加工、編集して以下の内容を含めた委託報告書を作成する。

- ・教育の実施結果
- ・計算機プログラムを用いた解析結果・汎用表計算ソフトウェアを用いた計算結果又は手計算による計算結果

- ・解析ごとの入力根拠が正しく作成されたことの確認結果
- ・計算機プログラムへ入力が正確に実施されたことの確認結果（入力クロスチェックの結果を含む。）
- ・計算機プログラムの検証結果
(記載すべき事項)
 - ◆ 計算機コード（プログラム）名
 - ◆ 開発機関
 - ◆ バージョン
 - ◆ 開発時期
 - ◆ 解析コード等の概要
 - ◆ 検証方法

開発元が提示する例題や理論解との比較の実施状況などを確認し、計算機能が適正であることを検証する。

(h) 解析業務の変更管理

調達を担当する組織の長の要求に従い、以下の変更管理を実施する。

- イ. 解析業務の変更有無や変更があった場合は、変更内容を文書化し、解析業務の各段階において、その変更内容を反映する。
- ロ. 供給者から当社へ解析モデル・条件等を提案した後に供給者がそれらを変更する場合は、当社の確認を得てから変更する。

(i) 品質記録の保管管理

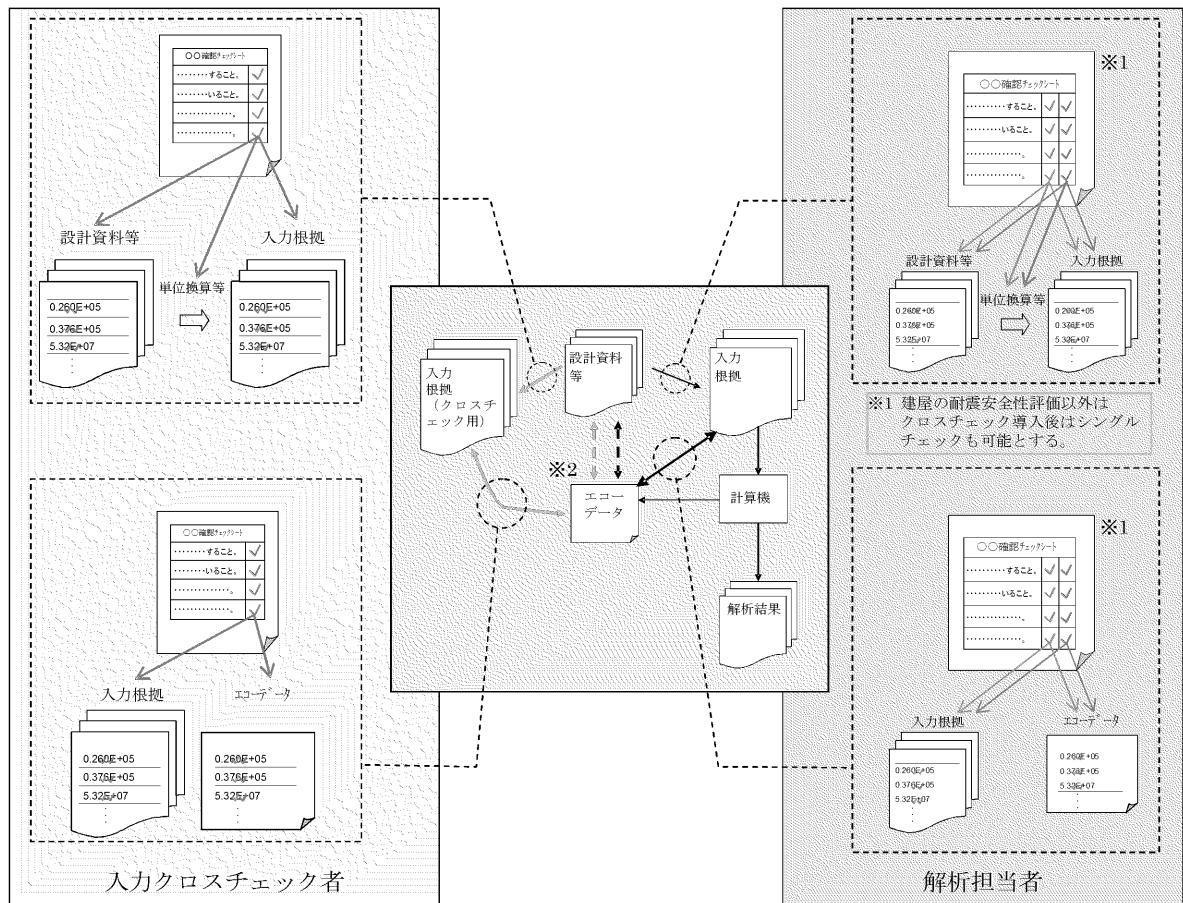
解析業務に係る必要な文書を、期限を定めて品質記録として管理する。

(j) 調 達

- イ. 解析業務のプロセスをアウトソースする場合には、あらかじめその内容を明確にする。また、アウトソースすることについて当社の確認を得る。
- ロ. 解析業務に係る必要な品質保証活動として、当社からの解析に関する要求事項を、購入仕様書や文書等で供給者の調達先にも要求する。

第1表 解析の業務フロー

管理の段階	当社(本店)	供給者(解析者)	解析結果を保証するための品質管理のポイント	当社における具体的な調達(解析)の管理の方法	証拠書類	備考(背景)
調達仕様	<p>①調達仕様書作成</p> <p>↓</p> <p>解析業務発注</p>	解析業務受注	<p>① 当社は、当社からの解析に関する要求事項(③、⑤～⑩、⑫、⑬)を、調達仕様書で確実に要求する。</p>	<p>(当社)</p> <p>① 「(1)調達仕様書の作成」参照</p>	・仕様書	①「解析業務ガイドライン」
計画確認業務	<p>②「解析業務計画書」の確認</p>	<p>③解析業務の計画</p> <p>⑬変更管理</p>	<p>② 当社は、供給者の活動を確実に管理するため、供給者が行う活動内容(⑤～⑩、⑫、⑬)を事前に解析業務計画書(③)にて提出させ確認する。</p>	<p>(当社)</p> <p>② 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 a.(a)参照 (供給者)</p> <p>③ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(a)参照</p>	<p>・解析業務計画書(供給者提出)</p> <p>・解析業務チェックシート(解析業務計画書用)</p>	②、③「解析業務ガイドライン」
解析実施状況確認	<p>④ 解析業務計画書に基づき、供給者に対する解析業務実施状況について現地調査にて確認し、適宜、監査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の実施状況 ・計算機プログラムの検証状況 ・入力根拠の作成状況 ・入力結果(手計算結果含む)の確認状況 ・入力クロスチェックの状況 ・解析結果の検証状況(審査の実施状況、デザインレビュー等の実施状況を含む。) ・変更管理の状況 	<p>⑤教育の実施</p> <p>⑥計算機プログラムの検証</p> <p>手計算の場合</p> <p>⑦-1入力根拠の明確化(解析担当者)</p> <p>⑦-2入力根拠の作成(入力クロスチェック者)</p> <p>入力根拠及び計算式の明確化(解析担当者)</p> <p>⑧入力結果の確認</p> <p>手計算実施</p> <p>⑨解析結果の検証</p> <p>解析実施</p> <p>手計算結果ダブルチェック</p>	<p>④ 当社は、供給者が解析業務計画書に基づき、解析業務を確実に活動していることを確認するため、以下の活動の実施状況を現地にて確認し、適宜、監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力データ確認の重要性等の意識付けを行うための教育の実施状況(⑤) ・入力根拠の妥当性の確認と入力データが確実にインプットされていることの確認のための入力クロスチェック(⑦-1、⑦-2、⑧)の実施状況 ・計算方法が適切な方法で確実に行われていることの確認のための計算機プログラムの検証(⑥)の実施状況 ・解析結果が妥当であることの確認のための解析結果の検証(⑨)の実施状況 ・解析業務に変更が生じた場合の変更管理(⑬)の実施状況 	<p>(当社)</p> <p>④ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 a.(b)参照</p> <p>(供給者)</p> <p>⑤ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(b)参照</p> <p>⑥ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(c)参照</p> <p>⑦ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(d)参照</p> <p>⑧ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(e)参照</p> <p>⑨ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(f)参照</p> <p>⑬ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(h)参照</p>	<p>・解析業務チェックシート(解析実施状況確認用)</p>	<p>④、⑤「耐震BC不適合」を受けた管理の強化</p> <p>⑥「解析業務ガイドライン」</p> <p>⑦-1「解析業務ガイドライン」</p> <p>⑦-2「耐震BC不適合」を受けた管理の強化</p> <p>⑧、⑨、⑬「解析業務ガイドライン」</p>
解析結果確認		<p>委託報告書作成</p> <p>⑩委託報告書の確認</p> <p>委託報告書提出</p> <p>⑪「委託報告書」の確認</p> <p>⑫品質記録の保管</p>	<p>⑪ 当社は、供給者の活動が確実に実施されたかを確認するため、供給者が確認した委託報告書(⑩)を提出させ、当社も確認する。</p>	<p>(当社)</p> <p>⑪ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 a.(c)参照</p> <p>(供給者)</p> <p>⑩ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(g)参照</p> <p>⑫ 「(2)調達製品(解析業務)の調達管理」 b.(i)参照</p>	<p>・報告書(供給者提出)</p> <p>・解析業務チェックシート(委託報告書用)</p>	⑩～⑫「解析業務ガイドライン」

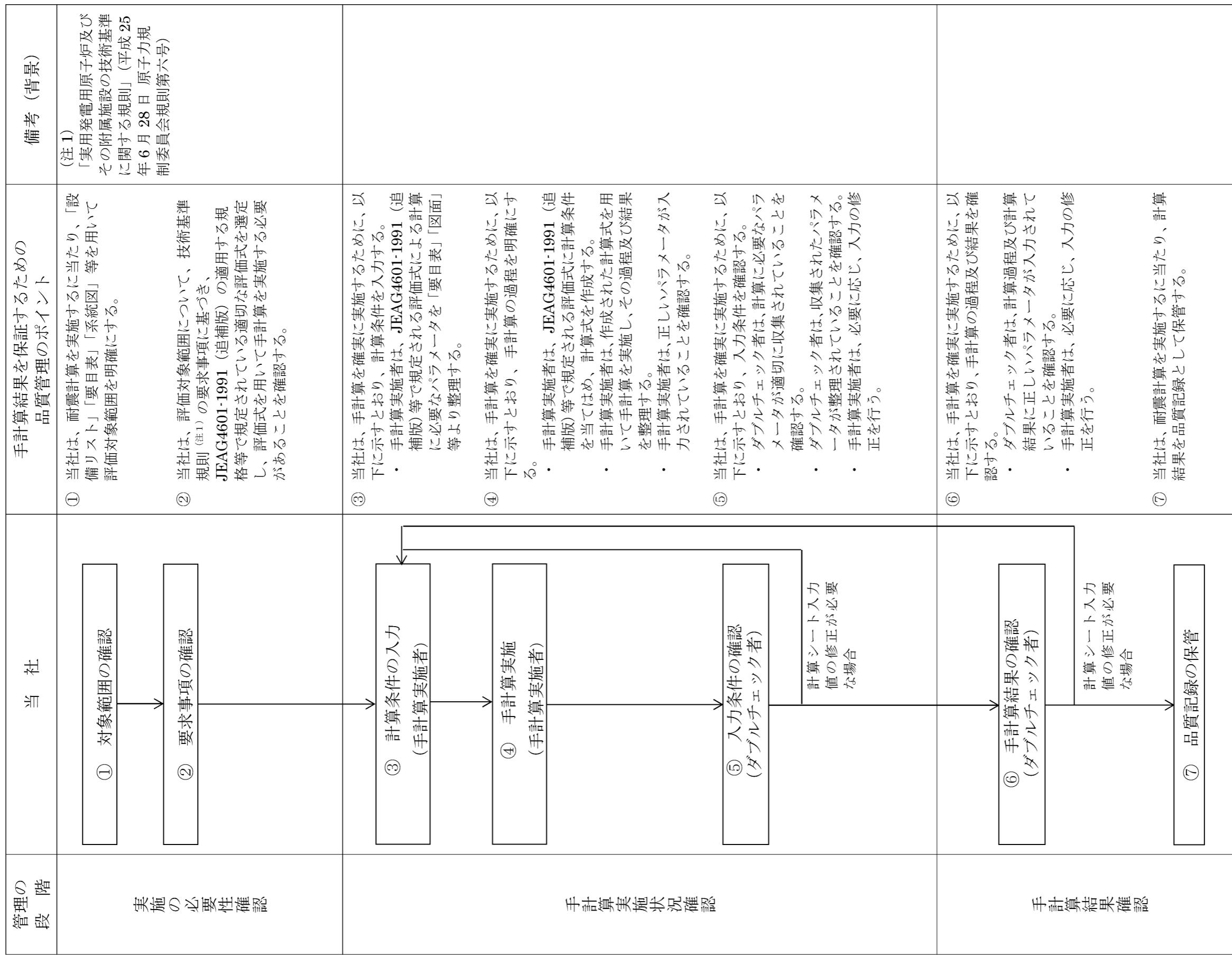


※2 入力クロスチェック者は、設計資料等から直接エコーデータの確認ができる場合は、設計資料等とエコーデータを直接照合してよいものとする。

↔ : 入力クロスチェック者による照合 → : データの流れ

第1図 入力クロスチェックのフロー

第2表 工事計画に係る手計算実施時の品質管理について（例：耐震計算）



本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

工事計画認可申請添付資料 2-2

玄海原子力発電所第4号機

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概 要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

玄海原子力発電所第4号機における「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係、進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、玄海原子力発電所第4号機における「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」の設計の実績、工事及び検査の計画について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の様式-1により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当、○:関連	実績(○) ／ 計画(△)	実施の内容			備考		
	当社		供給者			(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)					
	本店	発電所	◎	本店		発電所	供給者				
設計	3.3.1	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		◎	—	—	○	本工事計画に必要な要求事項を、資料 2-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。 原子燃料計画グループ長は、原子燃料計画グループの要員に、要求事項に関するインプットについて、その適切性をレビューさせた。また、その設計結果を社内決定文書として承認した。	・設計資料（社内決定文書）：玄海原子力発電所 3 号機使用済燃料貯蔵設備増強工事 工事計画設計資料 ・設計・開発へのインプットレビュー・チェックシート		
設計	3.3.2	各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定		◎	—	—	○	原子燃料計画グループの要員は、資料 2-1 の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、既工事計画の設計結果、設置許可基準規則、安全審査指針、技術基準規則及び設置（変更）許可をインプットとして、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を除く。）に係る機能ごとに「核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設」を抽出し、実用炉規則の別表第一及び第二に基づき手続きが必要な設備について整理した結果、今回の工事では、3 号機設備を 3,4 号機共用とすることから、4 号機設備に対象設備は無いことを確認し、様式-2 に整理した。 原子燃料計画グループ長は、整理した様式-2 について、原子燃料計画グループの要員に、資料 2-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点で確認させた。また、様式-2 を社内決定文書として承認した。	・既工事計画の設計結果（既に提出した工事計画及び既に認可された工事計画については、「既工事計画」という。） ・設置（変更）許可 ・様式-2 ・設計資料（社内決定文書）：玄海原子力発電所 3 号機使用済燃料貯蔵設備増強工事 工事計画設計資料		

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー			組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当、○:関連	実績(○) /計画(△)	実施の内容			備考		
	当社		供給者			(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)					
	本店	発電所	◎	業務実績又は業務計画		記録等	記録等				
設計	3.3.3 (1)		↓ 基本設計方針の作成（設計 1）	◎	—	—	○	<p>原子燃料計画グループの要員は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置(変更)許可をインプットとして、資料 2-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針として、既工事計画の基本設計方針からの基本設計方針の変更要否を確認したうえで基本設計方針を作成し、アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6 に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7 に取りまとめた。</p> <p>原子燃料計画グループ長は、原子燃料計画グループの要員が取りまとめた、様式-6 及び様式-7 について、原子燃料計画グループの要員に資料 2-1 の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューさせた。また、その設計結果を社内決定文書として承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式-2 ・ 様式-6 ・ 様式-7 ・ 設置(変更)許可 ・ 既工事計画の設計結果 ・ 設計資料(社内決定文書)：玄海原子力発電所 3 号機使用済燃料貯蔵設備増強工事 工事計画設計資料 ・ 設計・開発からのアウトプットレビュー チェックシート 		

各段階		設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当、○:関連	実績(O) /計画(△)	実施の内容				備考			
		当社				(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)							
						本店	発電所	供給者	業務実績又は業務計画				
設計	3.3.3 (2)		(3.5 調達)設備設計に係る調達管理の実施	—	—	—	—	—	今回の工事での対象となる設備は3号機設備であることから、4号機設備に対する業務は発生しない。	—			
設計	3.3.3 (4)		原子燃料計画グループ長は、設計結果として取りまとめられた様式-6及び様式-7が、資料2-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」で明確にした基本設計方針を満たしていることを確認する観点で、原設計者以外の者に検証を実施させ、社内決定文書として承認した。	◎	—	—	○	• 様式-6 • 様式-7 • 各設計資料(社内決定文書) • 設計・開発からのアウトプット検証チェックシート					
設計	3.3.3 (5)		原子燃料計画グループの要員は、資料2-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請(届出)書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)をもとに、工事計画として整理することにより、本工事計画認可申請書案を作成した。 原子燃料計画グループ長は、工事計画認可申請書案を確認し、工事計画認可申請の手続きを原子力工事グループ長へ依頼した。 原子力工事グループ長は、資料2-1の「3.3.3(5)d. 工事計画認可申請(届出)書案のチェック」に基づき、工事計画認可申請書案について関係各グループ及び発電所関係各課のチェックを受けた。	◎	○	—	○	• 工事計画認可申請書案 • 工事計画関連資料チェックシート(兼)依頼書					
設計	3.3.3 (6)		資料2-1の「3.3.3(4) 設計のアウトプットに対する検証」及び「3.3.3(5)d. 工事計画認可申請(届出)書案のチェック」を実施した工事計画認可申請書案について、原子燃料計画グループ長は、資料2-1の「3.3.3(6) 工事計画認可申請(届出)書の承認」に基づき、原子力発電安全委員会における審議を経て、原子効率建設部長の承認を受けた。	◎	—	—	○	• 工事計画認可申請書案 • 原子力発電安全委員会議事録					

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間 の相互関係 ◎:主担当、○:関連	実績 (○) /計画 (△)	実施の内容			備考		
	当社	供給者			(設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)					
					本店	発電所	供給者	業務実績又は業務計画	記録等	
工事 及び 検査	3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4 3.4.5	<pre> graph TD A[3.5.3] --> B[3.5.3] B --> C[3.5.3] C --> D[3.5.3] D --> E[3.5.3] E --> F[3.6.2] B -.-> F F --> G[3.6.2] </pre>						今回の工事での対象となる設備は3号機設備であることから、4号機設備に対する業務は発生しない。		
工事 及び 検査	3.4.6 3.6.2							今回の工事での対象となる設備は3号機設備であることから、4号機設備に対する業務は発生しない。		

※ -----> :必要に応じ実施する。